

公家衆地  
下人等光  
秀ヲ白川  
ニ迎フ

五山へ銀  
百枚宛大  
德寺へモ  
百枚

紹巴  
昌叱

光秀參内  
ス下ノ説

洛中ノ地  
子ヲ免除

天正十年六月九日

三五六

直出京、即予爲迎罷出白川、數刻相待、未刻上洛、直同道公家衆、攝家清華上  
下京不殘、爲迎至白川、神樂岡邊罷出也、向州云、今度上洛、諸家地下人禮之  
儀、堅停止之由被申、於路次對面、勿論於此方無對面之儀也、次至私宅、向州  
云、一昨日自禁裏御使忝爲御禮上洛也、隨而銀子五百枚進上之由、以折紙  
予ニ相渡之、即可持參候由申訖、次五山之寺へ百枚宛各遣之、大德寺へ百  
枚、予五拾枚爲當社之御修理賜之、五山之内依不足、賜予五拾枚之内廿枚  
借用之、次於小座敷羞小漬、相伴紹巴、昌叱、心前也、食以後、至下鳥羽出陣、次  
進上之銀子五百枚、令持參罷出、以勸黃門申入候處、親王御方御對面、委細  
申入訖、銀子長橋御局披露了、

〔參考〕

〔細川忠興軍功記〕 一光秀公ハ具足乍召御參内被成、扱洛中之地子被成御  
免高札御立被成候事、

○光秀、京都ノ地子ヲ免シ、諸寺ニ物ヲ寄スルコト等、便宜左ニ合彼ス、  
〔京都町家舊事記〕 京都地子御免之事、

一天正拾年六月、明智日向守上下地子赦免、

光秀京都  
ニ所司代  
ナ置ケ

御靈北野  
祇園燈  
籠料南禪  
寺其他禪  
寄附金ナ  
ス

地下人ニ  
金銀ナ下  
行シ地子  
錢ヲ免除  
ス

光秀參内  
シテ物ヲ  
獻ズトノ  
説

〔永祿以來大事記〕 光秀洛中ノ地子ヲ赦シ、安土へ赴キ巡見ノ歸洛、

〔織田信長譜〕 六月朔日夜、○中略、光秀、信長ヲ弑、光秀振威於洛中、置所司代、  
以掌政事、且免許洛中地子錢、寄進祠堂銀於五山并大德妙心兩寺、勅使屢來

勞光秀、々々即出京、赴安土、○下略、新撰豐臣實錄、三日ノ條ニカク、

〔增補筒井家記〕 乾 同四日、光秀御靈北野祇園等ノ諸社へ、燈籠料、南禪寺

○註、相國寺、略、建仁寺、略、東福寺、略、萬壽寺、略、妙心寺、略、大德寺、註、  
略、其外洛中洛外ノ諸院、諸寺へ祠堂金多ク寄附セシメ、麾下郎從ニ、感狀并

太刀、薙刀、駿馬、金銀、衣服等、如山ニ與へテ諸士ヲ勞ヒ、又三宅藤兵衛ヲ勝龍  
寺城ニテ討死、家人落失、空城トナル、城代トス、淀ニハ番頭大炊介、伏見ニハ

池田織部、宇治ニ奥田庄太夫在番セリ、三宅式部ヲ京諸司代トシテ、洛中洛  
外之地下人ニ金銀ヲ下行シ、地主錢永ク免除シケレハ、諸人難有思ヒヲナ

シ悦合リ、禁裏ヨリ、久我宰相、土御門少將ヲ爲勅使、京地子錢免許、叡感之旨  
宣旨在之、○中略、近畿ノ士志ヲ光秀ニ合スルモノ多キコト、及ビ光秀、長岡

一日ノ條、去程ニ日向守光秀、十日ノ未明ニ參内シ、久我宰相吉通執達ニテ、  
獻上金子五百兩、白帛百疋、綿五百把、且奏シテ云ク、奸心ヲ以テ、信長父子ヲ

天正十年六月九日

三五七



害シ、不慮ニ天下ノ政道ヲ掌ト云凡、天之救サ、ル所也、故芳輩羽柴筑前守秀吉中國ヨリ馳登リ、諸勢ヲ尼ヶ崎ニ會スルト承ハル、定テ兩三日ノ内ニ、於洛外、山河ヲ動ス程相戦ヒ、討死仕候ヘク思ヒ設ケ、今生ノ御暇ニ龍顔ヲ拜シ、忝思ヒ奉ルト云々、久我羽林、天意ヲ奉リ對テ曰、軍ノ勝利ハ公庭ノ知シ召サ、ル所也、地下錢免許ハ洛中洛外也、永代ノ厚情ナレハ、此積善後世ノ子孫ニ可及ト云々、向州忝ナキ餘リ、落涙シテ退出ス、其外仙院、女院、三公、九卿、百司、女官等迄、悉ク金帛ヲ獻呈セシコソ、死後迄ノ榮花ナリ、○下略、京都、人、地子錢免除ノ禮トシテ、光秀ノ陣ヲ訪フ

〔明智軍記〕

九 安土城以下開退事附光秀京都政務事

○上略、光秀、安土城ヲ收ムルコトニカ、ル、本月五日ノ條ニ收ム、又後生菩提ノ爲ニ、南禪寺、天龍寺、相國寺、東福寺、建仁寺、萬壽寺、大德寺、妙心寺、此寺々へ祠堂銀ヲ大分施入シケル、偕又阿彌陀寺ノ面譽上人ハ、信長御父子御存知ノ長老ニテ有シニ、日向守凡入魂ナリケルニ付、赦免ヲ蒙リ、織田殿何レモノ死骸ヲ取隠シ申度旨ヲ望ケル、光秀モ逆意ヲバ發シヌレ凡、道主從ノ儀痛シクヤ思ヒケン、總テ敵味方上下ニヨラズ、昨日討死ノ輩ニハ、法名ヲ授ケ、過去帳ニ認メテ、能々可

阿彌陀寺  
面譽

京都地下  
人光秀ニ  
禮ス

被致孝養トテ、砂金二包、面譽ニ與ヘケル、其外洛中洛外ノ地下人共ニモ金銀ヲ下行シ、其上所司代トノ、三宅式部大輔秀朝ヲ居置、地子錢モ、永代令免除旨嚴重ニ沙汰セラレシカバ、京都ノ者共悦アヘリ、久我宰相吉通難波中將宗豊、土御門少將通里ナド、日向守ニ參會ノ時分宣ヒケルハ、京中地子錢悉ク免シケル由叡聞坐シテ、古ヘヨリ無之處ニ、珍敷沙汰ヲモイタシケル者哉ト、敕定有ケル旨、仰聞ラレシカバ、光秀辱ク奉存ケル、

〔義殘後覺〕

五 明智日向守洛中禮を請給ふ事

かくて日向守光秀は、明日西國へ出陣かれり、京町中の者ども、御禮にあがるべし、則東寺の四ツ塚にて請給ふべしとありしかば、かしこまり候とて、おもひ／＼進上をぞいたしける、あるひのまんぢう、粽、もちのたぐひ、あるひは樽肴、菓子などをあぐるもありけり、又一方に、いやく／＼さやうのたぐひの、世も静謐におさまり、たがひに上下あごをぞんじやうにちやくして、御館にてうけ給ふごきにこそ、のしかるべけれ、すでに甲冑をよろひ、はたさし物にて、馬武具東西にはせちがひ、くろけぶりをたて、まかも鳥羽の野はらにてうけさせ給ふ禮あれば、たゞほしいひあごこそまかるべし



光秀京都  
地子役  
チ免ズ

銀子寄進  
ノ折紙

信孝光秀  
寄進ノ銀  
子ヲ處分  
セントス

天正十年六月九日

三六〇

れとて、引飯をつみあげてまいらする者もおほかりけり、さるほどに、日向  
守四ッ塚に牀机を立させおはしまし、此進上を見たまひて、引飯まいらせ  
たるを、心得たるものもあるものか、さて、殊外よろこひ給ふ、そのうち  
の給ひけるは、洛中の禮を請て、ゑるしなく、有べからずとて、向後町中の  
地子役をゆるし置との御誼あり、各ありがたしとて、よろこひいさみて歸  
りける、

〔大徳寺文書〕

城〇山

大徳寺

銀子百枚

日向守〇本書ハ光秀ノ  
筆ニカ、ル、

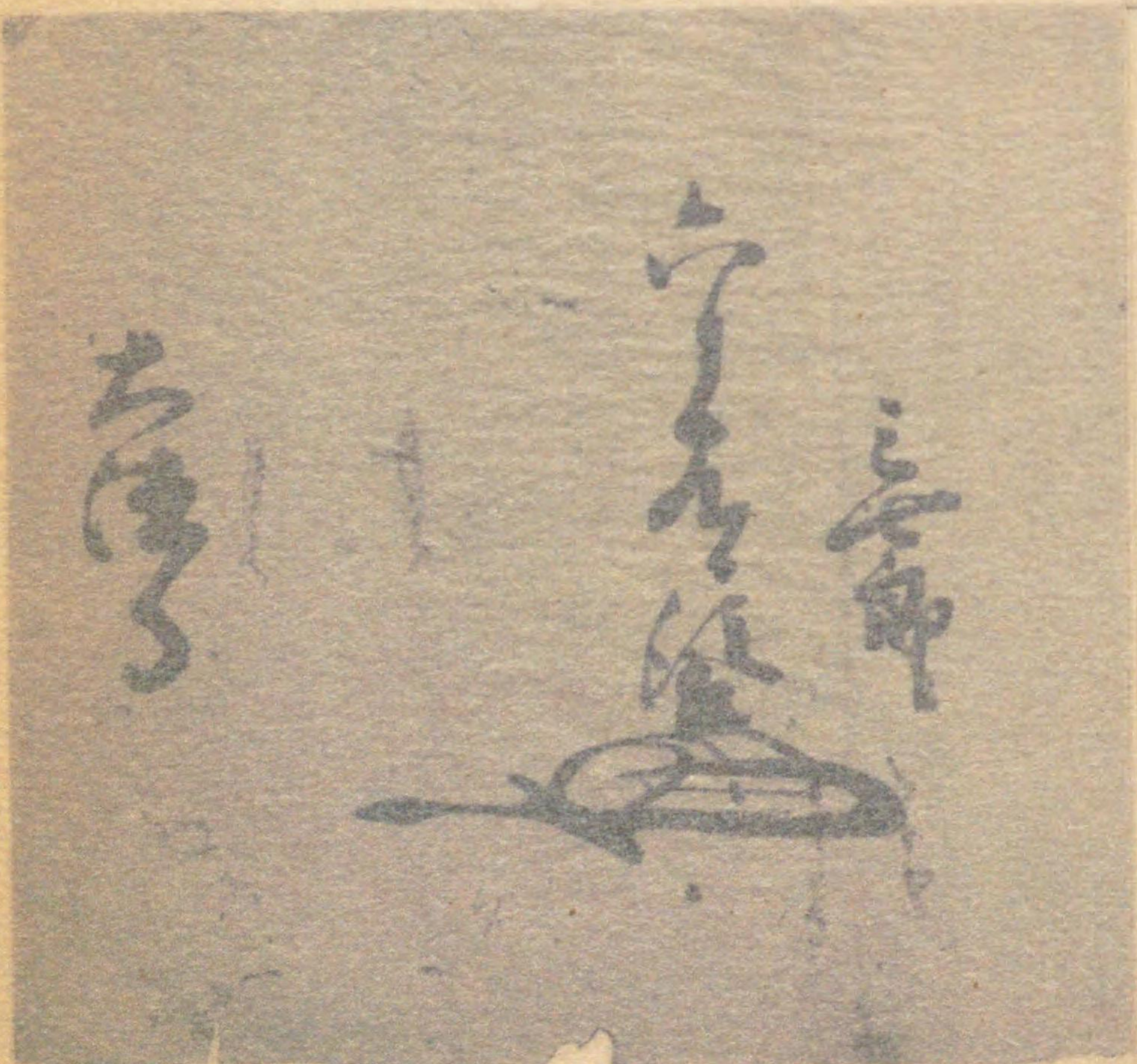
言、當寺へ明智遣候銀子事、我々上洛之刻可申付候間、可成其意事專一候也、謹

六月十九日

三七郎  
信孝(花押)

信孝書火 京都大徳寺所藏

原寸 〇・一七五



原寸 〇・一五五



惟任光秀自筆銀子寄進目錄并神戸信孝書狀 京都大徳寺所藏

大徳寺

信子 百貫

日向寺

原寸

南無

阿彌陀佛

信子

百貫

信孝

信子

信子

原寸

六月十九日

三七郎

信孝花押



惟任光秀自筆銀子寄進目錄并神戸信孝書狀 京都大徳寺所藏

大徳寺

銀子 百枚

日向寺

原寸 縦〇・一七五

日向寺

銀子

百枚

寄進

目錄

并

信孝書狀

惟任光秀

原寸 縦〇・一五五

東京国立博物館蔵

六月十九日

信孝花押



惟任光秀自筆銀子寄進目錄并神戸信孝書狀 京都大徳寺所藏

大徳寺

信子 百枚

日向寺

原寸 縦〇・一七五

六月十九日

三七郎

信孝花押

信孝

花押

信孝

信孝

信孝

信孝

信孝

信孝

原寸



惟任光秀自筆銀子寄進目錄并神戸信孝書狀 京都大徳寺所藏

大徳寺

信子 百枚

日向寺

原寸 縦〇・一七五

西行法師

信子

信子

信子

信子

信子

信子

信子

原寸 縦〇・一五五

版製社刷印武寫京東

六月十九日

三十七頁

信孝(花押)



光秀大德寺方丈并建  
寺方丈并建

大德寺

〔龍寶山大德寺誌〕

乾

明智門

方丈南門（可成之）明智日向守光秀所建、故名明智日向守光秀弑其君信長公、知命不保、納白金千兩於本寺、爲冥福、因建方丈南門、

惟任光秀、禁制ヲ大德寺ニ掲グ、

〔大德寺文書〕

〇山城

禁制

大德寺並門前

一 軍勢甲乙人亂妨狼藉事、

一 陣取放火事、

一 相懸矢錢兵糧米事、

右條々、堅令停止訖、若有違犯輩者、速可處嚴科者也、仍下知如件、

天正十年六月九日

日向守（花押）

羽柴秀吉、播磨姫路ヲ發ス、尋テ、攝津尼崎ニ抵ル、

〔萩野由之氏所藏文書〕

一 一兩日者無音候

天正十年六月九日



天正十年六月九日

三六四

羽柴秀長

一御馬より三町程先の(秀勝)信勝様秀吉御馬のほり堀久太郎其外常比御伽衆までと相聞え申候事、

一御馬より御跡八町計とも相隔と見え御舍弟羽柴(秀長)小一郎殿後より大和大納言殿と申候事、

〔淺野考譜〕

一 天正十年六月二日惟任日向守光秀始ノ姓ナハ謀叛ヨ

よつて京都まで織田信長同嫡信忠弑せる由備中の陣中へ告來る依て秀吉は毛利輝元とは和睦して宇喜多秀家の惣軍を押へ置姫路の國中をは長吉に任せ置て其身の五ヶ國の軍兵引具して光秀退治のため速に上洛也、

惟任光秀、長岡藤孝、同忠興父子ヲ誘フ、藤孝等肯カズシテ、羽柴秀吉ニ應ズ、

〔細川文書〕

○東

覺

一御父子もどゆの御拂候由尤無餘儀候一旦我等も腹立候へ共思案候程ウやうにあるへきと存候雖然此上之大身を被出候て御入魂所希候事、

姫路ヲ淺野長吉ニ委任ス

光秀ノ覺書藤孝父子誓ヲ拂フ

惟任光秀筆蹟

侯爵細川護立氏所藏

原寸

縦〇・三二八  
横〇・五〇三

Handwritten signature and seal in ink on aged paper.











光秀藤孝  
振リ宛ツ  
望ニ於テ  
ハ但馬若  
狹チ與ヘ  
弒逆ハ忠  
興等ヲ取  
メテシテ  
居來ハ隱

米田求政  
英甫永雄

一國之事内々攝州を存當候て、御のやりを相待候つる、但、若之儀思召寄候

ハ、是以同前ニ候指合き可申付候事、

一我等不慮之儀存立候事、忠興など取立可申とての儀ニ候、更無別條候、五

十日百日之内ニハ、近國之儀可相堅候間、其以後者十五郎(綱五郎)與一郎殿など  
引渡申候て、何事も存間敷候、委細兩人可被申候事、

以上

六月九日

光秀(花押)ノ自筆ニ覺書ハ、光秀

〔細川家記〕

藤孝三

一五月廿九日、信長公御父子、近臣僅の御人數ニ而御

上洛、本能寺ニ御坐候處、明智光秀逆心よて、六月朔日之夜、俄ニ洛ニ入、二

日未明より本能寺を圍ミ、信長公生害させ參らせ、信忠卿も、同日二條ニ

て討せさせ給ふ、藤孝君と、是より先、信長公御父子上洛、佐久間甚九郎も、

御勘氣御赦免有て、御供と聞へたる故、御歌の御使者として、米田求政を

被遣、求政も、二男藤十郎(藤十郎)、十如院(藤十郎)、雄長老(許)の本へ、入學の兼約有之故、幸

と相具して、今出川相國寺の門前の私宅ニ著まゐる折柄、右騒動を聞、愛宕

下坊幸朝と相議し、早田道鬼齋(武捷)、道功(武捷)、十六里(武捷)の道(武捷)を三時計(武捷)に著せしとい

天正十年六月九日



三日朝信  
長ノ計  
宮津ニ達ス

藤孝忠興  
父子共ニ  
薙髮ス  
沼田光友

藤孝家ヲ  
忠興ニ讓  
ル

天正十年六月九日

三六六

ふ、を丹後へ差下し、御父子の御事を告奉る、同三日、幸朝よりの飛脚道鬼齋也、宮津よ来る、藤孝君、忠興君、御仰天御愁傷甚し、暫ク有て、藤孝君被仰候、我々信長公の御恩深く蒙り、剃髮して多年の恩を謝まへし、其方事の、光秀と、智舅の間なき、彼と興をへきや、心よ任せらるへしと有、忠興君御落涙被成、御同意よて、俱に御薙髮被成候、叔光秀より、沼田權之助光友光壽院様の御弟、無程、忠興君に仕へて、改直次、忠使として來り、又書簡を以、御父子を招を候、○中略、六月九日、光秀覺書ニ、カ、ル、前掲、細川文書ニ同シ、右御本書有之、堅紙なり、當所を無之、一本兵部大輔殿と有る誤あり、

如此なきとも、御同心なく、彌御義心を勵さる候、此時より藤孝君御隠居にて、御國を忠興君へ御讓被成、御剃髮に而、幽齋玄旨と御改被成候、無程田邊を御隠居城に被成、宮津を忠興君御居城あり、或曰、忠興君御家督之事も、六月三日、藤孝君御剃髮被成、此節より忠興君に御國御讓被成候と見えたり、秀吉公之御狀も、忠興君に被當と云々、

田邊城

米田求政  
有吉立言  
モ剃髮ス

考に、田邊の御城御普請冬よ至ても有之候、十月、一色殿御討果之、砌、田邊御普請場へ御人數遣置を候と有、(奥之)玄蕃殿、松井を御城代被仰付候も十月あり、幽齋君も、此砌より田邊御入城被成候、不分明、或覺書、田邊と云々、古へる八田村とて、野村民家の庄也、昔田邊小太夫此所の地頭也、故に幽齋君此所を御城郭を御築き被遊、田邊城と名付給へりと云々、

壹岐守求政も、猶在京して、洛中の風聞を窺ひ居候に、忠興君の御志を光秀甚憤り被申由、承り傳へ、急き丹後へ馳下り、此旨申上候、此時藤孝君御剃髮故、求政も剃髮して宗堅と改メ、有吉立言も剃髮いさし、宗祐と改申候、

私云、光秀叛逆宮津へ聞へ候已後、死亡前後之事、忠興君の譜ふ粗出し置申候、

〔細川家記〕

忠興一

一六月三日、御出馬可被成とて、松井、有吉等之御先手、宮津を半道計押出し、犬の堂迄至る頃、愛宕下坊幸朝僧正よりの飛脚、泥足よ而御廣間を走上り、文篋差出候、其子細も、昨二日、明智殿の人數

天正十年六月九日

三六七



天正十年六月九日

三六八

俄よ襲來り、信長公御父子、本能寺と二條御所より御切腹被成候との注進也、藤孝君、忠興君、御仰天御愁傷甚く、先づ御人數を引入させらるる御父子共、御薙髮被成候、儲光秀より沼田權之助光友を使として、信長我度々面目を失とせ、我儘之振廻の之有之に付、父子共討亡し、積鬱を散し候、人數被召連、早々御上洛有て、何事をも能く計ひ可給、攝州幸闕國なを、先御知行可有との趣也、藤孝君御同心なく、忠興君忿怒の餘り、沼田を殺さんと被仰候、藤孝君、使こを咎なしとて、再三是ヲ留て御かへし被成候、

長岡直次

沼田を、御父子の御義心を感じ、藤孝君に便り、御當家へ御奉公仕度旨、懇々相願候に付而、御家人に被召加、長岡權之助直次と改申候、

一説に、沼田權之助御殺し候のんも、なまりなる事と再三御留被成たりを共、御合點なかりしに、左はらひ、明日四時分、其方へ可遣、そこよて可被打果と被仰し、忠興君御歸候而御待候へ共、刻限過しよより、尋こ被遣候得と、昨日の左様こ被仰候へ共、此度の先ッ使も、返事をも可被仰入ためと存、戻し候つると有し、御腹立被成し、共、可被成様

も無之候と云々、

松井家記

又一書、五月廿八日、藤孝父子宫津を立て、朔日、但馬國竹田と云所に著陣也、翌二日、光秀より飛脚來る、光秀の不義を惡んで返答に及不及、康

松井康之  
方ヨリ義  
絶ノ由明  
智左馬助  
荒木勘十  
耶へ申遣

陣也、翌二日、光秀より飛脚來る、光秀の不義を惡んで返答に及不及、康之方々の、明智左馬助、荒木助十郎迄、向後義絶之由申遣、飛脚を追返せ、同日、藤孝、忠興丹州へ歸らる、今日康之を京都に上せらるると云々、

光秀一色  
義有矢野  
光長ヲ招

同比、光秀が一色左兵衛督義有、矢野藤一郎、光長を招き、志を通しらる由也、忠興公も、信長公の弔ひ合戦の爲、丹波の國に攻入り、二ヶ所の端城

忠興秀吉  
及ビ信季  
長秀ニ通

を攻落させ、羽柴秀吉も使を馳て、光秀を逆意と與せ、丹波に攻入り、支城二ヶ所攻落候との御注進有、一に、此使米田甚左、攝州へ後、飛脚を被遣、信

孝並丹羽長秀に通して、光秀に御一味なき旨を告らせ候、一に、松井康之又同國萱谷の城に、光秀謀叛の前番の侍をせへらるに付、忠興君御不審に思召、有吉將監に御人數を被添、相番に被差置候、然處叛逆之由聞へ候に付、番の侍を可討取と御下知被成、將監押寄候へ、敵急に引取候也、此時忠興君も早速御出馬、一色義有も打出、忠興君に隨ひ候、萱谷の町家こ而、一色の家士等評議し、此節忠興君討て、光秀も便り、丹後の

一色義有

天正十年六月九日

三六九



忠興夫人  
明智氏ヲ  
三戸野ニ  
送ル  
侍女小侍  
從

國拔領をへしと催々を共忠興君の勇剛に恐を時を移を内よ萱谷の城  
聞落し々をい右之企も空しくあり弓の木の城は歸らる由也其後光秀  
より書を送つて御父子を招うを候幽齋君斯ても御同意なく彌義心を  
堅くせらる松井も明智左馬助に書を送て義絶いし候忠興君御室家  
に向て御身の父光秀の主君の敵なをい同室叶ふるうらまこと一色宗  
右衛門と云浪士并小侍従といふ侍女此二人計を付て丹波之國山中三  
戸野一書丹後國と云所へ惟任家の茶や有しよ送り被遣候御内室様此  
上るご御髪を切を給ひ小侍従も同じく髪を切らると也其頃の事よ  
や光秀の許は被仰越々るい腹黒なる御心故よ自らも忠興は捨らる幽  
なる有様也と恨らる候と也

明智軍記に此離別之時に御添被遣者も坂本より付來りたる池田六  
兵衛一色宗右衛門窪田次左衛門と云々

秀吉公天下一統の後此事を被感今も苦しかるまし御呼反し可然と被  
仰々をい其旨に隨之を候其頃秀吉公小侍従を被召出女の身として無  
類の忠節ありとて綾小袖等を被下そちヒカ男三人持させふ其内壹人の

おせうからふと御戯を被仰候其後忠興君の仰よ因て松本因幡う妻と  
成因幡没後尼と成り妙壽と云ふ一色宗右衛門も右の功よ依而御恩賞  
被下候

松本家記に小侍従の明智日向守殿より秀林院様へ被附置候女房に  
而御座候太閤様御代諸國御大名奥方伏見御城爲御見物被召寄候刻  
秀林院様へも御出被遊間敷由に而山内と申所に御立退被成候然共  
不被御出成候而の叶うべき趣に付小侍従申上候の乍恐私儀常に奉  
似御面體候由承候間御名代に罷出申度願申候間御名代に而罷出高  
藏主御取次を而太閤様御前へ被召出殊外御機嫌能御直に御茶被下  
御小袖紺綾御紋ハ桐等拜領其後も右爲御禮猶又登城仕候ケ様の譯  
よて因幡果申候而も後家へ御合力米被下候と云々

考に右之家記に秀林院様太閤之御前に御出不被成儀の勿論に而候  
へ共其事ゆへは山内と申所に御立退被成候と云の誤成るし且小侍  
従面體秀林院様を奉似御名代に出候と云も不審候因幡事の田邊御  
籠城之所へ出申候



天正十年六月九日

三七二

一羽柴筑前守秀吉と、毛利家と戦ひ、備中、備後、伯耆三ヶ國を受取て和平を調、幡州へ馬を入らせ、松井康之へ書此御書紛失を賜ふ、忠興君の御忠義を感じ、且、松井の義志を賞美せらる、是康之より早速飛脚をこせて、信長の御不慮を告候故也、秀吉の近臣杉藤七書を康之に送る、○中略、六月八日附、杉若藤七書、狀ニカ、ル、本月六日ノ條ニ掲ケル、松井家譜所收ノモノニ同シ、

一書ニ、信長御父子御生害之事宮津に聞へ、藤孝公、忠興公打寄給ひ、米田助右衛門是政も伺公（能）、良久して、忠興公被仰りたる、如此無道なる者、縁を組ぬを、他のそまりに逢ん事口惜しと被仰、是政申りたる、光秀逆意以前の御縁組を、兼而御存有へき、こゝらに、此上を彌自己の道を守んより外他事なしと申、忠興公かゝる無道の者の子、汝妻とし難し、如何すへきやと有りたる、是政申りたる、某妻も光秀内室の姪に候へり、相同敷候、先ッ丹波の山谷中、三戸野邊に、兼而知るる山伏罷有り、此者宅に御蟄居可然と申、藤孝公も可然と曰ひ、小侍従と云女、阿喜多藤平一成、池田六兵衛、一色惣右衛門、久保田次左衛門、并米田う家人、木崎大炊、并妻女、小川權六是政妻の親類、佐木家の者也、をも附奉る、彼者

共を御供とし、山中に送らせ、山伏宅に蟄居し給ふ、見聞人、兩君の忠義を感じ奉り、孺人の有様ニ哀を催し候也、藤孝公剃髮有て、幽齋玄旨ト改給ふ、かゝる所、沼田光友を使として書を贈る、藤孝君、忠興君大に怒り、御返書に及され、沼田を討捨らるへきを共、此度と思ふ旨有て命を助くる也、重而不可來とて、御家人に仰て追出さる、權之助歸て斯と申り、光秀兼而一方の大將にも頼み思ひし藤孝公御父子、案に相違せし處、御息女の方、今度無道の御振廻より、自も與一郎に別を、三戸野と云ふ恐しき山の中、住居して侍るよしの消息來せり、光秀の逆罪をうとみ、米田よつきて、終に忠興公の家人と成る、斯而米田求政も、今出川の屋敷を預け、次男藤十郎を十如院雄長老に預け、東福寺山稻荷山を経て、小幡（本）に出、男山洞、峠に懸り、丹後國に歸る所ニ、筒井順慶に逢たり、順慶、求政を見て、いかゞ壹岐守、世の變逆をいかゞ、洛中の首尾の問、求政の、かく不及言語儀也、某を聊の用事ニ付上京仕りぬを、共、越中守備中松山（能）に出陣、付、大坂へ赴候と返答せ、

天正十年六月九日

三七三



天正十年六月九日

三七四

松倉重信

順慶大和  
ニ歸ル

康之秀吉  
陣ニ至  
ル

順慶さほらひ、越中守殿へ傳言いさへし、今度の大變言語は絶候、秀吉、信長の弔合戦は備中を引をさりと承れ、程なく上著たるへし、我等人数も引取候と被申へしと有る處は、順慶家老松倉市九郎後守に豊重政（城方）兼而光秀方へ使者の様こもてなし遣し置たるか、京より歸りて、何うの知らせ順慶よさゝやき々を引返して和州は歸陣したるう、求政も夫より丹波路を越、丹後ニ歸せり、丹羽長秀も攝州は歸り、幽齋君、忠興君書を以て志を同じ、亡君の仇を復せん事をとかり給ふ、是より先、秀吉、高松の城を攻破らせり、毛利輝元、備中、備後、伯耆を捧げ、和睦せんと請ふ、折節、長谷川宗仁より、信長御父子殺逆（城方）は逢給ふ事を告來し、速に惟任を追伐有らんか爲、毛利と和平して攝州ニ歸り、播磨の賀古川を渡り給ふ時、松井康之來せり、秀吉大に怒りて、汝等も惟任う徒也と有たるは、物馴たる康之なせり、少も騒り、太刀を後ニ投て御舟は取りはき、藤孝父子共は逆徒と與し申サさる旨を相述、兩君の御書を御舟は投入りせり、秀吉大に御感有て、世鎮りて後、康之は賞を賜り、豊臣氏を下し賜るごとくやと云々、

米田家傳に、幽齋様御父子様、求政、松井、有吉を被召御談合、求政申上候に、御當家も、信長公御取立之御事御座候、明智殿も御同前之事ニ而候處、如斯に天下を御取しき候事、いかにも成申間敷候、御當家も最初より信長卿御取立を被思召候様、御極被遊可然と申上、猶又求政も、洛中ニ忍ひ入、様子を聞可申上と、上下六人ニ而上京仕、東福寺之内ニ縁有故、入込様子を承合申候、扱明智殿の、丹後より御人数出不申事を立腹ニ而、毎日御様子御尋候處、何者り申さるやらん、米田こそ檢見ニ上り、東福寺ニうくせ居候由御聞候而、討手被越候旨相聞候ニ付、夫より求政も、東福寺を立去、直ニ丹後ニ下り候事、難成、太和よかり、南都より大坂に罷越候處、和州より筒井順慶人数を引連被參候ニ、くらかり峠の手前ニ而行合申候、順慶、求政へ被尋候に、京都の様子如何ニ而候哉、何方ニ何とて參候やと被申候故、事の次第を語候へ、順慶も夫より人数を和州ニ引入被申と云々、考に、此說少異也、疑しきも、左も有へき事も多し、故ニ參考の爲、爰は出し置申候、

天正十年六月九日

三七五



長岡直次  
佐野一揆

米田宗賢  
細川興元  
松井康之  
志水清久

天正十年六月九日

三七六

御領内不慮之變を被思召、熊野郡野一に竹佐野城宮津より八里、嶺山より五里、但馬口也、長岡權之助直次を城代として被遣、其邊を鎮めたるは、舊主佐野源五郎常次、但馬國に宰浪して有し、時を得たりと立反り、岩木岩一に外右衛門を初め、郷民數多駈催して、佐野の城に夜込をかくる、權之助強く防ぎ戦ひ候得共、小勢を以て不叶切腹いし候、敵方井上卒度右衛門其首を取る、一揆蜂起之事、宮津にも聞へたる故、米田宗賢宗賢を加勢として被遣候へ共、敵早入替り候間、力なく此由を注進せ、依之依之玄蕃殿、康之等を被差向、米田是政、有吉立行も、隊下を率して城を圍む、一に忠興君、御出馬下有、敵門を開き突て出る、松井康之、志水清久、敵を突伏て首を取、其餘各力戦して、數多討取候間、殘黨城に北ヶ入る、志水清久城の機をとり、一たんに攻落んも安々を共、味方の士卒疵つらんも然るべからず、程なく敵落去へしとて、強く攻め、果して其夜城を出て、北ヶ去候を、追討に數多討取り、城を取りへし、其邊仕置の爲に、米田宗賢を被差置、在所の惡徒を誅せらる、殘黨尙但馬國に北ヶ隠ル、由聞へ候間、宗賢尋さがして、七十餘人を切殺し、岩木、佐野、井上等が首を獻し候也、

忠興山崎  
役ニ出陣  
ストノ説

矢野藤一  
郎

藤孝ノ使  
者茨木ニ

瀧太平記  
一書、竹野の首領、竹野園右衛門を始、一揆と與むる者捕へ來て、首を刎とほり、

一書、同月七日、藤孝父子丹後を發して、軍を天王寺に屯して、秀吉の高松より登るを待、秀吉盟辭を筆して、父子に誓ふ、秀吉の内府の弔合戰、取を以、法體の相よて戦んとて、警を截る、藤孝父子も同之、同十日、秀吉は從軍して陣を山崎に張る、忠興も先ツ天王寺の西尾崎をのり取て、大功を立たり、中略、三宅藤兵衛の、五百餘兵を以、青龍寺を衛る、忠興は我舊城をれいとて、同十五日、丹羽長秀と共に、此を圍て拔と云々、相違論に不及、

同國奥山に、矢野藤一郎、惟任に與して、忠興君に從之、有吉立行御下知を受て、隊下の士卒を率し、打向、藤一郎を初め、悉く討取り、國中平均いし候、

一六月十六日、秀吉山崎表ふして、光秀と一戦あり、其頃幽齋君、忠興君より、米田甚左衛門是澄初政、三上兵藏、友田兩使として、彌御義心を告らせ、怨敵退治の趣を伺はせ候、此兩人攝州、茨木邊一本、高槻、よて秀吉に參り合、斯と

天正十年六月九日

三七七



天正十年六月九日

三七八

申々せり、秀吉兩人を召して、直ニ意趣を聞届、感悅不斜、某ニ於て聊隔意なし、無程對面いよせへしと曰ふ、兩人承り、左候而甚左衛門を兵藏ニ向ひ、一刻も早く罷歸、此旨申上らるへし、此表合戰急ニ見へ候、某も所存有之間、残り留り秀吉公の先手ニ加り候、此儀をも宜被申上候へと申含メ、何とぞ先陣ニ加り申度由願候へ共、御免無之を、頻ニ願ひ先手ニ加り候、扱合戰初る時、光秀の先陣ニ火緘（註）の鎧を著、茜の吹貫を差ふる兵、渡邊美濃介藤家と名乗る、甚左衛門名乗合々切結、暫勝負なかりし、雙方刀を捨て引組、田の中ニ落重り差違て死せ、秀吉、高山喜兵衛を被遣、甚左衛門ヲ討死の様を被開召、彼者先手ニ加り度由望し時、戰死之機見へより、忠興父子の眞實を米田ヲ顯したり、惜き者々なと被仰候、

後ニ、幽齋君忠興君、秀吉公御參會之時、是澄ヲ忠死の事被仰御惜み候と也、總而此兩使之事ハ、是澄ヲ勤め申せし事と也、是澄も壹岐守直政弟ニ而、始々政俊と云ふ、江州佐々木家ニ仕候ガ、壹岐守御家ニ參候已後、甚左衛門も來り、五畿内并紀勢尾濃江諸國、所々の軍ニを武功有之候由、子孫無之、

〔細川忠興軍功記〕

一 忠興様ハ、六月三日に、備中へ御出陣被成候に付、丹後宮津御居城之外に犬堂と申所迄、御人數押出し、御出相待申候處に、愛宕下坊より、飛脚泥足にて御廣間へ走り上り、文笈（註）指出申候を、取次上げ申候、忠興様早御法體被遊御出被成、信長様御父子共に、御腹被爲召候注進に候、御人數打入可申迄、被成御意候に付、御人數引入申候事、

一 光秀公より、沼田權佐御使ニ被遣、忠興様御人數被召連、急き御上り被成候様よと被仰進候、御返事、此度之助被歸候、重而參候ハ、御誅伐可被成候迄承届歸申候事、

〔松井家譜〕

一 松井御譜 一 秀吉ノ略、信長、甲斐ヲ征スルコト、及ビ藤孝等ニカハル、六月三日、宮津御出馬被成候之處、愛宕下坊幸朝僧正方よと早打を以、昨日之朝、惟任日向守殿於京都本能寺、信長公之御旅館を取圍、急ニ被攻入候故、信長公御生害、同日信忠卿於二條城御切腹之由申來、猶又日向守殿よと、沼田權之助を以、右同斷ニ付、御人數被召連、早々被成御上洛、攝州關國ニ付、被成御領知候様申來候得共、御同心不被成、被及御義絶旨、康之よと、明智左馬助、荒木勘十郎迄申遣、沼田權之助者、直ニ宮津へ

天正十年六月九日

三七九



天正十年六月九日

三八〇

罷在候、此節幽齋様御落髮、三齋様者、御本結を御拂被成候、○中略、松井康之、丹波、藤孝父子ノ輝元ト和シ、姫路ニ歸陣セルヲ告グルコト、並ニ秀吉ノ臣杉若藤七、秀吉ニ收

藤孝父子  
丹波ニ入  
屬リ光秀ノ  
城ヲ攻

佐野ノ一  
揆

松井康之

幽齋様御父子様者、信長公之御仇を可被報与、被仰談、丹波國に御討入、端城二ヶ所御攻落被成、逆意に御一味不被成、去ほし、惟任領之二城御攻落被成候段、秀吉公に御注進被成候、且又丹後國中不慮之儀、後出來可仕哉与、被思召、但馬境熊野郡に佐野と申城有之、御入國以前者、佐野源五郎与申者在城仕候處、但馬國に立退申候、右之城に、同月、長岡沼田權之助直次を爲押被入置候處、井上卒度右衛門其頃、岩木外右衛門と申候、而、与申者を始、一揆を起、或夜佐野城を忍取、二仕、權之助を責詰申候付、遂に於本丸自害仕候、此段康之居城與謝郡日置に相聞、日置、三里、嶺山早速出馬仕、嶺山嶺山、五里、よ、志水伯耆清久急に討出、長岡玄蕃頭殿後出馬有之、攻圍申候付、一揆共城戸を開討出候之處、康之を初相働、敵を討取、家來共、後能働、一揆を城内に追込申候、其競に城を乗取候半与申候處、玄蕃頭殿、康之兩人に、伯耆申候者、郷民之一揆共、而、城を持、保可申様、後無之候得者、無程明

退可申候間、俄攻におよひ申間敷由申候付、同意に存、下知仕、俄攻を止居候處、其夜一揆共城を落去候を追討に仕、數多討取申候、

〔秀吉事記〕 惟任退治

光秀藤孝  
及ビ順慶  
ヲ招ク

六月十日、於坂本城、歸陣、然、惟任合體、之侍、丹後國、守護長岡兵部大輔藤孝、大和國、守護筒井順慶、京都、之趣、令注進、早々可有上洛之由、再三雖遣使札、惟任逆意、間不相與者也、○上下略、光秀、安土ニ入ルコト、及ビ信孝等、信澄、ナカ、并ニ本月五日ノ條ニ收ム、

〔太閤記〕 三 長岡父子堅守信事

長岡兵部大輔藤孝の、信長公へ度々比忠義を勤められし、丹後の國守とかし給へり、丹波と隣國なるお依、藤孝比嫡子與一郎後號、越中守、を、惟任の聲よし侍をよと、信長公仰よ依て、親しく有し也、六月二日午前、於二條、信長公御父子爲光秀御腹死されしよし、聞とひとしく、藤孝も與一郎もかとおろしかとし、落涙の體いとたうとく見え、なかり、與一郎、妻に向て云やうの、汝ら父光秀の、眼前主君のかたを、同室よあなふへあらはとて、丹後の山中三戸野と云所へ、一色宗右衛門尉を付て送たり、與一郎、無二の忠義、嚴然、それの、情をこどもかく見えしよ依て、愛別離苦のなけきあよなふ哀

天正十年六月九日

三八一



天正十年六月九日

三八二

よみえし故、聞人さへも袖を去らぬのちし、惟任の信長公御父子を弑し奉り、長岡父子へ、急き著陣有て、何事をもよたふ相計給へよと、飛脚走き波を立、攝州幸ふ關國なれり、知行せらばへき旨を、堅く其沙汰ふ及へり、雖然一向其儀ふ與せし、還て弔合戦の勢ふ加ふかんと、秀吉等へ羽檄を飛し云をくししなむ、惟任の其心はしの堅を、露えらて、一方は、大將ふ心あてなる處ふ、息女比らふより、今度逆なる御裁判ふより、とつゝのらも與一郎ふわかれまいらむ、三戸野と云おそろしき山の中ふ、かまかなりしを、まゐりして侍るよし、文來りたれり、光秀驚きあへむ、○總見記、新撰豐臣實錄、異事ナシ

〔參考〕

〔永源師檀紀年録〕

坤

翌三日、明知家ノ飛書田邊ニ至ル、曰ク、與力ヲ乞ヘ

ルナリ、屋形大ニ驚キ、急ニ忠興主ヲ呼ンテ、如何ント問フ、忠興主深思ス、時ニ興元主ノ曰ク、憚アリト云ヘ、（六月）謹テ愚意ヲ述ンカ、近年織田家權ニ誇リ、輕慢スルコトハ、光秀一人ニ非ス、諸將皆ナ然リ、且ツ日蓮宗ヲ信メ、諸宗ヲ駈リ破リ、卅番神ヲ崇メテ、諸社ヲ燒却スル者、伊勢ノ兩宮、敦賀ノ氣比、山王、殿山、白山ノ別所等ヲ始トメ、指ヲ屈メ算ヘ難シ、武門ノ習トメ、タトヘ一旦

忠興夫人  
明智氏光  
秀二書ナ  
寄ス

興元光秀  
ニ與セン  
ト説ク  
信長日蓮  
宗ヲ信ジ  
諸宗ヲ破  
ルトノ説

信長惡逆  
無道比類  
ヲ絶ス

忠興光秀  
ト絶タシ  
トイフ

藤孝忠興  
ニ聽ク

忠興夫人  
明智氏光  
秀ニ送  
ノリ返  
スト

戰場ノ爲ニ、其地ヲ焦土ト爲スト云フ、（六月）再建ノ此ヲ敬ス、彼ノ公其ノ意決メ無シ、惡逆無道比類ヲ絶ス、人望此ニ盡ク、此ノ故ニ、今光秀ノ手ヲ借テ、神明コレヲ罰スル也、當家又深思アルニ非ス、光秀ハ初ヨリ當家中興ノ轂ヲ推シ、更ニ縁家タリ、速ニ師ヲ出メ與力シ玉ヘト、忠興主ノ曰ク、其言一理アリ、然レモ享祿以來、三好等ガ爲ニ、當家數ケ國ノ領地ヲ失ヒ、僅ニ青龍寺一城ヲ持テ、（六月）四千貫ニ越ス、剩サヘ永祿八年以來、コレヲサヘ却奪セラル、身ヲ容ル、ニ所ナシ、此ノ時ニ丁テ、織田家興テ、此ノ庇蔭ヲ蒙ル、舊城及ヒ船井桑田ヲ領シ、今國主ニ到ル、當家ノ功績タリト云ヘ、（六月）織田家ノ恩庇ニ非スヤ、好シ急ニ師ヲ丹波ニ出サンニハト、屋形ハ兩息ノ料簡ヲ默然トシ、聞了ツテ曰、忠興ノ言、（六月）理ノ當然ナリ、然レモ光秀ト縁家タルノ事、人豈ニ容サンヤ、忠興主ノ曰ク、女ノ縁ニ依テ不義ニ與セン、其ノ瑕永劫ニ至ルトモ、豈ニ消センヤ、速ニ女ヲ離縁セシメント云テ、直ニ室家ニ曲説メ、其ノ臣本郷沼田ヲ召メ曰ク、汝等此ノ室ヲ奉メ、明智家ニ歸ルベシト、因テ龜山ヘ送り還シヌ、（六月）沼田、光友、及ビ本江、（六月）室家入與、屋形使价ヲ秀吉ニ馳テ、此變ヲ告ク、忠興主ハ先ツ丹州明知ノ屬城ヲ拔、（六月）兩所也、丹州竹野郡ノ郷民

天正十年六月九日

三八三



蜂起ス、忠興主此ヲ征伐ス、同月七日、屋形父子ハ、丹後ヲ發メ、軍ヲ天王寺ニ屯ス、秀吉ノ備ノ高松ヨリ登ルヲ待ツ、秀吉盟辭ヲ筆メ、屋形父子ニ誓フ、又秀吉ハ、此行ハ内府ノ弔陣ナレバ、法體ノ相ニテ戰ントテ、警ヲ切ル、屋形及ヒ忠興主、其他ノ池田信輝、宮部兵部、丹羽長秀、氏家經國、蜂屋賴隆モ、又同ク警ヲ截ル、○下略、藤孝父子、秀吉ニ從ヒ、山崎ニ光秀ノ軍

〔増補筒井家記〕

乾

又去三日、光秀、近士明智兵介ニ、太刀短刀金銀等ヲ持

セ、丹後へ遣シ、國主細川藤孝、同忠興へ言遣ケルハ、我多年信長公ニ對シ、怨懷アル事ハ、父子ノ知ル所也、故ニ昨二日、於京都、御父子ニ生害ヲ遂サセ畢ヌ、然ハ縁家ノ好ヲ以、此度我ニ一味アレハ、感悅不可過之、早丹後ニ但馬若狹、播磨等ヲ加ヘテ可被領知ト云々、細川父子大ニ驚キ怒テ、兵介ニ逢テ曰ク、我父子ハ信長公ノ大恩ヲ請、且、不義ノ逆心ニ與スル事不可有、汝ヲ忽討テ捨ヘケレ、宥恕ヲ加ヘ助返ス也ト、送物ヲ擲出シ、座ヲ立去、兵介赤面シテ歸上ル、又忠興室ハ、光秀カ娘ナリ、不義者ノ子ナレハ、士ノ婦ニハ叶難シト、坂本ヨリ、從臣池田六兵衛、一色宗右衛門、窪田次右衛門等十餘人ヲ相加ヘ、丹後國三戸野ト云フ山里迄送リ返サル、光秀生害ノ后、天正十二年春、秀

明智兵介

光秀、藤孝、但馬若狹、播磨等ヲ加ヘテ、我父子ハ信長公ノ大恩ヲ請、且、不義ノ逆心ニ與スル事不可有、汝ヲ忽討テ捨ヘケレ、宥恕ヲ加ヘ助返ス也ト、送物ヲ擲出シ、座ヲ立去、兵介赤面シテ歸上ル、又忠興室ハ、光秀カ娘ナリ、不義者ノ子ナレハ、士ノ婦ニハ叶難シト、坂本ヨリ、從臣池田六兵衛、一色宗右衛門、窪田次右衛門等十餘人ヲ相加ヘ、丹後國三戸野ト云フ山里迄送リ返サル、光秀生害ノ后、天正十二年春、秀

忠興使者ヲ斬ルト

光秀ハ藤孝ノ臣ナリト

吉公依命再ヒ返シ入ト也、私曰、慶長五年、石田三成、一揆ノ時、伏見ノ屋敷ニスルモ、多キコト、及ビ光秀、筒井順慶ヲ誘フコト、等ニカ、ト、本月四日、及ビ同日、十一日ノ條ニ收ム、

〔武功雜記〕

四

明智日向守、信長公ヲ弑候テ、味方可有與力之由、書狀ヲ細

川幽齋へ遣候刻、幽齋披見、授々加様ノ書狀ヲ心ツヨク越候モノカナ、使ノ儀ハ、トモカクモ三齋ニヨロシク被致候へト被申候へハ、三齋則其使ヲ成敗被致候事、○近代雜記

〔老人雜話〕

乾

明智始め細川幽齋の臣也、幽齋の家老米田助右衛門など

悪く當りけむ、明智こらへむ、信長は歸し、遂に丹波一國、五十萬石計、近江よて十萬石を所領せ、明智常云、全く米田の蔭也と、此故に三齋を堵ごは、

〔武功雜記〕

七

明智者、本細川幽齋ノ家來也、幽齋家老松井佐渡氣ニ不入

候故、兼々明智存知候ハ、何トゾ信長へ御奉公ニ出度ト願居候節、信長へ幽齋ヨリ、使者ニ被申付、明智參候時、信長出頭人へ參リ、明智申候ハ、兼々信長へ御奉公申上度ト存ル所存ニ候、何トゾ被召出被下候様ニト頼候、彼出頭人信長へ申上候へバ、御機嫌能可被召出由御申ニ付、左候ハ、此御返事ヲバ、飛脚ニテ遣シ、直ニ罷有度由申、左候ハ、心次第ニ致候へト被仰付、彼返



天正十年六月九日

三八六

康之忠興  
ニ光秀ノ  
女ヲ乞フ  
トノ説

事ヲバ飛脚ニテツカワシ、直ニ信長へ御奉公ニ罷出ル、其志故随分相勤、信長御意ニ入、後ニ丹波國ヲ被下候節、幽齋ハ丹後ニ被居候故、近國ニテ候へバ、有時松井所へ、明智見廻ニ被參候、松井驚、不存寄御出難有由申候へバ、明智被申候ハ、我等儀ハ、松井氣ニ不入候故、却而致立身候、其方影ト存候故、禮ニ參候、アダハ恩ニテ報候トハ、此事ニテ候ト被申候、松井忝由申致馳走、扱松井申候ハ、明智殿ノ御娘子可有候間、檀那與一郎殿へ縁邊ヲ取結度ノ由所望致候、明智被申候ハ、古主ノ事ニ候へハ、忝儀可申様無之ト被申、明智ト越中殿縁邊此時調也、

蒲生氏郷、近江常願寺ニ禁制ヲ掲グ、

〔近江蒲生郡中野村大字常願寺共有文書〕江〇近

禁制

常願寺

- 一 當手軍勢濫妨狼藉之事、
- 一 伐採竹木事 付放火之事、
- 一 相懸矢錢 並非分課役事、
- 右條々、違犯族可處嚴科者也、仍如件、

天正十年六月九日

忠三郎 在列

毛利輝元、誓書ヲ伊賀家久ニ與へテ、其忠誠ヲ賞ス、

〔萩藩閔録〕

二十九 井原孫左衛門

雖事新儀候、去年以來、別而御入魂、殊今度上勢打下、此表及鉾楯候之處、以無二御覺期、中筋被相押、無異儀候故、任存分候、於各令満足候、然間、向後自岡山、御身上之儀、雖被申候、無忘却見放申間敷候、若此旨於僞者、可罷蒙梵天帝釋、四大天王、惣日本國中大小神祇、八幡大菩薩、摩利支尊天、殊嚴島大明神、氏神、天滿大自在天神御罰者也、

毛利

天正十年六月九日

輝元 御判

吉川

元春 御判

小早川

隆景 御判

伊賀與三郎殿

伊賀家久

天正十年六月九日

三八七

輝元元春  
隆景連署  
ノ起請文



天正十年六月九日

三八八

○伊賀家久、宇喜多直家ヲ去リテ輝元ニ屬スルコト、九年八月十九日ノ條ニ見ユ、ナホ輝元、乃美千熊丸ノ所領ヲ安堵スルコト、便宜左ニ合

敘ス、

〔萩藩閥閥録〕

乃美仁左衛門

備後國萩原内地頭分百伍拾貫、藝州佐東郡内貳拾貫、防州矢地生野屋西郷内百貫地等事、任元就、隆元合力被申之判形之旨、無相違御知行肝要候、仍一行如件、

天正拾年六月十七日

右馬頭 御判

乃美千熊丸

上杉景勝、屬將蓼沼藤七ニ書ヲ與ヘテ、再ビ京都ノ變ヲ報ジ、利ヲ以テ、越後新發田城主新發田重家ノ臣ヲ誘ヒ、其主重家ヲ圖ラシム、

〔蓼沼文書〕

前羽

急度申越候、仍而如先書申越、上方之様躰必定ニ候、定而可爲大慶候、因茲新發田事、家中之者共ニ、此度相稼（新發田重家）因幡之儀、切腹於成候ニ者、家中者共、急度取立ヘキよし可申候、以前之證判のことく、早々可相稼由申、其方も相稼尤候、

新發田重家ヲシテ切腹セシメ、メバ其家ヲ取立

新發田手ニ入ル計ハ奇ニテ思ヘ

左様ニ忝く、只新發田手ニ入計ハ、さらニ〜きごくと思候間敷候、其心ヘ簡要候、爲其直ニ申越候、誰人申越共本ニ不成候、身ニ直筆ニ而申越ことくニ稼尤候、返事も直ニ可申越候、彼書中ちらすはしく候、以上、

追而、其方兄事、此度打死成候、ふん不及是非候、以上、

六月九日

景勝(花押)

蓼沼藤七

蓼沼藤七殿

○景勝、長尾市右衛門、楠川出雲守ニ命ジテ、越後根知ニ在城セシムルコト、便宜左ニ合敘ス、

〔上杉年譜〕

二景勝十六

同月十日、長尾市右衛門、錯亂以來、連日ノ忠信武勇

今何ソ忘ン、今般根知在城仰付ラレ、其上吉江領地ノ分支配仕ヘキ旨命ラ

ル、并ニ城邊普請等ノ節、人夫召仕フヘキ旨仰付ラレケル、其御書云、就根知在城申付、吉江分預置候、普請之時、人脚等可召仕者也、仍如件、

天正十年

六月十日

景勝

長尾市右衛門

長尾市右衛門殿

天正十年六月九日

三八九



天正十年六月十日

三九〇

同日、楠川出雲守根知在城仰付ラル、ニ依テ、主人ハ申ニ及ハス、從者マテ諸關所通融ノ事、何時ニテモ相違有ヘカラサル旨、御朱印ヲ下サル、其御書云、

楠川出雲守

楠川出雲守、府内根知上下諸關、何後無相違可通者也、如件、

天正十年

御朱印

六月十日

所々領主中

十日、丙申惟任光秀、河内ニ入り、明日、下鳥羽ニ還リ、淀城ヲ修ス、

〔兼見卿記〕三 六月十二日、戊戌、日向守敵歟、自山崎令出勢、於勝龍寺西、足

鐵放軍

輕出合、在鐵放軍此近邊放火、

〔兼見卿記〕四 六月十日、丙申、日向守至河州表、相働云々、

下鳥羽ニ

十一日、丁酉、向州至本陣、下鳥羽歸陣、淀之城普請云々、

淀城普請

十二日、戊戌、在所之構、南之外堀普請、白川、淨土寺、聖護院三郷之人足合力也、

攝州ヨリ

自攝州、山崎表へ出足輕、勝龍寺之西ノ在所放火、此義ニ近所衆驚止普請、

シ勝龍寺

各歸在所、

〔多聞院日記〕九 六月十二日、葉柴藤吉、既至攝州、猛勢ニテ上、家康既至

家康安土

安土著陣云々、如何可成行哉、覽惟日衆八幡山崎ニ在之、淀邊へ引退歟云

奈良中靜

々、依之今朝ハナラ中靜ル、殊昨日雜談申出、隱物取事、井上九郎三郎カ物

共沙汰也、則三人令生害、彌シツマル、

〔蓮成院記錄〕一 惟日ハ山崎八幡（通）ホラカ峠ニ著陣云々、○本書コノ記事月

光秀洞ヶ

峠ニ出陣

〔參考〕

〔細川忠興軍功記〕一 光秀公、筒井御待被成、洞ヶ峠ニ御座候處、大坂より七

兵衛殿切腹被成候、又秀吉公ハ、備中より御上り被成候、早兵庫迄御著之

由、注進被聞召候ニ付、其儘洞ヶ峠御引取被成候て、狐川を渡り、山崎表へ

御人數御集め被成、先手ハ山崎へ被押向、御旗本ハ穩坊塚ニ御人數御立

被成候由之事、○光秀、順慶ヲ待ツコト、

〔續本朝通鑑〕二 百一十一日、六月乙未、光秀待順慶、遂不至、留齋藤利三於洞

峠、而到淀修城壘、

天正十年六月十日

三九一

光秀山崎  
表ニ人數  
ヲ集ム  
旗本ハ穩  
坊塚ニ立

奈良中靜

光秀洞ヶ  
峠ニ出陣

家康安土  
著陣ノ風

鐵放軍

光秀河内  
ニ入ル

下鳥羽ニ

淀城普請

攝州ヨリ

楠川出雲

天正十年

御朱印

六月十日

所々領主中

鐵放軍

光秀河内  
ニ入ル

下鳥羽ニ

淀城普請

攝州ヨリ

シ勝龍寺

家康安土  
著陣ノ風

奈良中靜

光秀洞ヶ  
峠ニ出陣

光秀山崎  
表ニ人數  
ヲ集ム  
旗本ハ穩  
坊塚ニ立



光秀軍事  
ヲ議シ部  
署ヲ定ム

筒井順慶  
上洛ノ處  
其日歸國

大和衆大  
安寺等ニ  
陣取ル

南方衆及  
井戸一  
手ノ衆光  
秀ノ軍ニ  
合セント  
シテ出發  
ス

順慶ハ堅  
一ク惟任ト

順慶郡山  
城ニ鹽米  
ヲ入ル

山城へ出  
セル兵ヲ  
返ス覺悟  
變ル

光秀ノ使  
者藤田傳  
五來ル傳  
同心ナシ  
秀吉ニ通  
ズ

天正十年六月十一日

三九二

丙申、光秀聞秀吉發姬路、而止淀城修補、而議軍事、以齋藤利三爲山崎之先陣、柴田源左衛門及近江兵副之、總五千人、松田氏、並河氏爲山傍之先鋒、其兵二千、伊勢氏、諏訪氏、御牧氏在其右、其兵二千、津田氏在其左、其兵二千、光秀在最末、

十一日、酉、是ヨリ先、惟任光秀、筒井順慶ヲ誘フ、順慶之ト絶チ、是日、使ヲ遣シテ、羽柴秀吉ニ應ズ、

〔多聞院日記〕二十 六月二日、

一順慶今朝京へ上處、上様急度西國へ御出馬トテ、既ニ安土へ被歸由歟、依之被歸了、○下略、信長、信忠、生害ノコトニカ、ル、本月二日ノ條ニ收ム、

三日、

一今日當國衆ハ、悉大安寺、辰市、東九條、法花寺邊陣取云々、如何可成行ウ々々、

四日、筒井ニハ、南方衆、井戸一手ノ衆、惟任へ今日立云々、いウ、ウ、

五日、昨日山城へ出衆ハ、引退了ト、然ハ三七殿ト被申合歟、尤、

一伊賀ハ御本所衆ノ城開、則國ハアキタル間、各牢人衆入歟云々、

一木津も筒順へ申合、則在所へ入了、初夜之時分ニ入云々、

一○上略、光秀、近江ノ諸城ヲ收ムルコ、筒井先日城州へ立タル人數、今日至トニカ、ル、本月五日ノ條ニ收ム、江州打出、向州ト手ヲ合了、順慶ハ堅以惟任ト一味云々、いウ、可成行哉

覽、

一日中後又大雨下了、

一夢禪子腹切了、未死歟云々、題目ハ不知、

九日、過夜大雨下了、以外之洪雨也、

一今日河州へ筒衆可有打廻之由沙汰之處、俄ニ延引云々、又郡山城へ鹽米

一俄ニ被入云々、いウ、覺悟相違哉、ふしん、いウ、

十日、先日山城へ立筒人數昨今打返了、藤吉近日ニ上決定、ト、依之覺悟

替ト聞へ了、

十一日、又雨下、○中略

一昨日從向州使ニ藤田傳五、順慶へ來、無同心之通返事切レテ、昨夜木津迄

歸テ又呼返了ト、いウ、心苦敷事也、

一藤吉へハ、既順慶無別儀間、誓帟被遣之、村田、今中使云々、

天正十年六月十一日

三九三



天正十年六月十一日

三九四

一井戸若狹、此間煩、既ニ一昨日九日ニ死了、深隱密云々、實否如何、一向ウソ也、

順慶切腹ノ風説

奈良中物ヲ隠ス

一今日四過ニ郡山ニテ順慶腹切ト申來、以外仰天ノ處、順慶ニテハナシ、傳五ニ腹切セ候ト申來、肝消ス處、ソレモウソ也、ナラ中同前ノ沙汰併天魔ノ所爲也、沈思々々、ナラ中物ヲ隠ス、向州ノ内衆カクシ物取テ、一兩人殺了云々、沈思々々、可出來ト見タリ、無端々々、

一略○中大雨下、乍去雷始鳴、ツユ可上相歟、昨日ヨリ六月節ニ入了、

一ナラ中入夜迄、物隠ス事以外也、

十二日、○下略、秀吉、攝津ニ抵ルコト等、

一昨日於郡山、國中與力相寄血判起請在之、堅固ニ相濟了、

〔蓮成院記録〕

一羽芝筑前守西國与和シテ、信長殿、近日可有上洛旨、頻ニ風聞在之、小坂邊ニハ七兵衛殿并泉州ヨリ三七殿殿御子、被越御談合与

順慶ノ與力血判起請ス、秀吉上洛ノ風説、信孝ハ人数少シ

五日ヨリ藤田傳五

云々、御人数一向無人之由也、若井ニ在之、歷々諸將ハ、當國へ被申合度之由、切々使者來也、當國儀モ、 人数不被相立見合歟、不審由、 然者從惟日、切々使者被相越、從去五日傳五逗留云々、從順慶者、羽筑へ今中へ被

郡山ニ逗留ス

〔太閤記〕

三 一 惟任江州安土山之城ニ移る事

差遣、入魂由風聞、 ○本書ヨリノ記事、月日ヲ闕ク、六月

順慶ハ秀吉へ入魂

○上略、光秀、安土城ニ入ルコト、加ふる處ニ、織田七兵衛殿、於大坂ニ、三七殿ニカ、ル、本月五日ノ條ニ收ム、かゝる處ニ、織田七兵衛殿、於大坂ニ、三七殿丹羽五郎左衛門尉調略を以、切腹之由告來りぬ、又筒井順慶のさへ以使札、如前々親まむとせむとも、其需ニ應せさぬ品々、うせとなしおみえしうと、

旁以先畿内を平治せんとして、安土山より、明知左馬助を殘し置、佐和山ニ荒

木山城子共二人入置、 ○總見記ニハ、坂本ノ城ニ光秀、其身ハ小性馬廻、弓鐵

砲計にて、順慶ニ直談すへき事有と、以飛札日限を究め、八幡もちの丸洞ヲ

峠に參陣し、筒井を待居さり、光秀ヲ二男ニあこと云て、十二歳ニなれしを

同道し、是を質心ニ順慶ニ出し置、入魂儀彌ふらうせんと謀り、われ共、洞ヲ

峠へも不出合けせり、日向守諸方の心あて多く相違えて、われ共、其夜

乃ひとりことに、扱もかく思ひし事共、違ふ物ヲ柴田ハ長尾喜平次と

於越中對陣、羽柴筑前守ハ毛利右馬頭と於備中對陣、何も不經年月を、と

らうれ隙ハ明ましきと思ひ、各得勝利奪ると也、まゝ長岡越中守、筒

井順慶とは與すると云よを不及、同胞の因よれもひつる、おれ又左も

心宛多ク相違ス

光秀洞ヶ峠ニ抵リ、順慶ヲ待

天正十年六月十一日

三九五



天正十年六月十一日

三九六

侍らば家康の泉州堺の津より下向せられの伊賀地よおひて一揆として  
うちごめも其國の義前々れごとく一揆は恩賜をへき旨云つうのし侍る  
處も是も無恙三州下著とらん聞し也織田七兵衛尉の相果ふと云ひとつ  
としてはうしした事のちしとあきれえてつふやきよけり○總見記大  
抵同信澄  
ノ殺サル、コト、本  
月五日ノ條ニ見ユ、

〔参考〕

〔細川忠興軍功記〕

一光秀公の三七様五郎左衛門殿御打果可被成候間、筒  
井順慶に人數出し候得の、洞ヶ峠にて御待合可被成と被仰遣候得の、則  
人數出し可申と申に付、中一日二夜洞ヶ峠に野陣被成、筒井御待被成候  
事、

〔續本朝通鑑〕

正親町二十

六月壬辰

光秀到男山陣洞ヶ峠遣二男古阿古於  
筒井順慶爲質、告曰、卿其來此、相面議事、順慶不來、

〔增補筒井家記〕

乾

同四日

光秀ヨリ齋藤大八郎内藏介ヲ以、筒井順慶へ  
書翰並太刀二腰、段子三十端、縷子三十卷、金子千兩持遣シテ曰、我累年信長

光秀二男  
古阿古ヲ  
順慶ニ質  
トス  
トノ  
説ク  
大八郎  
齋藤  
光秀  
遣シテ  
順慶  
トノ  
慶招ク

光秀洞ヶ  
峠ニ野陣  
ケテ  
順慶  
ヲ待ツ

大和紀伊  
和泉紀伊  
合子乙與  
末子乙與  
丸子乙與  
ニセント  
イフ  
トノ  
説ク  
順慶  
トノ  
謀ル

松會重信  
陽ニ光秀  
ニ與シ陣  
シケル陣  
待タシ  
イフ

鳥勝猛等  
重信ニ贊  
ス

順慶人質  
ニ及バズ  
トテ使ナ  
返ス

リ、於此期味方ニ與セラレハ、大和ニ和泉紀伊ヲ合可被領也、猶疑ヒナカラ  
ン爲ニトテ、末子乙壽丸ヲ人質ニ遣ストアリケレハ、順慶使大八郎ヲ專念  
寺ニ宿シ置、麾下ノ諸將ヲ會シ、此事ノ評議ヲナスニ、一座ノ若士一同ニ、筒  
井家ノ繁榮此時ニ到レリ、元來筒井家ハ、信長ニ對シテ君臣ノ約ナシ、且數  
度ノ功ハ、筒井家ニ在テ賞ハナシ、光秀今信長ヲ害セシハ、信長モ公方義昭  
公追放セシ咎、天之示ス所ナリ、早ク光秀ニ力ヲ合セ功ヲ立テ、三ヶ國ヲ領  
玉ハ、筒井家ノ諸士等多年苦戰ノ功、爰ニ晴ナント云フ、時ニ老臣松倉右  
近進出テ曰、此儀甚不可然、弒惡ノ（逆カ）光秀ニ與シ、豈其咎ヲ免レンヤ、然共年來  
光秀トノ好ミ、默止カタシ、爰ニ一ツノ計智在、先ツ光秀へ同心ノ旨ヲ返答  
シ、大軍ヲ卒シテ、城州八幡山迄出馬可在、彼地究竟ノ要害ナレハ、暫ク在陣  
シ、世ノ様ヲ可被見合歟、是ハ羽柴秀吉ヲ初、信長恩顧ノ諸將等馳登ラハ、弔  
合戰アルヘシ、其時内通シテ逆徒裏切アルヘシト、強テ諫メケリ、島左近（勝雄）  
市、越智、箸尾、小田切、小和泉、井土等迄、イシクモ云ツル勝重（信下向シ）カナ、我々モ左コ  
ソ存スレト、一同ニ申ケレハ、順慶實モト思ヒ、大八郎ヲ呼出、先當座ノ賞祿  
ヲ與へ、我光秀ニ舊交深ケレハ、人質ニ不及、聘物ハ功ヲ立ル後ニ此ヲ可請、

天正十年六月十一日

三九七



天正十年六月十一日

三九八

順慶洞ケ  
トノ出陣  
トノ諷

光秀順慶  
ニ兵糧  
着ナリ  
トノ諷

順慶島勝  
猛ヲ遣シ  
テ秀吉ニ  
通ズトノ  
説

追付出馬シ、力ヲ合ヘクトテ、乙壽丸ト送物トヲ大八郎ニ添テ、都ヘ返シケ  
 リ、偕筒井城ニハ、藤四郎定次ヲ殘シ置、十市、越智、箸尾、明山ニ在番サセ、順慶  
 ハ島左近友之松倉右近勝重飯田三郎次郎直宗、小田切宮内春次、小和泉四  
 郎秀元、井土十郎國秋、檜原右衛門光之、森縫殿介好高等、其勢一萬餘人、同月  
 五日申刻ニ、筒井ヲ出馬シ、同夜亥刻ニ八幡洞カ峠ニ著テ宿陣シ、陣小屋懸  
 ケ、光秀ヘ爲案内、森好高ヲ遣シケレハ、光秀ハ、カ、ル内謀ヲハ争カ可知、大  
 ニ悦、兵糧酒肴數ヲ盡シテ送リケル、同八日、順慶洞ケ峠ヨリ、島左近丞友之  
 ヲ秀吉陣ニ遣シテ云ク、某シ年來光秀ニ好ミアリト云トモ、豈大惡ノ叛臣  
 ニ與センヤ、仍是迄令出馬所ニ、貴客ノ上國ヲ聞、大悦不過之、近日光秀ト交  
 戦アラハ、其粧ヒ見合セ裏切致シ申スヘシト云々、秀吉大ニ悦ヒ、此砌ノ  
 ナレハ、益々忠勤ヲ抽ンテラレハ、厚恩タルヘシトテ、友之ヲ召出シ、汝ハ音  
 ニ聞筒井家ノ大勇ノ者ナリトテ、駿馬薙刀ヲ玉リ、此度順慶ノ先ヲ掛ケ、光  
 秀ヲ追ヒ討ヘシト宣フ、石田治部三成取次、是ヨリ石田ト島左近ト益々シ  
 タシメリ、○上下略、光秀、細川藤孝父子ヲ招クコト、及ビ物ヲ獻シ、京都ノ  
 地子、錢ヲ免除スルコト等ニカ、ル、并ニ本月九日ノ條ニ收ム、

〔藩翰譜〕

筒井 十二上

順慶 略

○中 十年二月、國中の軍勢引具して、信濃國ニ向ふ、

順慶井戸  
勢ヲ分チ  
テ光秀ニ  
加勢セシ  
ム

順慶秀吉  
ニ通ズ

山崎ノ戦  
ニ會セズ

池田恒興  
使ヲ順慶  
ルノ許ニ  
送

武田滅ひて、又四國(中カ)の地ニ向ふへしとて、本國ニ歸り、六月二日、既ニ打立  
 及ひ、織田殿父子京ニて、明智日向守光秀ヲ爲メ失給ひぬと聞へ、順慶、大安  
 寺、辰市、東九條、法華寺の邊ニ陳取、井戸一勢を引分て、光秀ヲ加勢と云、四日  
 也、井戸、攝津播磨の多勢攻登ると聞て引て歸る、十日の光秀、筒井ヲ心替り  
 ぬと思て、使して申旨有、藤田傳五を以使と爲、使、順慶返答も及之、一帯  
 の起請文書で、うら切をへき由、羽柴筑前守秀吉の許ニ云送り、村田九、中自  
 ら七千人ををきゐて、宇治道を経て京ニ入らんと云、十四日、先陣打立、  
 山崎の戦すて、事終りぬと聞給ひて、三七殿の御陣ニ參りたる、秀吉、順  
 慶ヲ味方せしさま、云甲斐あしと思ひしうと、筒井もどより有勢の者よし  
 て、近江、伊賀、伊勢、尾張等の戦ニ、常ニ味方ニ有て、其功もは、少うらね、本  
 領安堵せし事、織田殿の時ニかゝらば、

〔池田氏家譜集成〕

十九

明智光秀謀叛并追討信輝軍功之事

又大和國筒井順慶ハ、惟任日向守と睦し、一味ヲ或や否とて、池田紀  
 伊守信輝より、日置猪右衛門、土倉四郎兵衛、丹羽山城三人ニ使を命らば、三  
 使畏而申さるハ、順慶一人身ニて光秀ニ一味ニあらハ、光秀を追討せらる、大

天正十年六月十一日

三九九



おれ邪魔よて候、然らぬ首尾を見て、即時に打果し候をしと云、勝入左有とて、我股肱の如き三士死なて如何せん、順慶、光秀に一味たらぬ、謀をめぐらし、諸將相議して打亡するきよこそ、(か服方)あはて卒爾入事不可有と宣ふ、三士重て申おれぬ、順慶を亡し候にんは、數千の手負死人必定也、其外も臣等討死も可仕哉、然るお首尾能く三人よて打果候にんは、數千のかかりとならんこそ本望ぬ、然る候、然らぬ光秀を亡し給ふ事、たやまかおれしと云て行おれ、順慶も逢て、三士間近く詰寄、惟任日向守と御一味よて、横嶋邊へ御出張可有由、風説有故、否を承度とて、使を以て申入るよしを演説せ、順慶聞て、人類もゐらぬ大悪の光秀に一味ををきいぬをかし、各と同しく光秀を打果し、信長公の弔よををれとこそ存候得と被申處、實も聞へおれと、三士悦て歸るさ、途中よて丹羽山城言々、順慶異義も及ぬ、即座に差殺すへき事いとやましく思ひし、順慶側も十七八歳見へし小性、順慶刀を持て居たりし、其眼さしをぬとせは、頭を切とり、ゆるく見へしと語りおれぬ、日置を土倉も、されぬ我をさこそ思ひ候つと云々、其後程經て、彼小性の事問尋おれぬ、牧村兵太とて、後の方々武者修行を

順慶光秀  
ニ一財セ  
ズト答フ

牧村兵太

おれ勇士ありとこそ、

土倉貞利

私よ云、老士乃語りし、右の使信輝公も、土倉四郎兵衛一人よ被命、順慶公御逢被成時、諸士の中を不恐怖通り、順慶公牀几よ腰を被掛御座候、御膝許へ參り、御返答お否有てぬ、順慶公を差殺し可申心底有之時、勝入ぬ此方を疑ひ被申哉、無道の光秀よぬ一味不申と申候得と被申、四郎兵衛申おれぬ、御先手へ、明智(通説カ)ふ不申間、勝入ぬ通候とも、毛頭讒不申候と、直に被仰付を承、勝入ぬも可申間と申時、順慶暫く考、已後使番を呼、右之段被申付口上を聞、四郎兵衛罷歸り、其後四郎兵衛物語よ、世上よ能き人の少き物、順慶へ使よ行し時、順慶内故名の不知、異名今辨慶と言者、此方側よ居る、若順慶へ飛懸氣道(色方)もゐらぬ、差殺し可申氣性、面色よ見へ、此方ひざ元よ氣を配り居る辨慶に、被差殺内よ、順慶を差殺し可申と思處、返答よ否無之、無事に歸、外よは心遣ひの侍、大身の順慶内よも、壹人も無之と物語の由、右土倉四郎兵衛名乗の貞利、氏の菅原、○常山紀談  
大抵同シ

〔陰徳記〕五六十 筒井順慶與羽柴秀吉一味之事

筒井四郎入道順慶ハ、昔源三位頼政ト一味シテ、宇治橋ニ於テ、一人當千ノ



順慶八幡  
山麓ニ出  
陣ス

順慶光秀  
ルノ恩ヲ蒙

中西小次郎  
順慶與  
ニ敗ナリ  
説ク

天正十年六月十一日

四〇二

勇ヲ成シ筒井ノ淨妙明秀カ後胤ナリ、一年松永彈正謀反ヲ企、自害シテ後ハ、大和一國ヲ信長ヨリ給リケル間、先祖ニモ未聞國主ト成テ、榮花ニ誇リケリ、去程ニ信長爲惟任被討給ト聞ヘケレハ、大和ヨリ其勢五千餘騎ニテ打テ出、八幡山ノ麓ニ陣ヲ居家ノ子中坊飛驒守ヲ先トシテ、盡ク召集メ、抑今度光秀逆意ヲ構、信長ヲ奉討、誠ニ惡逆無道ノ至、免角申ニ不及、然者我等信長ノ御厚恩ヲ報センカ爲ニ、光秀ニ向一矢射ン、勿論也、サレモ退テ愚案ヲ廻スニ、我如此立身シテ、和州一國ノ主ト成事ハ、偏ニ光秀カ信長公へ能様ニ申成シ故ナレハ、我光秀カ恩ヲ蒙ル、更ニ言語ニ難伸、恩ヲ知ヲ以テ人トシ、不知ヲ以畜類トス、然者光秀ニ一味セザランモ、亦禽獸ニ相同シ、又君ヲ討輩ト一味セハ、我モ亦謀反ノ同罪難免、君ノ恩ヲ報セントスレハ、骨肉同胞ヨリ猶親シキ朋友ノ好ミヲ不知似タリ、朋友ノ盟ヲ堅セントスレハ、八逆罪ヲ受身、歎テモ又餘有リ、兎ヤセン角ヤ有ント案シ煩ヒ、如何ニ々々ト家人共ニ向、異見ヲ請レケレモ、兩儀何ヲ是トシ、何ヲ非トセント辨エ難ク、皆閉口シテ居ケル處ニ、酌ニ有シ中西小次郎、其年十七歳ナリケルカ、（巻）譚子傍ニ置畏テ云様、是非得失難辨、（巻）叟コソ、僉議評定モ可有之候へ、

是程黑白分明、理非歴然タルヲ、サシモノ御家老衆モ分別ニ迷ヒ、工夫ニ泥ミ給フヤト云ケレハ、其中ニ年闌タル翁ノ、小冠者メカ、推參ナルヲモ申物哉、身ハ椰子ノ大ニテ、許（巻）幾ノ大口ヲ開ケリト罵詈シカハ、其恥順慶、イヤトヨ左ニ非、年老タリトテモ、年少ナリトテモ、機分ハ差不可有、何ニテモ思ヒ寄ルコアラハ、旨趣ヲ不殘可申ト有ケレバ、中西先仰候處ハ、惟任カ君ノ御前能様ニ申成シ故ニ、大和一國御拜領被成候、此厚恩依難報、君ノ怨敵ナレモ、惟任ニヤ與スルト、被仰候コソ心得候ハ、子君ノ御志ナクハ、惟任如何ニ申トモ、争カ恩賞ヲ與へ可給、其恩ノ淺深ヲ比セハ、恩ノ與タルヤ深キ、申成シタルヤ深キ、是ヲ何カ何ト思惟ニ涉ル處ニ非、一、授君臣ノ道ヲヤ專トシ給、朋友ノ道ヲヤ守リ給、是又并ヘテ云ニ不足、是二、又主ヲ討タル逆臣ヲ亡シテ、忠臣ノ名ヲヤ得給、君ヲ弑スル大惡人ニ與シ、永ク慕（巻）惡ノ名ヲヤ受給、是三、今合戰ノ勝敗ヲ計ルニ、信長ノ御厚恩ヲ蒙リタリシ者モ、數ルニ、羽柴筑前守秀吉、柴田修理亮勝家、瀧川將監一益、佐々内藏助、蒲生飛驒守、其外泛々ノ輩イクラト云數ヲ不知、此者モ皆一味同心シテ、惟任ヲ亡サントセハ、光秀争一日モ安穩ナランヤ、羽柴、々田カーノ籌ヲ以戰トモ、何モ

天正十年六月十一日

四〇三



天正十年六月十一日

四〇四

光秀ヨリハ勢モ多也、智モ勇モ勝レタレハ、光秀亡センコト十カ七八ナルヘシ、増テ右ノ諸將ノ中、二人ト志ヲ一致ニシテ、君ノ恩ヲ報セントセハ、光秀十カ十滅亡タルヘシ、是四、授天ノ照覽ヲ計ルニ、八逆罪ノ者ヲヤ守リ給、忠戰ヲ抽スル者ニヤ與シ給、是五、又世人ノ心ヲ察スルニ、忠信ニヤ與スル、逆臣ニヤ與スル、是又申ニ不及、是六、此外其道理ヲ申サハ、盡期不可有、誠ニ尪弱ノ某、短才愚智ヲ以テスラ、是非ハ分明ナリト存候ニ、サシモノ各閉口シテ、時ヲ移シ給コトノ不審ニ存、角心ノ趣ク處ヲ不殘、不顧是非、任口申上ルニテ候ト云ケレハ、順慶手ヲ丁ト拍テ、誠ニ云處其理至極セリ、我六十二及是程ノ理ニ迷ヒケルコト、中々各ノ心中コソ耻入候ヘ、中西カ申處ハ、全渠カ申ニ非、春日大明神ノ、小次郎カ胸裏ニ入給ヒテ我ニ教給ナリ、難有々々尤々ト同、則秀吉一味ニソ定ヌラレニケル、扱秀吉ヘ同心ノ使ニハ、誰ヲカ可遣ト有シ處ニ、中西申ケルハ、唯某參候ハン、其子細ハ、當家大身ノ輩被參候ヒナハ、千一モ惟任勝利ヲ得候ハン、唯筒井殿ヨリハ、ソソデヤウ何カシ、秀吉與力ノ使ニ行タリト云ヘハ、御家ノ御大事ニ及候、御理立兼可申候、其使ハ中西ト云小冠者カ參タルト申セハ、人更ニ角大事ノ使ヲカ、ル者

ニハサセ給ハシ、僞ナラント可存候、大身衆ハ世間ニモ人ノ存タレハ、陳シ給トモ利ヲ得給ハシ、某ハ埋木ノ人知レヌ身ナレハ、後陳シ給ハンニモ便有ヘキカト云ケレハ、順慶道理至極セリトテ、則中西ヲ秀吉一味ノ使ニソ立ラケル、惟任ハ角トモ不知、筒井ハ定テ我ニ一味別儀有間敷ト思、使ヲ以テ、味方ニ御志有テ、御出張ノ由悅存候、天下泰平ノ功速ナル後、御領國ノ外、御心ニ任セテ進シ置候ヘシト云送ケレハ、筒井使ニ對面シテ、八逆罪ノ大悪人ニ與スル者ノ候ヘキヤ、如何様ニモ一戰ノ上ニテ、委細御返事ハ可申入候ナリト返答シケリ、惟任案ニ相違シテ、唯茫然トアキレテ居タリケルカ、細川越中守ハ、聳ナレハ、同心アルヘシト思、使ヲ立ケレ、是モ曾テ取合ザリケレハ、コハ如何ニト騒ケリ、

〔老人雑話〕

坤

授明智安土より歸る時、大和國主筒井順慶を心元おしく思ひたれば、近江よりすくよ大和路へおもむく、和議おなりて、六ヶ國を順慶よはらひし、明智子を養子よはる約束よて、陣をひく、此時明智より紹巴に、大和すてよ和議よなり、得らう峠迄引取よりと云狀來よそ、明智大和路より引取、○上略

天正十年六月十一日

四〇五



信長大和ヲ光秀ニ與ヘントス光秀辭シ順慶ヲ薦ム

〔明良洪範續篇〕

九

筒井順慶大身ニ成シハ、信長公ヨリ初明智ニ大和ヲ下サルベシト有シカモ、明智申ハ、大和ハ、中々一揆所ニテ、殊ニ地士ノ能者多ク、私共取申處ニテハ御坐ナク候、サラハ誰ニ下サルベク候哉、順慶事然ルヘクト申、春日ノ社人杯モ歸伏シ候故、大和ニ紀伊ノ雜賀ニモ下サレ、明智ニハ丹後ヲ玉ハリケル、山崎合戦ノ始ニ、順慶旗色ヲ見合候中ニ、老臣ノ松倉ニ申付、明智カ陣ヲ伺ヒ來レト有シ、松倉立返リテ、明智事ハ何ノ手段モ見エズ、只ウツカリト致シ居候ト申候、憚ナガラ私ニ侍二百、足輕二百御付成サレ候ハ、日向守ヲバ討取申ベク候、左候ヘバ、天下ガ御手ニ入申ベクトゾ申ケル、順慶ニハ如何思ヒシヤ、秀吉公ノ方ヘ加勢セラレケル、是ハ島原豊後守親也、

北條氏政、書ヲ瀧川一益ニ贈リテ、京都異變ノ眞否ヲ問ヒ、一益ニ對シテ、一心ナキコトヲ告グ、

〔高橋一雄氏所藏文書〕

野〇上

今十一未刻、自深谷之臺、一庵書狀被指越候、抑京都之様子、自是も申届候キ、實儀候哉、自遠州も注進連續候、一以早飛脚申届意趣者、此際堅固ニ其地

京都ノ變報小田原ニ達ス

氏政ヲ疑フ勿レ

相談ニ乗ルベシ

被相拘專一候、當方ヘ毛頭御疑心有間敷候、千萬一妄之模様ニ有之而者、此度之對逆心人、貴邊鬱憤之擬も更難叶儀候歟、乍出角氏政父子ニ被相談候者、始中終涯分無心疎大小事共ニ可申合候、一右之書狀到來、則時ニ申達候、不可過勘辨候、聽以使可申候、恐々謹言、

六月十一日

氏政(花押)

瀧川左近將監殿 進之候

〇一益、上野厩橋ニ入ルコト、三月二十三日ノ條ニ見ユ、ナホ一益、使ヲ遣シテ、徳川家康ノ援ヲ求ムルコト、便宜左ニ合致ス、

〔寛永諸家系圖傳〕

六十五

長崎元家彌左衛門尉伊豆守と號ス、生國美濃高桑長崎四郎の後胤なり、瀧川

左近將監一益おはらふ、一益關東の管領職とありて、上州前橋に城お住す天正十年六月、武州合戦のとき、本多三彌(正重)と共お、一益ヲ使節として、遠州濱松におもむた、大權現お拜謁し奉てまつり、一益ヲ意趣を言上して、加勢をしまふべきやいやと云ふ、此時お御帷子一重を下したはえ、連々元家を去らしめす故あり、歸りて大權現の仰を一益お達せ、そのうち尾張内府信雄お屬せ、後秀吉おまゝとゆ、又秀吉の命おとりて、筑前黃門秀秋お屬せ、下

長崎元家本多正重ト共ニ家康ニ使ス



略關ヶ原役秀秋ノ使トナリテ家康ニ謁スルコト、  
等ニカ、ル寛政重修諸家譜長崎元家譜異事ナシト、

○一益上野小泉城將富岡六郎四郎ニ書ヲ與フルコト、マタ便宜左ニ  
合敘ス、

〔富岡家文書〕

思召寄御使札誠御懇節不淺存候、京都之儀其以後何共不承候、無別條之由  
候、諸事爰元之儀、御使々令口上候、於時宜之可御心安候、猶追而可申達候、恐  
々謹言、

六月十二日

瀧川左近將監判  
一益(花押)

富岡六郎  
四郎

富岡六郎四郎殿 御返報

十二日、戊辰羽柴秀吉、池田恒興等ト議シ、高山長房、中川清秀ヲ先鋒トシ、  
使ヲ大坂ニ遣シテ、神戸信孝ヲ迎フ、是夜、富田ニ陣ス、

〔淺野家文書〕

長房清秀  
先鋒ヲ爭フ

一同十二日ニ、池田(恒興)を致同道、同中河瀬兵衛、高山(長房)右近令談合、山崎表へ馳上  
り申候へ之、高山と瀬兵衛と御先をあらそひ候間、筑前申様ハ、高山申も  
無餘儀候、手先之儀候條、一番合戰之所ニ陣取を固め、瀬兵衛と申談、合戰

使ヲ大坂  
ニ遣シテ  
信孝ヲ待  
ツ富田ニ  
陣ス

之陣取尤之由申候而、兩人山崎之内ニ陣取をうよめさせ、其次々ニ天神  
之馬場迄、我等者を取續陣取を、○金井文書大坂へ人を進上申候間、働陣  
雖○金井文書可申候、信孝様を相待、富田ニ一夜陣相懸申候事、

一次之十三日ニ、晝時分ニ川をよさせられ候條、筑前も御迎ニ馳向、懸御目  
候へ之御落涙、筑前をほへ申候儀、限り無御座候事、○上下略、秀吉、輝元ト  
ニ抵ルコト、及ビ山崎ニ光秀ヲ破ルコト、○本、次、右、衛、門、尉、齋、藤、玄、蕃、助、宛、秀、吉、披、露、  
三日ノ條ニ收ム、十月十八日、岡本、次、右、衛、門、尉、齋、藤、玄、蕃、助、宛、秀、吉、披、露、  
狀、寫、松、花、堂、所、藏、文、書、十、月、十、四、日、附、川、田、彦、右、衛、  
門、尉、岡、本、太、郎、左、衛、門、尉、宛、秀、吉、披、露、狀、異、事、ナ、シ、

〔豐鑑〕

一 高松

同十二日、攝津國天神馬場ニ著給ひぬ、光秀ハ、秀吉備中の軍を平ふしての  
ほつぬと聞て、勝龍寺の城ふうつり、其勢を山崎の東ふ軍とて、○上下略、  
チ發スルコト、及ビ山崎ニ光秀ト戰フコト等ニ  
カ、ル、本、月、九、日、ノ、條、及、ビ、同、十、三、日、ノ、條、ニ、收、ム、

〔秀吉事記〕

惟任退治

諸卒雖不相揃、九日立、○下、モ、姫路無晝夜之堺、不体人馬息、○上、モ、至、尼崎、秀吉著陣之條、池  
田紀伊守信輝、惟住五郎左衛門尉、各相談、居陣攝州、○上、モ、富田先人數、○上、モ、至、天神馬場  
山崎取續、見合、惟任、行、秀吉著陣之事、惟任少不知、勝龍寺、西、山崎、之、東、口、迄、取、

天正十年六月十二日

四〇九

秀吉勢  
天神馬場  
取續

秀吉天神  
馬場ニ著



光秀人數ヲ立直ス

陣、各相談云、秀吉於西國釣留之條、急度到攝州、成勦於播州、可亂入、然者秀吉可敗軍之條、至國堺、悉可討果之評議、半秀吉之人數、昨今之間、富田山崎著陣之由有注進、惟任案相違而、俄改行立直人數、定可及一戰、覺悟秀吉人數、備前相後者多之、依之不過一萬餘騎、然皆究竟之精兵也、此外織田三七信孝、惟住五郎左衛門尉長秀、堀久太郎秀政、並攝州之人數相加者也、ナリ○上下略、秀シ、姫路ニ歸ルコト、及ビ光秀ヲ山崎ニ破ルコトニカ、ル、本月六日、及ビ同十三日ノ條ニ收ム、

〔太閤記〕

三 爲信長弔合戰秀吉上洛之事

同六月六日未之刻、高松を引拂ひ、沼の城まで歸陣有、折節甚雨疾風、因て、所々の大河洪水出し、七日の滯留有て、八日至于姫地、(下河シ)令歸陣ふたり、其日の諸卒休息のよめ、出勢延引有て、九日未明、姫地を立、急き給ひし、十一日午前、到尼崎參陣し、頓而落髮有ぬ、かくて三七殿、丹羽五郎左衛門尉、池田紀伊守、長子勝九郎、あどへ、以使者、中國之義隙を明、今日はまで致參陣し候、軍評定有て、明日惟任を可打果、旨被申入まらぬ、何をも尼崎へ寄合評議有、一番合戰の、池田可致之旨、高聲被申し處、高山右近すゝみ出申々るの、山崎表之合戰、逐次第致さん、の、一番、の、某、二番、の中川瀬兵衛

秀吉信孝長秀恒興等ヲ招キニ崎ニ會ス

先陣ノ次第ハ信長ノ遺法ニ據ル

一番高山二番中川三番池田

尉、三番池田殿まで有へき、次第を越給はん事、迷惑ある由つよく申々る處、秀吉仰々るの、信長公を、かやうの時の、多く其次第をおつて被仰付し也、今以其通玄るへうらんと申されたり、即一番高山、二番中川、三番池田、如此合戰之次第定まらり、

評曰、信長公の御時の、池田の公と乳兄弟と云、武勇の佳名と云、威勢有し人あり、三七殿の御連子と云、何をも尼崎へ寄合給はん義、非き、然るも筑前守、寄合軍評議有し、秀吉人數かさかる故、又自然、大器、ふ、さう、其理有、とや何と、秀吉物かしら、見えしなり、

かくて十二日、先勢山崎、天神之馬場、芥川邊、充滿せし、の、後陣、の、う、西宮、清水邊、を、急き、其夜、の、遠近宿陣し、侍りて、十三日、は、於山崎表、前後一同、相揃ひ候、やう、お、の、相圖、あり、惟任、う、へ、を、明日、十三日、合戰之上、可決勝負之旨、云、む、お、し、の、望所、之、幸、尤、よ、こ、と、れ、返事、有、ぬ、十、三日、刁、刻、池田父子、山崎、あ、至、て、見、れ、の、南、の、門、を、う、け、て、池田、の、勢、を、一、人、も、入、ま、池田、思、ふ、や、う、扱、る、高山、を、惟任、あ、與、せ、し、よ、取、不、及、力、所、あり、と、云、つ、川、あ、付、て、細道、あり、お、れ、よ、お、山崎、乃、東、惣、搆、の、外、を、廻、て、惟任、の、勢、も、む、ら



んとせれの高山右近眞先お進てありたり、山崎南門をうちふるの、他乃勢を一人を不入、先陣をせんとは事なりとや、武勇の嗜左をこそあるへけを、

〔川角太閤記〕

下ノ

一津比國地に被成御入候、右お再三御馳走可申上と

清秀長房  
質吉二人  
質ヲ出ス

被申候茨木よりの中川瀬兵衛、八ツむかひある御息女を先ふたて、是の人質心を相見え申候、其次お高築よりの高山右近、是も同年程ある子息一人先ふたて、人質心を見え申候、はてしなく目出度御上洛とて、互の御涙と見へ申候、此衆被申上候儀の、惟任日向守運れはきとてかど相見え申候、よくよやふさを、安土の御城に罷下、金銀其外御たのら物とも穿鑿仕候とて、罷下候と承候、去あうら秀吉様御上洛と承候者、早々山城の津の國當國邊まで、只今よも入可申と申處お、如案正龍寺お物花見え申と、注進方々より御座候事、

秀吉清秀  
長房ノ人  
質ヲ返ス

一秀吉御意よりの御兩所お人質とやとや入不申候、其子細の無道者の光秀と御同心の有ましく候、幼少は子とも達、とやとや城に御戻し候へとの御意よ、人質の城々へ御返の事、

一中川瀬兵衛殿、高山右近殿、はく其外鹽川黨二三人御馳走よ被參候、此衆中の人數押合五六千お相見え申候、面々お知行所御通候時、御馳走兵糧以下馬のとみまて、丈夫お御さとた候と聞え申候事、

一尼崎お御著お、禪寺のさきおと御尋之處お、小庵一ツ尋ね出し、御腰を被掛、暫御やまらひ有之、御誼よりの信勝(信勝下向)久太郎殿の被聞候へ、上様御切腹の通備中高松へ注進之時より、精進おゆさあきらかお仕候、とや敵相中間も程近く罷成候上り、可及合戦まで也、年寄故此中の、腹中も相違力たち申候様お覺候、精進をたち可申候、御奉公よは、力付鎧をもと利、太刀打比覺悟也、信勝、久太郎殿のたかく御座候間、精進を御たち被成ましく候とて、其次よ臺所衆お、魚鳥可成程料理仕、我前へ出せよ、はらの亭主の僧をよひ出せよとて、御行水を被成、御くしをたぬさを候、信勝のさはを被替候事、とあく候間、無用よ候、みしかくちやせんよ、髪さを被切候へせ御意候得の、久太郎殿も、さはを可替と被申候處お、た、信勝と同前よ、髪先御切候へと、御教訓あししかの、信勝御同前の躰と相定候事、

秀勝堀秀  
政先ヲ  
切ル

秀吉鬚ヲ  
切ル

一右之御くしをのみお御包ませ、三人の御かきを佛前お御たさめ被成、其



天正十年六月十二日

四一四

僧ふ被仰出候事ハ、合戦利運ふ罷成候者、五拾石地末代仕置可申候、た得く付候之、代替の時皆引おとし可申候、爲其少付置候、御祝乃ためにとて、金子三枚被遣候、承候へハ、彼五十石の地、御所様の御代ふも、今迄も無恙と相聞え申候事、

一御膳を召し候て、御盃を信勝へ御さし被成候、御意よは、惟任日向守ハ親のかさき、又主のかたれを、是二ツかを、我等より先ふ討死被成候へ、其跡見届、秀吉討死相定候との御意あて、盃御取かじし候事、

〔豊後 中川家譜〕

坤

清秀 同年六月十一日、去ル二日、織田信長父子、惟任日向守光秀カ爲メニ弑セラル、ニ付、羽柴筑前守秀吉、尼箇崎へ到著ス、清秀諸將ト同ク參會シ、惟任日向守光秀征伐ノ手分ヲ定ム、清秀、池田勝入、高山右近、長房等ト京口ノ先手ヲ爭フ、長房云フ、敵近キ城主ヲ先陣ト定ムルコト、弓箭ノ作法ナレハ、我高槻ノ城主タリ、今度京口ノ先手ハ、我ニテコソアルヘケレト、秀吉申ケルハ、各ノ軍功諸人ノ普ク知ル所ナリ、孰レヲ先陣ト定難シ、兎角領分遠近ノ次第タルヘシトテ、長房ヲ一番トシ、清秀ハ茨木ナレハ二番、勝入ハ花隈ナレハ三番ト定ム、四番ハ丹羽五郎左衛門長秀、五

秀吉秀勝  
別盃ヲ  
酌ム

中川清秀

先陣ハ領  
分遠近ノ  
次第タル  
ベシ

池田恒興

秀次ナ恒  
興ノ養子  
シ輝ノ政  
子トナル  
コトナリ

恒興剃髮  
ス此時ヨリ  
勝入ト號  
ス

〔寛永諸家系圖傳〕

十九

池田恒興勝三郎、紀伊守、後に信輝と號す、天正十年六月二日、明智日向守光秀、信長を弑せしむより、秀吉、明智をうたんため、備中陣をさしをき、上洛のため、兵庫に著津したまふ、時、信輝兵庫よき、秀吉よほひ、逆徒追討のこを相とあり、契約しけるハ、秀吉の養子秀次を、信輝の聲とし、信輝の次男輝政を秀吉の養子となまべしとちきりて、秀吉、信輝とも剃髮し、先信長のとふらひ合戦いさげへしとて、山崎よさしり

〔池田氏家譜集成〕

十九

明智光秀謀叛并追討信輝軍功之事

授秀吉ハ、十一日、板記ニ有ハ、姫路を出勢して上られ、池田紀伊守信輝、兵庫ニ而出向ひ、先公不慮ハ傷害の事、互ハ涙せたるへは、ちうらを合せて、光秀を討すへしと也、秀吉今よ別而入魂の爲おれと、秀次を信輝の聲お約し、信輝二男輝政を秀吉養子と盟たる、其日十二日、(坂方)尼崎へ著陣おれと、池田父子、中川、高山、(佐方)惟任會し、軍評議有、授池田紀伊守信輝剃髮して勝入と號し、たる、秀吉剃髮、さて一番合戦ハ勝入可仕与有々れハ、秀吉聞て、先公ま

天正十年六月十二日

四一五



しほさまといへども、先公は御法に任せらる候得と有しうの、勝入此義ふ  
 徹して、兎も角もと被申候、左有て、高山と中川と一番を争ひ、既と同士打  
 へた氣色之處、秀吉双方をなつりひて、高山一番合戦、中川二番合戦と定ら  
 る、さて天神馬場迄人數押詰、今日合戦と聞るれども、御弔合戦の事され  
 り、信孝を待請申へきとて、翌日十三日巳刻、信孝御人數見へられと、秀吉池  
 田郡川端へ出向ひ、互に涙を流さる、板記あり、信孝も尼崎、投段々軍勢山  
 崎表へ押出、中筋正面の高山、堀久太郎、南の方川端を池田勝入父子、天王  
 山の手の堀尾茂助、木下一郎、同勘解由、黒田官兵衛、神子田半左衛門、前野  
 新右衛門、夫より後陣雲霞のごとく續り、明智日向守光秀、永岡與一郎  
 の聲かれの、異儀あるへらばと思ひし、思ひの外不同心、筒井順慶の可  
 同心と思ひし、是亦返答も不及、秀吉の毛利は喰留らるへし、さばらば  
 の諸勢亂落へしと存せし、結局無事調て攻上るよし聞ゆ、案し煩て有し  
 う、秀吉急な著陣を聞て、さらに行向て一戦の内、安否を極めんとて、人  
 數をおし出しける、松田太郎左衛門、齋藤内藏助、先手をさせしりし、松  
 田の此邊案内者也、急き天王山へ上り、かきとて鐵炮を擲せよと下知しけ

中央高山  
堀右翼池  
田左翼堀  
尾木下黒  
田等

る間、天王山へと押ける、○下略、山崎合戦ノ條ニ收ム、

〔丹羽家譜〕

長秀年譜

是レヨリ、信孝、長秀、京師ニ上ラント欲ス、伊丹ノ一

揆時ヲ得テ大ニ蜂起ス、長秀征テ之ヲ誅シ、其路傍ニ梟シテ後ニ、軍ヲ大坂  
 ニ旋ヘス、同十一日、羽柴秀吉、光秀ヲ討タント欲シ、兵二萬餘ヲ率テ、中國ヨ  
 リ、尼崎ニ至ル、信孝、長秀之ニ會シ、光秀誅戮ノ議既ニ決ス、高山右近先陣、中  
 川清秀二陣、池田信輝三陣、長秀四陣、信孝五陣、秀吉六陣タリ、賊徒亦戰鬪ノ  
 先後ヲ決ス、○上下略、長秀、信孝ト信證ヲ殺スコト、及ビ山崎ニ光秀ノ軍、

信孝長秀  
吉ニ會  
シ軍議  
ヲ決ス

〔参考〕

〔細川忠興軍功記〕一攝津國ニ被召置候池田三左衛門輝政殿、中川殿、高山  
 右近重友殿、其外之侍衆山崎へ詰籠、秀吉公御上著待申候事、

〔新撰豊臣實録〕

六

秀吉上洛、附伐光秀于山州山崎部

(天正十)同年六月六日、秀吉去高松、著備前國沼城、時迅雨疾風、七日避洪水、留滯于此、  
 八日、歸姫路、九日、蚤晨發、姫路、十一日、辰時著陣攝州、尼崎、秀吉即薙髮、蓋所以  
 爲亡君示心喪也、果馳使於織田信孝、信長三男也、丹羽長秀、池田信輝、今按、信輝  
 乳母子也、故今般、其子之助等曰、於備中、與輝元成和平、今日既至尼崎、請速遂  
 終落髮、號勝入、

天正十年六月十二日

四一七

秀吉信孝  
長秀恒興  
等尼崎ニ



一陣長房  
二陣清秀  
三陣長興  
四陣信孝  
五陣信吉  
六陣信吉

施藥院全

光秀軍事  
ヲ議ス  
先鋒齋藤  
内藏助柴  
田源左衛  
門  
山手先鋒  
松田太郎  
左衛門並

河掃部  
右翼伊勢  
與三郎  
訪飛騨守  
左翼津田  
與三郎  
本陣光秀  
齋藤利三  
光秀  
△

施藥院全

秀吉全宗  
ヲシテ光

天正十年六月十二日

四一八

軍評、誅逆臣而徇于四方、於是各會合尼崎、今按、此時信孝不會于茲、十日、於攝州富田、會秀吉、勝入高言曰、今般先陣在余耳、高山右近進曰、山崎之軍逐次言之、則先陣某、二陣中川瀨兵衛、三陣池田也、秀吉可之、且信長之舊制亦如斯、池田閉口、翌十二日、定軍列而進、一陣高山右近、今按、據攝州、其兵二千、二陣中川瀨兵衛清秀、今按、據攝州、其兵二千五百、三陣池田勝入父子、今按、據攝州、其兵五千、四陣丹羽五郎左衛門長秀、今按、據近江、其兵三千、五陣織田三七信孝、今按、據戶城、其兵四千、六陣羽柴秀吉、今按、兼攝磨美作、但馬、因幡、同於次、秀勝、今按、秀吉養子、後、其兵二萬、惣軍三萬六千餘也、○總見記三萬、先陣漸至山崎、天神馬場、芥川邊、後陣未出西宮、清水邊、秀吉先馳使光秀曰、明十三必合兵於山崎、光秀曾以空洞崎之計、不得止入淀城、欲企築營、先是醫師施藥院某、今按、斯時、自播州姬路至淀告光秀曰、今般速平中國、爲報信長之讐、今明之際將上洛、盍各整其設、光秀驚駭、○總見記、秀吉、光秀、二使、且今日二日、今按、十聞秀吉之使、愈倉皇廢土木、俄及軍議曰、先陣齋藤內藏助利三、柴田源左衛門、其兵二千、江州處士阿閉淡路守、其子孫五郎、池田伊豫守、後藤吉三郎、多賀新左衛門、久德六左衛門、小川土佐守等、其兵三千副之、今按、各雖強、不甘、山手先鋒松田太郎左衛門、今按、備鐵、並

河掃部、及加丹波處士七列、其兵二千、右則伊勢與三郎、諏訪飛騨守、御牧三左衛門、其兵二千、左則津田與三郎、其兵二千、光秀自率五千兵、惣軍一萬六千也、時、十二齋藤利三自洞崎馳使光秀云、曾聞秀吉率大兵而突出、數倍于吾兵、何處其得勝之、彼寡固不可以敵衆、弱固不可以敵強者、又在此、請君不如閣明日之軍、先入坂本、今按、在江州、城、一旦避其來銳、以不意伐其惰歸、光秀嘗曰、兵道強不論勢之多少、專羅將策與天運而已、倘夫言如汝、則武王何事以虎賁三千、勝獨夫之七十萬、楠氏若何以假兵七百、敗東軍之一百萬、且臨機應變之密旨、是謀將之所不誤也、我今安得弒信長父子者、天賜斯祐於余者也、其時與勢豈可後哉、明日蚤晨帥兵速來我陣、利三不得止拖兵而來、○下略、秀吉、山崎ニカ、

〔武功雜記〕

二

施藥院ハ、太閤ノ供ニテ中國ニアリ、信長公御事キコヘシ

時、藥院ニ上京ノ御暇ヲタマハル、藥院是マテ參リ候上ハ、御供ニテノボラントイフ、太閤イヤノ家ノ爲ニテアル間、必々ノボラルベシ、道中用心ノタメトテ、鏝一本被下候テ、御手前ハ仕合ノ能人ナリ、此以後天下ヲトルベキハ、某ト明智也、ドナタモ挨拶ヨケレハ、家ノ爲ニハヨキゾト被仰候、扱明

天正十年六月十二日

四一九



天正十年六月十二日

四二〇

智ニ傳言イタスベシ、毎度合戦ハイタセドモ、大將ト直ノ太刀打ヲ不致ニ、三日ノ内ニ上リ、主ノ敵ナレバ、直ノ太刀打ニテ勝負ヲ決スベシトナリ、明智ハ下鳥羽ニ陣取テ居タル處へ、藥院行テ、太閤ノ傳言ヲ達ス、明智曰、其方ハ仕合也、天下ハ秀吉歟某歟トルベシ、御手前ハドレトモ挨拶ヨシト、最前ノ太閤仰ラレタルト同事也、藥院イトマヲ申ス、明智、イヤマタレヨ、盃ヲサ、ントテ、盃トリカハシ、洛中サハカシケレバ、用心ノ爲トテ、鎧ヲ一本贈ル、是モ太閤ト同事ナリ、藥院ト咄ノ内ニ、モハヤ御出アレト、三度マテ使來リシ由、

德川家康、甲斐山梨郡ノ地ヲ、加賀美右衛門尉ニ與フ、

〔古今消息集〕<sub>五</sub>

- 一拾三貫文 本領 長村之内
- 一五貫文 同 狩野川之内
- 一五貫文 同 藏田之内
- 一壹貫文 同 中尾之内
- 一拾四貫文 同 萬力之内

- 一五貫文 同 河内正林寺ノ分
- 一半文 同 萬力御厩夫ノ内

右之分相渡候上者、一途可被抽忠義者也、

天正十<sub>壬</sub>午

曾下

六月十二日

昌世 曾根下野也、

曾根昌世

岡部正綱

岡次 正綱 岡部二良右衛門也、

加賀美右衛門尉殿

○家康、甲斐巨摩郡ノ地ヲ窪田正勝ニ與フルコト、及ビ甲斐鷹尾寺并ニ一蓮寺ノ寺領ヲ安堵スルコト等、便宜左ニ合致ス、

〔古文書〕

窪田 ○記録御用所本

窪田助之丞正勝拜領、同辨次郎正永書上、

東照宮御判物、

本領

五拾貫文

江草

三拾八貫文

石橋之郷

石橋郷

天正十年六月十二日

四二一



天正十年六月十二日

小瀬村郷

夫丸壹人

三貫五百文

五貫文

壹貫文

五拾五貫文

但信州あさの役之替代

三貫文

壹人

合百六拾貫五百文

百五拾貫文

内夫壹人

以上

小瀬村郷

龍雲寺

市部之内

山縣知行之内  
篠原八幡之内

三井豊前分

飛竹之河原間

ホ、刀之夫丸

西八幡之内

山縣分

正勝駿河ヨリ昌世ニ從フ

山縣分

右被相抱可有奉公從駿州最前ニ曾下有同心參陣別而被走迴候上者一入之忠節之儀共ニ候間假何人望候とも於彼地者聊不可有相違候者也仍如件

大須賀康高

天正十年 壬午

六月十七日

松五

康高判

曾下

昌世判

岡次

正綱判

窪田助丞殿

〔深澤文書〕

斐〇甲

前々本寺領之事

貳貫五百文

五百文

三貫文

三百文

六百文

本尊佛供灯明田

平林之郷内

同佛供田

河窪之内

祭田

平林之内

中野分

平岡之郷内

普濟寺分

平岡郷

鷹尾寺領

平林郷

天正十年六月十二日

四二三

四二三



天正十年六月十二日

四二四

已上六貫九百文

右如前々、寺中門前停止諸役進置之上者、縱雖有競望之人、不可有相違者也、仍如件、

天正十年

六月廿日

大須賀五郎左衛門尉

印黑 康〇印文 高

鷹尾寺

〔一蓮寺文書〕

斐〇甲

前々本寺領并末寺領之事

合貳百四拾貫文

此内定所務

百七拾貫文

他郷有之末寺領并寮舍免

八貫五百文

乙黒鳴嶋せき錢

三貫貳百五十文

市川末寺善福寺

石代仁十俵 五貫文歟、

同花臺寺

壹貫五百文

淺利三光寺

壹貫八百文

上條珠寶寺

乙黒鳴嶋 關錢

一蓮本領

拾貫六百文

野呂願行寺

七貫文

下原應聲寺

八貫文

石和二條長福寺

石代拾表 貳貫五百文、

同

三貫文

國衙分

四貫九百文

石和いちへ玉泉寺

參貫三百文

等生院免同所

三貫文

平井之郷常住寺

五貫文

同所尼方寺

九百文

桂蔭庵國分

貳貫文

梅然免飯田分

拾貳貫文

下曾禰分

都合貳百五拾仁貫貳百五十文

右如前々進置候、畢竟勤行寺役等、聊不可有疎意者也、仍如件、

天正十年 壬午年

小笠原與左衛門尉

天正十年六月十二日

奉之 四二五

國衙分

平井郷



天正十年六月十三日

六月廿六日

一蓮寺

大須賀

印黑  
康高  
印文

四二六

前信濃深志城主小笠原長時ノ子貞慶、後廳勘兵衛尉ニ、信濃筑摩郡ノ地  
三千貫ヲ與フ、

〔狩野文書〕<sup>六</sup>

今度石伯御取成故家康以御光入國之行、偏其方覺悟候、然者於本意者、後廳  
之名字可爲相續候、知行之儀者、洗馬ニ而堀廻三千貫出置候、彌忠節專用候、  
委曲溝口新介可申者也、仍狀如件、

天正十年<sup>壬午</sup>

六月十二日

貞慶(花押)

後廳勘兵衛尉殿

十三日、<sup>己未</sup>神戸信孝、書ヲ筒井順慶ニ與ヘ、兵ヲ上山城口ニ出シテ、惟任  
光秀ヲ撃タシム、

〔古文書雜纂〕<sup>二</sup>

林孝四郎氏所藏

今日先勢山崎勝龍寺面へ打出候、我々陣取天神馬場候、明日西岡へ可進發

明日西岡  
向フ

小笠原貞  
慶家康ノ  
力ヲ借リ  
テ信濃ニ  
歸ル

候、其方も上山城口へ可相動候、何篇明日者其方人數、此方軍勢  
砌候、忠節專一候、猶羽柴藤吉郎、惟住五郎左衛門尉可申候也、謹言、

六月十三日

順慶へ

信孝(花押)

三七

神戸信孝、羽柴秀吉等、惟任光秀ト山城山崎ニ戦ヒ、大ニ之ヲ破ル、光秀  
走リテ、勝龍寺城ニ入り、是夜、逃レ出デ、途ニ土民ニ殺サル、

〔公卿補任〕<sup>五</sup>

六月十三日、從南方前右大臣息織田侍從信孝、同弟<sup>(秀勝)</sup>羽

柴筑前守秀吉等出張、於山崎合戦、頃刻光秀敗北、

〔兼見卿記〕<sup>四</sup>

六月十三日、己亥、雨降、申刻至山崎表、鐵放之音數刻不止、及

一戰歟、果而自五條口、落武者數輩敗北之體也、白川一條寺邊へ落行體也、  
自路次一揆出合、或者討捕、或者剝取云々、自京都知來、於山崎表及合戦、日  
向守令敗軍、取入勝龍寺云々、討死等數輩不知數云々、天罰眼前之由流布  
了、落人至此表不來一人、堅指門數戶、於門内用心訖、今度南方之諸勢、織田  
三七郎、羽柴筑前守、池田紀伊守、丹羽五郎左衛門、蜂屋、堀久太郎、矢部善七、

天正十年六月十三日

四二七

山崎表鐵  
砲ノ音不  
止

光秀敗レ  
勝龍寺ニ  
取入ル

信孝秀吉  
等勝龍寺  
ヲ圍ム



光秀勝龍寺ヲ逃ル

伊勢貞興等討死ス

多羅尾草、俊岡、地ノ草、光秀ノ城ノ風説

天正十年六月十三日

四二八

瀨兵衛尉多羅尾二萬餘取卷勝龍寺云々、然間南方衆此表へ不來一人也、十四日庚子昨夜向州退散勝龍寺云々、未聞落所、○下略、津田越前、吉田兼和、取次ギシコトヲ詰ルコトニカ、ル、本月十四日ノ條ニ收ム、廿四日辛巳、○中略、元右後室歸京、今度於勝龍寺表討死也、數年拘置之處、不便之仕合也、愁歎訖、

〔言經卿記〕

三 六月十三日、

一 惟任日向守於山崎ニテ合戰、即時敗北、伊勢貞興伊勢守已下三十餘人打死、織田三七殿羽柴筑前守已下、從南方上了、合戰也、二條屋敷守日向放火了、首共本能寺ニ被晒了、○本書五日ヨリ十二日マデノ記事ヲ欲ク、且本書ノ例、日ノ事ハ、蓋シ言經後日ニ追記セルナラン、

〔多聞院日記〕

九二十 六月十三日、

一 城州（應）キ、ノ岡、草内以下山口へ、宇治田原ヨリ出テ燒之、大雨下、一 勝龍寺城落居了、則筑州合在京、惟日ハ坂本へ入退了云々、實歟、十四日、日中マテ大雨下、打續降雨希代也、十五日、過夜雷鳴、一夜大雨降了、

光秀ノ人數千餘損ス

光秀山科ニテ一揆ニ殺サル

信孝秀吉等三手トナリテ山崎ニ向フ、秀吉ノ軍京都ニ入ル、光秀ハ上醍醐ニテ生害、藤田傳吾モ切腹ス

一向州人數千餘、十二日ニ損了、坂本へワツカ三十計ニテ打歸、○下略、秀吉、カト、及ビ坂本城燒失ノコトニ、一 去月廿三日迄雨不下、廿四日ニ降始ヨリ至過夜連雨廿日計下、今日ハ雨止、天氣快然、

一 先日合戰ニ惟任討死一定々々云々、則時相終了、十七日、

一 惟任日向守ハ、十二日勝龍寺ヨリ逃テ、山階ニテ一揆ニタ、キ殺了、首モムクロモ京へ引了云々、淺猿々々、細川ノ兵部大夫（輔）カ中間ニテアリシヲ引立之、中國ノ名譽ニ、信長厚恩ニテ被召遣之、忘大恩致曲事、天命如此、

〔蓮成院記錄〕

一 同十四日、山崎表へ津國衆、并池田、羽筑三手ニ作り、上洛云々、

山崎表ニテ合戰在之、無左右惟任人數敗軍、其日即時落居畢、勝龍寺城速疾ニ相渡畢、羽筑人數今日ニ京著云々、（應田行政）一 惟任日向守ハ、上ノ醍醐ニテ生害云々、傳吾モ腹切畢、數萬人打死、山崎表ヨリ醍醐邊マテ、アナタコナタ、五十百、二百、三百打死數ヲ不知云々、諸勢坂本へ爲發向、下略、信孝、美濃ヲ領シ、信雄、尾張ヲ領スル、

天正十年六月十三日

四二九



秀吉有岡城ニ入ル

光秀山科ニ討テ一揆ヲ

本願寺光秀佐使ヲ遣ス使者光秀依リ敗死ニ依リ歸ル

光秀敗死ス報家康ス

天正十年六月十三日

四三〇

〔天正日記〕

城〇山 六月二日、〇中略、光秀、信長ヲ弑、如此アリテ、惟任日向守

達存分訖、其節三七郎殿、惟任五郎左大坂ニ在城アリテ、七兵衛殿ヲ於大坂生害サセテ、其後播州より羽柴、攝州有岡城へ入城アリテ、ソレヨリ三七郎殿一味ニ山崎表へ打上リ、日向方ノ衆、十三日ニ山崎ニテ及一戰、日向守キリマケ敗軍シテ、一萬計討死、日向守ハ山科ニテ、一揆ノ手へ討捕之、〇本書、コノ條、六月二日、其次ニテ、光秀、信長ヲ弑スル

前後次第不同

天正十 一六月十一日ニ、惟任日向守へ御書使ハ少進もの也、飛脚同前之分也、御文體ハ、今度屬御存分ノ儀、就其御入魂令頼入トノ事也、但此使途中ニアル間ニ、日向守合戰ニ打負討死ニつきて、路次より罷歸云々、

〔家忠日記〕

ニ 六月十五日、辛丑、旗本へ出候、明智ヲ京都にて、三七殿、筑前、五郎左、池田紀伊守うちどり候とし、伊勢ろんへより注進候、〇コノ日、家康、鳴海

〔淺野家文書〕

秀吉ノ軍勢十三日、陣ヲ取ル、光秀方ヨリ攻撃ヲ始ム、山等南ノ高道筋ハ、手ハ池田、及ビ山吉、應下ノ山、黒田等、光秀龍寺ヲ退散ス、光秀百餘人ヲ首ヲ拾ハル

中筋川手、山手皆一、度ニ突進ス、光秀麾下三千許、龍寺ニ籠ル、落武者ハ一人モ討ツ

〔秀吉事記〕

惟任退治

一其十三日之晩ニ、山崎ニ陳取申候高山右近、瀬兵衛、久太郎手へ、明智段々ニ人數を盡て切懸候之處を、道筋ハ高山、瀬兵衛、久太郎切崩、南之手者池紀、我等者、加藤作内、木村隼人、中村孫平次切崩、山手ハ（羽柴秀長）、黒田官兵衛、神子田半左衛門、其外人數を以切崩候て、則勝龍寺を取巻申候事、一即勝龍寺を取巻候へ、明智め夜落ニ退散候處を、悉首を取、或河へ追籠候儀者、我等覺悟よて仕候歟、就其、明智め山科之藪之中へ北入、百姓ニ首をひろ之を申候事、〇上下略、秀吉、信孝ヲ迎フルコト、及ビ信孝ノ爲ニ、光ヲ退散ス、光秀百餘人ヲ首ヲ拾ハル

秀吉頃弔合戰念之、太刀威、寔可欺、天魔波旬、右之軍勢合三筋、作鍵衝懸、惟任、人數段々立置、數剋防戰之處、中筋、川手、山手、一度廻、箕手、矢楯、不濳押込、即時、追崩、悉皆敗北、惟任近侍三千許、一手塊、楯籠、勝龍寺、方々北走、輩或久我繩手、或至西岡、桂川、淀、鳥羽、追詰々々殺之、入切丹波路筋、於落武者、一人不遁討之、則勝龍寺、寄人數、四方八面陣取之、悉成可挫之行、惟任見之、雖悔、先非不還、今

天正十年六月十三日

四三一



光秀坂本  
トシテラン  
龍寺ノ圍  
ナ脱ス

夜不落者、可成擒、夏眼前也、先一端楯籠坂本城、成可待、時剋思惟、夜半許密、五  
六人告知、此地者、案内者也、大道不透、田畔傳、藪原中、忍々落行、寄手疲盡、之合  
戰、敷鎧袖枕、于戈守其隙、勝龍寺圍踏、虎尾出之、城内聞、惟任落、我先崩出、或寄  
合外聽、或行當待、伏過半、不遁者也、秀政、明略、秀吉、富田ニ陣、スルコト、及ビ堀  
ル、本月十二日ノ條、並ニ  
同十四日ノ條、收ム

〔大りうさぬくんきれうち〕

潤○越後保阪  
治氏所藏

一トニカハ、ル、本月四日ノ條、收ム、これよりまなく、御とふらひうせんか  
さるへき乃よしにて、一きかけよ、よ液日よつぎ、六月十三日、山ざきよい  
さひて御さんちん、折ふしあけちひうがまつひで、つ乃くよへこゝろさ  
し、みんしゆをいさしてん、あふふるところ、れよしにて、きりりりお  
いくつし、まうさせられ、あけちひの正望うしのしろへよけ入、まかち  
とりまりせらせ、まちと液りをあけ候て、かけおち候の、うちとめ候へ  
と、上候ところよ、まちすちへのまりりいてま、あまよのまきれよ、わき  
乃ふうされ中をといづりいて、さうもどれる、まやうをこゝろうけ、まう  
りれき候を、だいに山しきへんの百せうとも、わちうと見および、まう

光秀兵ナ  
振津ニ出  
サントス  
秀吉迎へ  
伐ツ

光秀百姓  
ニ討タル  
齋藤利三  
捕ハル

うちまうちとめ候キ、天の何と液くらす、十二日めまむけよあひきて、又  
わきだしいしやうままりかりとりもち候さいとうくられまけ、いけと  
りまいり候、まかち、ていと液くるぬよてひりせられ、あけちひうら  
くひをつがせ、兩人一まよあ、あまよくちよと何つけよりけをうせられ、  
むらさき乃よ一ぬん御こん望うあ何て、のぶかりこう、中將殿御ふし御  
とふらひ、おをしめすま、れ御てうら、御めいよ、あけてかりふへうらま  
あけちひありさぬ、てんたうおそろしき事、○承應版天正記、太田  
牛一雜記大抵同ッ

〔豊鑑〕 一 高松

同十三日、未明お天神乃馬場を立、山崎に向ふ、中川瀬兵衛、高山右近、秀吉に  
心はしほりたれと、山崎の宿乃之陣を、寶寺を東軍として、明知り陣よ  
向ふ、秀吉は先陣多加りたり、いまさ戦のさるに、秀吉のまき加藤遠江、旗  
液進て、山崎の宿に南川濃とを、直ま(久保)ころかひてを上りよ、後へまいらん  
せ進行の、明知り勢うしろをつまれしと色めきみへし、中川、高山兵を  
進て掛置たれ、明知先勢戦とまれと叶ひ、御牧三左衛門尉を、その場  
み討をぬれ、我さたよと落行たり、或ハ丹波路久我繩手、おもひくよ落

加藤光泰  
久我瞬  
廻ラント  
ス

御牧三左  
衛門尉



光秀勝龍  
寺城ニ入

光秀勝龍  
寺ヲ脱出

伏見ヨリ

太龜谷ニ

カハリ勤

修寺ヲ過

ギ小栗栖

ノ出ツト

ノ説

光秀蹟ニ

テ突カレ

ス

從者光秀

ノ首ヲ隠

ス

天正十年六月十三日

四三四

もの汝追掛一討取事數も乏らさむと、明知光秀軍破ぬるを見て、青龍寺に城へせせり、汝をまてうおむ事隙をうりしう、いふに、しむれん、玄さしきまき五六人具して、城を紛出、坂本れちへそ落行たる、常に人通ふ道、のつうらとむむるともやと、道を替て、伏見の北乃方大龜谷に掛、山中にて物具をぬき捨、勸修寺汝過、小栗栖を通りし、野伏ともれこゑして、夜更馬の音をる、如何様も落人よこそあらめ、いさ物具とらんといふをあり、よしなし、いふもほりたり、水無月十三日、月ひけれ、いぬをいふくもりてくらむれ、里れ中道の細きを出行、垣あしにつきたる、鏑、明知光秀の脇にあむれぬ、されせさらぬ體にて掛通りて、三町計ゆき、里れをぬき、馬よれころひ落けり、隨ひし者立よれ、このいふといふに、里の中は野伏のこゑにて、つき出をし、鏑あむりぬ、其にていふ、野伏も猶玄さひ來へきと思ひ、さらぬ様にて、是まで過ぬ、今の行をき様よをあらぬ、首を切て、顔を深くかき、へして絶入々れ、さむれれども爲方存し、いひしは任を、首を切て、乗る馬に鞍覆を包、道をり一町をうり傍なる藪れまられる溝よりくし、死うい人の見知へきみあらぬとて、道

勝龍寺落

城ス

秀吉ノ軍

勢坂本ニ

向フ

施藥院全

宗秀吉ノ

上洛ヲ光

秀ニ報ス

光秀ノ陣

備

山崎表先

手ハ齋藤

利三柴田

等左衛門

山手先備

〔太閤記〕

三 山崎合戦之事

れ少わきよ取りくして、隨ふもの、其よれ思ひ、よ落行々れ、青龍寺よ、明知城汝出ぬを、兵どもこを落々れ、取巻勢よあひて、うふるよもあり、生捕れよを多うれたり、生捕どもも、明知をまよ暮ててぬ程よ、城を出さり、汝れをまらてうくると、みか同口よいひれ、さてこそ明知、青龍寺を落れよと、いふを、坂本にこそゆく、先と、軍兵江西へといそきぬ、上○  
下略、秀吉、天神馬場ニ陣スルコト、及ビ明智秀満、坂本城ニ戦死ス  
ルコト等ニカ、ル、本月十二日、條、並ニ同十四日、條ニ收ム

惟任の洞りたうけて、筒井をまてとも、きさらされ、手もちわるふして、淀の城へ引て入り、普請のなと、りなとし侍りたり、かゝる處よ、羽柴筑前守も、中國平均よ打治め、隙を明、今明の際、弔合戦のよめ上洛之由、施藥院、其時の中將と申せし、姫地を、一昨日八日よ立て、今日十日、直よ淀よ至て申たり、然間、淀の普請も相止つ、軍評議よそ及ひける、山崎表之先手の、齋藤内藏助、柴田源左衛門尉、其勢二千餘、加勢の阿閉淡路守、其子孫五郎、池田伊與守、後藤喜三郎、多賀新左衛門尉、久徳六左衛門尉、小川土佐守、是の江州之國士、きりし、不及、是非參陣してたり、其勢三千、都合五千也、山手の先

天正十年六月十三日

四三五



ハ松田太郎左衛門尉  
 右備伊勢貞興等  
 左備津田與三郎  
 秀吉ノ陣  
 一番長房  
 二番作秀  
 三番長興  
 四番信秀  
 五番信孝  
 六番藤三  
 齋藤利三  
 光秀ノ戦  
 坂本ニ  
 進  
 コトナキ  
 言ス  
 光秀利三  
 ノ諫言ナ  
 用ヒズ  
 光秀松田  
 太郎左衛  
 門尉  
 山ノ命  
 占領

備の松田太郎左衛門尉鐵炮三百挺引具を是まわしはつき並河掃部其外丹波之國士七首其勢二千右備伊勢與三郎諏訪飛驒守御牧三左衛門尉其勢二千左備津田與三郎其勢二千光秀の旗本五千うなへしを定免より南方より打向ふ勢より一番高山右近攝州高槻之城主其勢二千二番中川瀨兵衛尉同柴木之城主其勢二千五百三番池田勝三郎父子同有岡三城兼知其勢五千四番丹羽五郎左衛門尉江州佐和之城主其勢三千餘五番三七殿勢州神戶之城主其勢四千六番羽柴筑前守秀吉播作但四伯兼知此五州其勢二萬都合四萬前後之次第如此よそ定らぬ其折節齋藤内藏助の雍州洞の峠より有るの十二日之曉使者を以云けはの筑前守三萬之著到りて走向之由告來りぬ明日之合戦先御延候て坂本之城へ御取入被成可然たさんと諫よりり惟任腹立して予のよく得大利のふ大將よりぬなる天魔破句もむのひ得さぬ物そ心致安んし明日の拂曉より立て是へ可來と堅く云合免使者をいもとしけり明れの十三日卯之刻より山崎表より至て令出張備を段々として待居より惟任松田太郎左衛門尉を呼ていひけるの汝の山崎之案内を能知より急き天王山へ打上り山崎を見下し弓鐵炮を射入うち入させよとほ程からぬ山崎

秀吉毛堀  
 尾可晴ニ  
 天王山ノ  
 占領ヲ命  
 ズ  
 天王山ノ  
 競台

可晴松田  
 勢ヲ破ル

よ在勢共度迷ひなんをこてはのしきをり其勢弓鐵炮三百餘人手勢七百餘を左右に隨へ勇みに勇て上りたり又秀吉の堀尾茂助をめて急天王山へ上り備を固くし有へきと制しつのはし玄のは堀尾二百人預りし弓鐵炮より下知して日なるへきやと馬上より下我勢をこれのやうへ急へしと汗馬をこやれ山半腹より馬より下我勢をこれのやう手勢十五六騎弓鐵炮之者二十人計をほひひふ小勢なる汝も願て天王山へ上りしもの松田太郎左衛門尉も弓鐵炮を先より立上りたりは堀尾時此聲を擧曳々聲して鐵炮汝討せ矢をとれちおれども眞黒に成て上り來りぬ進上るをうてともひるまさをいひ筒勢をうつへしと大比眼より角をさて下知したりをいひ意得申といひもあへま眞先のけて進を來る勢をさうたをして松田の旗本を目をてよしゆるへしのは聊扣てそ見へるかよれ處に堀尾手勢も弓鐵炮も揃ひけをえ茂助彌力を得まきまをあらをけはるへりおし時此こるを上一揉捫しのは瞳と崩をより堀尾小勢より松田太郎左衛門尉此山を取得さし事何故そとつましに堀久太郎眞先をのけて寶寺近邊に在て松田と火花を散し相戦ひ後の



伊勢諏訪  
討死ス

御牧三左衛門ノ奮

光秀おん  
陣ス

堀尾兩人して、松田の勢をはとく討捕より、然る處に、高山右近、山崎の南門をもち、先を掛し、心安も一番合戦をそはし、先手の伊勢與三郎、諏訪飛驒守、御牧三左衛門尉、其弟勤兵衛尉も、東西に開合せ、南北に推つ返つ、散々お高山と火花をちらし、戦ひ々ゑ處に、中川瀬兵衛尉の左を遮り、池田父子の右を進んで、箕手にたし、廻し、引はし、まんとしけるを見て、弱き下々は裏崩し見へ、を共、伊勢、諏訪云々、勇の先祖の面ををこし、義の戦死の屍を清むるそとて、終に義死を遂より、御牧三左衛門尉、前後左右をへり見、どらく惣敗軍なりと、突より討死せま、日向守も危らんと、たもひ、光秀へ使者を遣し、御牧只今討死仕候、其隙に、一まつ退給へと云きて、手勢二百餘騎、左右に隨へ、眞黒に成てつた、萬卒に面を進免、一舉に死を角ひ、苦戦せし有さ、さへていとん、さもかし、痛のしや、其心さしの勇、共、敵に御方を合され、大海に一滴、九牛の一毛なきは、引はし、一人も不漏うち留り、寔に二百騎計にて、池田、高山、中川の、大勢は、し向ひ、令苦戦、忠死をとけ、し御牧の心中、類ひなく、お事共也、惟任のおんをうり塚に、五千有餘の勢を備へて有し、御牧

比田帶刀  
光秀ノ突  
進ヲ止ム

惟任勢敗  
軍ス

光秀勝龍  
寺ニ入ル

う翔ひを見て、かゝつて救いんと馬をすゝ、曳々聲を上し、處を、比田帶刀轡を取て引返し、強敵と云、多勢と云、かゝく、以の、給ふへき所、非也、御勢も過半退散して候也、唯勝龍寺へ御馬を入られ、一まつ御籠城有、左もかく、敵も味方も戦つ、今夜の人こ、ちも有ましくや、夜の紛を、坂本へ落させ給へと諫し、惟任度、迷ひ、勝龍寺の何方ぞと問しを、比田此方へとをの、馬を先に乗て、光秀を跡なし退行、開田太郎八、進士作左衛門尉など、追著隨ひ、敵先へ廻し跡を、左より攻右より、のこみ、中々のあるへうも見へ、さりしなり、爰にて引組て首をとらる、も有、つき倒さるゝも、多く、降參を請し、下々を、無下お捕も、其、味方の働のさの、となし、あさましかりし形勢、因果、ちまの道理、百姓までもよくみ、たれ、助くる者もなく、思ひの外、う、れ、な、り、惟任も道を道、退なんとせし、共なら、及して、田の中を、は、ひ、や、う、や、う、勝龍寺に、惣構、また、ど、り、著、堀へ馬を乗入、土圍へ乗上んとす、其、馬つ、お、れて、や、有、々、ん、上、得、され、の、進、士、お、り、させ給へとて、馬を引上、光秀を馬、い、た、の、せ、大、手、の、橋、著、て、大、息、を、つ、き、扱、も、無、念、至、極、せ、り、と、ら、を、き、ら、んと云しを、本城へおし入



小瀬雨庵  
ノ山崎役  
ニ對シテ  
批評

天正十年六月十三日

四四〇

たり、ゆゑこれなりし有さは、見る目もさへは痛りし、  
評曰、齋藤内藏助の諫を任せ、今日之合戦を止、坂本を入て籠城し侍らり、  
事之外むつゝのしく有へし、又明知左馬助(管下同)二千餘騎を進退せし大將なる  
を、安土山は残し置し事、至愚の長せる也、日來蓄へおたし勢を一手をか  
し、心を一致し定め苦戦せし、うほどよむろくはしきを、勢を方々  
へ分たのせし事、以外の淺知也、光秀此比おもふ所の圖、よろつ違ひし  
事共多かりし、背天理し故なるへし、

惟任坂本を心はし勝龍寺より落行事

光秀明智  
勝兵衛等  
ヲ脱ス

日向守合戦は打負、田の中を這々逃て、勝龍寺へ楯籠り、殿守は上り、打圍し  
勢を見るは、四方十重廿重は取圍と、凱歌トキのシ彫し、今夜不落の、悔先非共益なる  
へし、夜も明かば、四方は攻口を定取巻、擒となせへし、一まつ落て坂本は  
合籠城、可相待時節と思ひつゝ、申之刻は、落武者の著到を付て見せり、騎兵  
五百有餘、弓鐵炮之者四五百人有し、及日暮されり、見え見えへせし  
間、大のさちちて、百人も不足をよ成たり、夜半の鐘聲聞へし比、惟  
任の明知勝兵衛尉進士作左衛門尉、村越三十郎、堀毛與次郎、山本仙入、三宅

光秀右ノ  
脇ヲ突カ

孫十郎など免しつを忍出、伏見へ落行、其より小栗栖へ出て行處を、藪の中  
より、さたよのり、たる村越を、鍵よてつたまり、され共筒丸どうまるのさまはよ  
し、あゝ突止む、次は乗行騎兵を突さる、惟任は右の脇を、まゝに  
き入てたり、然るはより、前後之者、一揆原を、事の外高言して、味方うちを  
るは、まゝを免、以來曲事はおこさふへきそとの、まゝりたれど、藪の中より、  
味方よていなを、五六人の馬上よつき、隨ひし者一兩人見えし、世に  
在もの、往還はあらむ、落人の正真あるを、よくつないとせ、唯貝を吹て  
おこれや者共と、はを隔らけ、かくの、まゝつて、犬などもと、しくど、免  
たれど、五六人之馬上共、手も力もなれ、計は成たり、いさひしや、光秀は勝  
兵衛り手を取て引よせ、腸の出しを、さくらせ、中へたまるへうも隔らさ  
ふ也、首を打て知恩院へ持參し、灰はなし候へ、胴は田比中へふと入、あぐし  
候へとて、くひを請しなり、勝兵衛奉り、あかき事を仰候物の、取、大津への  
今少し計を、忍とせ給へと云つゝ、これの、とや舌なえ、包けもささるゝ聞へ  
さむの、不及是非、首をうちおとし、知恩院をひて、光秀無他事云、あ  
し、ゆる寺へ首を持參し、灰はなし、よたよとふらひ申さんと、忍ひ行處は、短

明智勝兵  
衛光秀ヲ  
介錯ス

天正十年六月十三日

四四一



天正十年六月十三日

四四二

村井貞勝  
ノ從者光  
秀ノ首ヲ  
拾フ

夜の月山の端よかゞゞ、既も明かんとせしに、りこそゝとなく一揆共起り  
來て、落人をなやし、はつ或伐し或刀脇指を奪取事、かかしこゝして哀  
なり、然るふより、光秀首を知恩院へ持行、成不成して、草中中に投入、やうゝ  
命計法、ぶおちうして落またり、日向守首を村井春長貞勝軒う郎等見知て、秀  
吉へ持參し、夥しき引出物賜てけり、其死骸をも尋出し、首をつき、日の岡、  
六月十四日、明知左馬助う父二人を磔に掛給ひまたり、見る者、士畜生う果  
を見よやと云つゝ、惡まさるとなりき、かくてより、秀吉の威光かゝやき  
出、天下の執權、ハ此人たるへきやうゝ、上下媚をなしけり、○光秀ノ屍ヲ共ニ磔  
スルコト、本月十  
七日ノ條ニ見ユ、

或曰、昔楚之懷王乃孫幼君義帝を、項羽與高祖取立、無程秦之天下を亡し、  
達本意たり、幼君と云共、項羽臣之禮むつうしくや思ひ、ん奉弒義帝、天  
下を自由し、權威を振しうは、高祖是をふうくいきと、汝りつゝ、群卒をす  
ゝめ、縞素を著し、かうら、幼君の敵をうさんと義兵を擧しう、ハ天下之士  
多く感しつゝ、義ありとて、高祖と與せしと依く、忽家運開々し、嘉例と啐  
啄ありし幸、此人ありと思ひ合されまたり、臣として主君を弒し侍りし

光秀粽ヲ  
裹ノマ、  
食ス

秀吉勢ノ  
先手ハ中  
尾村一氏堀

事、古今多く侍りしう共、惟任るうゝと、とやく報ひしも稀あり、是天乃と  
り、先先嚴なる事知ぬへし、日向守淀より戰場へ赴行、京都におひて、つま  
ゝ恩賞有し者共、粽るうの物かと捧げ、門出祝せんとして參しけるゝ、鳥  
羽に至て行向ひしう、光秀軍勢に揃ひうねぬるを待て、秋の山に在し、か  
り、うは所へ、京童粽をはゝけ、今日之御合戦大利を得給ふるうと祝  
し、毛をの、皆く聞候へ、其君惡行あれ、弒し侍事、吾朝は限を、異國ふを  
さるためし有、周武の、其君紂惡徳有しうは弒しつゝ、諸人之困窮を救ひ、  
人道を正し、周祚八百六十餘年平安なりしを、洛中安泰とあらまめ  
んそと云つゝ、粽を取てむねもし侍らて食し、り、京童是を見て、此軍サ  
はうゝしき事よあらし、軍乃前は、大將度は、はよふの亡兆なるよし  
聞傳へ、唯唯いそたうへるおま、ハかして、あしとや、歸京し、り毛

〔川角太閤記〕

下ノ一揆をよ、日向守殿陣取正龍寺、(勢下同シ)近き其間一里程隔

て、御陣取被成候、毛をよ、物見御出し被成、方々に付被置候、先手の鐵炮  
頭中村孫平次、堀尾茂助、其外四五人あり、暫ありて、之のひのものを四五

天正十年六月十三日

四四三



天正十年六月十三日

人被召寄候、此處より在々所々乃百性より、小屋あかると見え、悉明屋  
よ成あり、是より南地にまじり、京のうらより日向守陣へ、人乃往來か  
きり有間敷也、日向守者の様ニ紛入、夜をとり夜よ入、在郷の明屋へ、  
ひ入、敵陣に物音を夜の七ツ時分までよくきき、夜討を入む、海道  
筋へ軍兵押出せるし、是を夜討よと心得、自然入來る様よ、ちんき家よ  
火をかき焼上よ、必家こみに火をかくるから、ちんき家一ツよてを、  
火先の是へ見ゆるあり、是に相圖乃れ強しと聞え申事、

一 正龍寺乃あてよ、在郷へ心を付よ、火先見ゆる事もや有、夜明迄心よ  
かきよとて、番れ者を御出し候、晝の御觸れ、夜討より大略相印よは、か  
みこと夜討り、なめたまきか乃をの也、敵と一つ様よ是有るのから、  
くをたいを有ましき、味方乃刀のさやよ、三所よ付へし、  
其上具足の左の、是も刀乃さやの、是を付させよ、是を者かち者  
よ、左のゑりよ、是も刀乃さやの、是を付させよ、夜明か此迄て  
の不入、常のおとくよと被仰付候事、

一 夜をとり御供十騎とかり被召連、光秀夜討を入かは、道よき海道をじた

るるきや、さ有よおゐて、返り夜討をるきや、味方乃勢二町とかり御引  
の秀、悉人數を備、壹人も不立様よ、此をさし物無用也、道具以下も伏さ  
せよ、鐵炮の火繩の炎不見様よかくし置、敵の人數二千計も、味方の方へ  
るを過し、つはる鐵炮を討掛よ、ときをば追崩せよ、見合之彦右衛門、官  
兵衛とからるとの御意候て、御陣取れ所へ御歸被成候事、

一 夜をとり先手の大將中村孫平次所、早打を被立被召寄、被仰渡次第、明  
日の合戦、山崎乃町の上、正龍寺近き、松山を、定めて光秀方と  
り可取也、敵不取先よ、この明よ、松山をとよとの御意あり、明日  
の合戦の、かちは、あの山取次第と覺え、敵の山を取から、正龍  
寺に仕懸事難成、のきよ横矢よ討立る程から、人數無左右押よせら  
をまじきかり、

一 孫平次承り、御返事よ、是迄の御誼よて御座候哉、御意とも覺不申候、抑  
々、松山を、明日の、取申を、のて御座候哉、とや、參  
かきよ取申候ばし物、此の、其儀よて御座候、敵陣を、見出さ  
を、のりさし物、きし、山八分め程よ置申候、夜をとり

天正十年六月十三日



敵ノ進出  
ニ對シ豫  
メ射撃ノ  
目標ヲ作  
リ置ク

天正十年六月十三日

四四六

木の玄参とへはき、二三十人召連、山の峠あり、参をよて二十間程敵の可上とおやしき山、人のかとひ候得、道かといくらも見え申候、此のさり矢所とおやしき所、なるかををを置、目當所と可定と存候得共、本の枝を二町計の間横切、お懸、味方の鐵炮の目當と定め置、よく野印を仕置候、參候跡を、敵上る程から、右之目當所、敵を引掛鐵炮、先さかて討る参よと堅申付候、明日の軍とおやしめされ候事、是以之外の御油斷かと奉存候、只今よを松山乃鐵炮、こじまり候、たんにやうよ御馬を被出候へ、別は御用無之候、早々私儀の可罷歸候と申上候處、御意、仕様無殘所仕合也、

一孫平次は被仰聞様子、をし夜討、やまをきとれもひ付、正龍寺近き邊、まのひを付置候、百性のちんさき明屋、火をかけよ、是の敵夜討の合戦、秀吉陣に夜討入ると、此乃後し可上也、其時夜討の返討の、か事仕置候、其心得あるへきと御意、て、と被仰候、参をを御前を罷立、御馬屋へとし入候へ、御馬の油斷なく、とるひをかゑ置申候、参をより孫平次御旗本を走し廻り、少も御油斷有ましくと申度候へ、跡

中川高山  
等ノ指揮  
ヲ任ス

羽柴秀長

同秀勝

秀吉ノ麾下  
下峰須賀  
正勝黒田  
孝高

惟任勢天  
王山ニ向

中村一氏  
惟任勢ヲ  
退ク

無覺東候間、急罷歸申と、皆々への言傳、乃やうと申れか、参をより駒を之やめ、本の所へ歸著被申候と相聞え申候事、

一其夜の夜討も無之、事静と相聞え申候、さて六月十三日、いまの夜ぬりく秀吉御陣屋を御立出被成候、御馬の先手の、中川瀬兵衛、高山右近、鹽川黨二三人、但是ち小身人也、此衆中、何を功者人を、されとも下知見合、ち久太郎殿は被仰付、大形此、と聞え申候、参をに御舍弟小一郎殿、信勝様、一手は御加、り候事、

一御旗本の、御小性衆、御馬廻り、蜂須賀彦右衛門、黒田官兵衛、さて其外此衆中、

一光秀方よても、山崎の東町のかしらまで、人數を打出し、互に備をたて候處、山崎松山へ、明智鐵炮大將を、彼松山へ、せし登せし處、ちや孫平次見出し、件のね、か参の目當所へ引か、ち、ちしかゑ、ちて五、ちのひを、孫平次能時分と計ひ、まん中とおやしき處、孫平次鐵炮をか、自身討留、ちちあ、ち、ちをとり、弓手め手へ言葉をか、ち、ちやうてや者、ちと下知して、ちをぬ、ちを、ち、左右一度は、ちるへ、ち、矢先下と討掛、ち

天正十年六月十三日

四四七



天正十年六月十三日

四四八

秀吉麾下  
ノ先手光  
秀ト戦フ

秀吉自身  
後詰ス

と、明智方の鐵炮も、一討もあしおはたまるへき、まゆさかさほふ足さき  
を立て敗北せ、孫平次鑓をうち入、ときをどけおる秀吉  
御馬の先手衆鑓合申とむとしく、日向守備はき被崩、一町計引えりそく  
處に、まゝ先手詰懸戰候處へ、秀吉味方もしを可押掛とおやし召、味方  
の鑓の石はきの不働程、御馬印ふくを御詰の被成、孫平次を又敵  
をはき立候へり、御自身右之とおく後詰を被成、正龍寺も少かまへれや  
うある所まで押込、孫平次を半時とかり乃戰と聞え申候然、山の手  
の孫平次と一ツよかり、光秀人數を十文字と被掛破、思ひおもひ散々  
罷成候處、追討と押はるおひまじし討取申候、其後桂川へおひとめ、川  
よてれ死人數をはくまど聞え申候事、

一日、向守光秀、馬廿騎計よて川を乗越し、江州坂本家城を心掛、小八幡へ  
かゝりしる谷越え、馬のかしを引向か、被登候、其時主従三騎と成  
候處を、在々の百性とら先をえき、物とりの者とも、馬上の光秀を鑓よ  
てはきおとし、三人の頸を取申候事、○上下略、山岡景隆、筒井順慶等、敵狀  
一ノ首級ヲ得ルコトニカ、ル、本月十  
一日ノ條、並ニ同十七日ノ條ニ收ム、

中川清秀

〔寛永諸家系圖傳〕

二十 中川清秀衛兵

天正十年、明智反逆の時、清秀、秀

吉の先手をいさし、山崎の山上よして合戦し、敵の先手大將三牧三左衛門、

伊勢伊勢守を討とる、これよよりて明智敗北す、○下略、清秀、賤ヶ嶽ニ戰死  
四月二十日ノ條ニ收ム、寛政重  
修諸家譜、中川清秀、譜、異事ナシ、

〔豊後 中川家譜〕

坤 瀨兵衛源清秀

同月十二日、高山右近長房カ手、山崎

近ク押詰ル、清秀カ手モ引續テ進ム、其夜下村市之丞勝重申ケルハ、此度ノ

合戦ハ、天王山ヲ取敷方勝利ナルヘシ、光秀モ天王山ヲ心懸クヘキコト必

定ナルヘシ、今晚ヨリ人數ヲ進メ、山上ヲ取切り、惟任勢ヲ上ケ立テスシテ、

目ノ下ニ見テ、合戦ヲ始メ然ルヘシト、依テ其手配ニ定メ、總勢三千人ノ内

ヨリ、六七百人ヲ引撰クリ、相殘ル軍兵ヲ遊軍殿備トシ、撰クリタル者共ヲ

二手トス、一手ハ清秀自ラ是ヲ率ヒ、夜ノ内ヨリ高山勢ニ續テ、大道ヨリ押

出シ、一手ハ山ノ手ニ向ヒ、夜ノ内ヨリ天王山ニ取登ル、同月十三日朝、清秀

カ先手山崎ニ進ム處ニ、高山勢山崎ノ町ニ入テ、南門ヲ打テ一人モ通サス、

時ニ急雨一ト通り降過テ、高山カ人數火繩ノ火消エ、口藥ヲ濡シ遅々ス、清

秀カ先手ノ者ハ、町屋ノ檐下ニ雨ヲ避ケ、火繩ヲ濡サ、ル故、脇道ヲ廻リ、惟

天正十年六月十三日

四四九

下村市之丞  
承清秀ニ  
天王山ヲ  
取ルベキ  
ヲ進言ス

高山勢山  
崎ノ門  
ヲ閉ゲテ  
通行ヲ止



清秀天王  
山ヲ占領  
ス  
松田太郎  
左衛門光  
秀命ヲ  
受ケテ  
山ヲ取  
カントス

可晴秀政  
清秀ヲ援  
ク

長房齋藤  
利三ト戰  
フ

中川勢ノ  
戰功

伊勢貞興  
由座左衛  
門尉ヲ打  
取ル

清秀勝龍  
寺城ヲ圍  
ム  
信孝厚ク  
清秀ノ力  
戰ヲ謝ス

秀吉天下  
ヲ吞ムノ  
概アリ

天正十年六月十三日

四五〇

任日向守光秀カ先手ニ取懸リ、鐵砲ヲ擊始ム、山ノ手ノ人數ハ、天王山ニ押  
登リ、絶頂ニ至ル、黎明ニ惟任方松田太郎左衛門ハ、光秀カ命ヲ受テ、天王山  
ヲ取敷カント馳上ル、山八分ニ押登ル時、中川淵之助重定山上ニ進ミ、岸九  
兵衛、山川小七衛門等ニ下知シテ、各一時ニ起リ立テ、挑合ントスル處ニ、阿  
部仁右衛門馳付ケ、鐵砲足輕二人漸ク相續キ、下ケ矢ニ擊出ス、松田方ヨリ  
モ上ケ様ニ鐵砲ヲ擊始ムル間ニ、阿部カ足輕追々馳付ケ、山ノ手ノ人數盡  
ク山頂ニ取登リ、鐵砲カサヨリ烈シク擊立ル、羽柴筑前守秀吉ノ旗本ヨリ  
モ、堀尾茂助吉晴、堀久太郎秀政ノ兩將競登リ、跡ヲ詰テ、鐵砲ヲ荐リニ擊出  
セハ、松田カ人數シラミケル處ニ、重定カ人數横合ヨリ突テ懸ル、松田方堪  
ラヘス、大道ノ方ヘナタレ退ク、本道ノ清秀カ備ハ早合戰最中ナリ、高山右  
近長房モ、惟任方ノ先手齋藤内藏助利三ト攻戰フ、清秀カ備ハ山ニ傍ヒ、山  
上ト山下ト均ク進ム、池田勝入ハ淀川ニ傍ヒ、敵ノ左備ニ取懸リ合戰ス、清  
秀カ勢ハ諸手ニ勝レテ、一番ニ諏訪飛驒守、伊勢伊勢守ヲ討散ス、山ノ手ノ  
味方、敵ノ逃ルヲ追テ押下シ、惟任カ軍士津田與三郎、藤田傳吾カ備ヲ斬崩  
セハ、惟任方開靡ク、御牧三左衛門人數二百餘ニテ競懸ル、味方ノ勢モ相懸

クニ懸ツテ、津田與三郎、御牧三左衛門ヲ討取ル、此時阿部仁右衛門足輕ニ  
下知シテ、敵ノ二ノ手ヲ擊タシム、敵色メク處ヲ、味方透サス槍ヲ入レテ突  
崩シ、伊勢伊勢守、由座左衛門尉等ヲ討取リ、惟任方總敗軍トナル、清秀諸將  
ト、逃ルヲ追テ、勝龍寺ニ會合ス、即刻諸手ヨリ、秀吉ノ旗本ヘ、使者ヲ以テ其  
旨ヲ相達ス、清秀カ使番山岸監物重本、一番ニ秀吉ノ旗本ニ乗付ケ、口上ヲ  
申述ル、秀吉召出シ、軍ノ次第尋ラレ、度々ノ武功希代ノ勇士ト挨拶アツテ、  
重本ニ褒美トシテ、純子ノ袷羽織一、并ニ白布二段給ル、清秀ハ深慮アリテ、  
勝龍寺ニ三千餘ノ人數ヲ六手ニ分テ備ヲ固ム、此時神戸三七信孝來リ、馬  
ヨリ下リ、清秀ノ手ヲ取り、今度ノ合戰ニ粉骨ヲ盡シ、光秀カ大軍ヲ即刻ニ  
討亡シ、亡父信長ノ恨ヲ一時ニ散スルコト、偏ニ清秀比類ナキ忠戰ニ依ル  
ト式代アツテ、高山長房、池田勝入ヘモ、今日ノ働苦勞ナリト申サル、秀吉ハ  
遙ニ引下カリテ來リ、下乗モナク、瀨兵々々骨折々々ト云フ、清秀大音ニテ、  
筑前守、最早天下ヲ吞ムノ氣アリ、推參ナリト申セトモ、秀吉兎角ノ返答モ  
ナク行過ル、光秀ハ其夜城ヲ出テ逃ル、ニ付、人數ヲ引上ル、○上下略、清秀  
ナルコト、及ビ龜山ヲ攻ムルコトニカ、  
ル、本月十二日及ビ本日下ノ條ニ收ム、

天正十年六月十三日

四五一



天正十年六月十三日

四五二

〔飯濃堀家譜〕

秀政

六月十三日

羽柴秀吉、織田信孝、及織田ノ諸臣ト共ニ、

秀吉可晴  
及シテ秀政  
ヲシテ天  
王ヲ占ム  
領セシム  
可晴先登  
ス松田  
秀政ト  
ト戦フ

明智光秀ト山崎ニ會戰シ、光秀、松田太郎左衛門ニ命メ、天王山ニ登ラシム、  
秀吉、堀尾吉晴、秀政ニ命メ、天王山ニ登ラシム、吉晴弓銃ノ兵二百餘人ニ命  
シテ曰ク、騎馬ニ續テ天王山ニ上レト、單騎馳セ赴ク、山半ニシテ、其兵ヲ顧  
ルニ、能屬スル者十五六騎、弓銃手二十人ノミ、吉晴小勢ヲイトワス山ニ登  
リ、松田ト戰フ、續ヒテ堀尾カ全兵至ル、秀政ハ寶寺邊ニテ、自ラ先ニ進ンテ、  
松田ノ勢ト血戰ス、後秀政、吉晴一ツニ成テ奮戰シ、賊兵遂ニ敗走ス、秀政、吉  
晴山ニ上テ陣ス、光秀ノ惣軍大ニ敗ル、○下略、秀政、明智秀滿ヲ打出濱ニ破  
ルコトニカ、ル、本月十四日ノ條ニ

堀直政  
寺ノ峯ニ  
陣ス

〔寛永諸家系圖傳〕

七九

堀直政

監物

天正十年、明智日向守光秀、勝龍寺

よをひて陣をのさめ、豊臣秀吉と勝負を決せんとせ、直政その地形を見て、  
秀吉よはけ、鐵炮頭近藤織部を相具して、そかへを寶寺の峯よとて、一戰を  
もつて勝利を得、明智ヲ軍ことく敗亡せ、○上下略、寛政重修諸家  
譜、堀直政譜異事ナシ

〔感後堀家譜〕

直政

天正十年、堀秀政、信長ノ命ヲ承テ、秀吉ノ援兵トシ、  
西國ニ赴クノ時、明智日向守光秀、信長父子ヲ京都ニ弒シテ、畿内騷亂セシ

秀政攝津  
ニ留リテ  
秀吉ヲ待  
ツトノ説

近藤織部

町口ハ高  
山中川  
川邊ハ池  
田恒興

恒興齋藤  
ヨリ三ナ  
ヨリ討ツ

カハ、秀政攝州ニ留リテ、秀吉ノ來ルヲ待チシ處、吉日即日備中ヨリ還リ、明  
智ヲ征伐ノ爲メ、六月十三日、京都ニ向テ發向セラレケレハ、光秀ハ江州ヲ  
發シテ、城州青龍寺城ニ據リ、兵ヲ山崎ニ出メ、之ヲ拒、秀吉ノ先鋒堀秀政、池  
田紀伊守恒興、先ツ山崎ニ至ル、時ニ直政地利ヲ察視シテ曰、高陽ニ居ル  
ハ戰勝之理アリト、乃チ鐵砲ノ隊長近藤織部ヲ進メ、馳セテ財寺ノ峯ニ登  
リケレハ、士卒山下ニ在リテ、必死ニ成リテ戰ト雖、遂ニ敗北ス、此一戰直  
政早山上ニ據ルニヨリ、我兵得大利也、山崎ノ一戰、敵兵怯弱、不能再合事而  
敗ス、直政大ニ遺憾トス、○下略、直政、大津ニ光秀ノ兵ト戰フコトニカ、ル、  
本月十四日ノ條ニ收ム、奥田堀氏系圖異事ナシ、

〔寛永諸家系圖傳〕十九 池田恒興、剃髮して勝 町口ハ高山右近、中川瀬  
兵衛清秀、川邊ハ勝入、清秀先山よのりて、明智ガ先手松田とたゝり  
つて勝利を得、時、明智ガ兵齋藤内藏助等町口ハみきゝる、高山右近  
等いごゑたゝりふ所へ、勝入川邊よりいりぎせきゝり、横あひよみれを  
穿つ故、内藏助敗軍す、勝入りつよのりてこれをひくづして、明智はるふ  
敗死せ、○上下略、恒興、秀吉ト光秀ヲ行フコト等ニカ、ハ、ル、本月十二日ノ條  
ニ收ム、寛政重修諸家譜

天正十年六月十三日

四五三



天正十年六月十三日

四五四

〔池田氏家譜集成〕

十九

明智光秀謀叛并追討信輝軍功之事

爰は池田勝入軍勢を押付た所、開道の門を打たれ、扱ひ高山、中川、敵方へ一味なるうと疑ひしよし、(乳カ)田土へ押廻して駈よとて進める、此時池田う長臣伊木清兵衛池田家履歴略、鐵炮四五挺、從士四五人、物見は山へ上りた所、松田う兵の眞先は進まざる者、天王山へ半上りたふを見て、鐵炮を打せられたる、無人なるの敵不知して、こやりたふ者とも、續く兵を待てる所、中川瀨兵衛備より近うしうの瀨兵衛家臣安部仁右衛門、鐵炮二十挺計つれて來る、清兵衛も悦どもに下知して搏せられた、扱ひ池田勝入の軍勢を押し出してた所、高山、中川眞先は進て、こや高山の齋藤内藏助の勢と合戦、汝始ふ、中川の鐵炮を進て打せた、天王山へ、松田う兵かさみ來る、曳々聲を揚て上る、清兵衛仁右衛門下知して、込替く打せられた内は、堀尾茂助手より鐵炮二十挺來る、追付段々に、木下小一郎(秀長)、同勘解由、黒田官兵衛、神子田半左衛門、前野新右衛門等人數集り、山うさより、多くの鐵炮よて打立たる、松田う兵上りりて見へた所、中川瀨兵衛、堀久太郎山の腰へ上り、横合は攻か、れ、松田う兵を、爰を専途と戦ふ

伊木清兵衛見ニニ  
天王山ニ  
松田兵ニ  
天王山ニ  
進ム

中川勢伊  
木ヲ援ケ  
テ松田  
ト

可晴等來  
援ス

松田勢裏  
崩ス  
裏崩ノ原  
因

恒興齋藤  
利三ヲ横  
合ニ打ツ

森手清石  
衛門

齋藤勢崩  
ル

る、裏崩をたれ處は、前よりの中川、堀軍兵を勵して切靡追打る、此裏崩したる事、昨日明智光秀の軍勢、西岡勝龍寺、上山崎、下山崎邊は陣取し、民屋に亂入し、馬の飼具、其外理不盡に奪取、其上家々に粥を煮て可運、老人の其手遣をし、若き者の急キ持てこへと觸ふり、又重而遅參の輩、急打捨ゑるへしと、走り渡りて呼りたる程、我先と持運たる、去程は、百姓等打寄て云るは、此人明日軍に勝て、此所を領知せらるゝに於て、百姓の皆潰ぬるし、いさ一揆を起して、軍にたを付みんとて、若き者とも用意して、彼天王(山脱カ)合最中、五六百人うし、後と山根の根うを、取て、紙旗事々敷指舉、鐵炮をからし、関を揚る、松田う勢うし、後を見しより裏崩し、たると、高山右近と齋藤内藏助と、火花を散し、喚き叫て戦ふ所、池田父子川手の方より進み、敵を脇見するまで押し出し、敵眞中へ横合は打て懸る、是を見て、加藤作内、木村隼人、中村孫平次眞先は懸て鑓を入る、亂合入違か、檜木笠の馬驗名と氏を承度候、只今の人數使懸引目を驚たるを呼ぶ、岸兵左衛門、此時能働す、勝入横合は突立を、敵むらゝと崩る所、勝入軍

天正十年六月十三日

四五五



山脇源太夫

村上源之丞討タル

伊勢諏訪御牧等討死ス

光秀勝龍寺ニ入ル

光秀明智勝兵衛等ヲ脱ス

天正十年六月十三日

四五六

兵を高山軍兵を競懸り、追詰し、打取をば、爰は小丸山の邊之勝入家士山脇源太夫の、去らの城を預りたる村上源之丞と云者、くり半月の印にて下知すに處し、名乗合、馬上にて追合、源之丞の馬の額を突き、馬ひしと飛々をり、源之丞おり立る所、源之丞の家來引圍る、源太夫詞を懸るれり、引返し追合、引組て上へ下へとまゐる所、上嶋市左衛門、山脇藤右衛門、古澤源兵衛、駈付、源之丞の家來共を切拂、上嶋市左衛門助太刀して、源之丞の頭を源太夫取らり、光秀が先手悉く負、右往左往に逃る、旗本の備のまへ、伊勢與一郎、諏訪飛驒守、御牧三左衛門兵を下知して、かの勝誇て競來る高山の勢と戦ふ處、池田父子の、右より遮り、中川の左を遮りて、引包攻られ、伊勢、諏訪も打死し、士卒の算ヲ亂せり、三牧の是を見て、光秀へ使を遣し、唯今討死可仕、此隙は御退あせと、思程戦て打死せ、光秀旗本を以一合戦を辱しと欲すをとも、見ふ内は人數退散せられ、比田帶刀の言に任せて、勝龍寺へ引入らる、爰にて可防兵をあし、坂本へ籠城せんとて、其夜のまきれ、明智勝兵衛進士作右衛門、村越三十郎、堀尾與次郎、山本仙入、三宅孫十郎、打つて、伏見へ落、夫より小栗柄を通り、時先に乗たる

光秀小栗栖ニテ突カ

加藤光泰

光泰野瀬丹波長原安藝ヲ討取ル

村越を、藪の内を鑓にて、けきか、次は乗らぬ光秀、右の脇を去り、又突込る、前後より、味方打せる、けまく、曲事に可行と呼び、五六人の馬上に、従者一兩人なら、見へぬ、落人の正真あり、貝を吹て起せ、その、去らば、光秀の勝兵衛、腹の、出るをさせ、頭を打て、灰よせよと云々、舌もあへて聞へ、頭を打て、智恩院の、灰を打て、持參し、灰にせんと、落行る處、ゆく先々に一揆起る、頭、草の中へ、落ちて落る、是を村井春長軒り郎等見知て、秀吉公へ奉り、其の、褒美を給り、其後死骸を尋出し、頭を繼、日の岡、六月十四日、明智左馬助、父と共に、磔より、光秀の遺屍ヲ磔スルコト、本月十七日、ナシ、事

寛政重修諸家譜

七百七

加藤光泰

作内、遠江守、天正十年六月、大岡、明

智光秀と山城國山崎をいて合戦の、光泰先鋒と、み、野瀬丹波某を討とり、ま、伏見の狼谷をいて、長原安藝と鎗を、は、これ

別本 加藤家譜

乾

遠江守光泰公

作内

天正十壬午六月、明智日向守光

天正十年六月十三日

四五七



一柳直末

蜂須賀家

加藤清正

高山長房  
寶寺南門  
ヲ閉テ他  
勢ヲ入ラ  
シメズ

秀謀反ヲ起シ、信長公ヲ弑ス、此時秀吉公ハ、毛利輝元ヲ攻テ在シトコロ、此變ヲ聞召、軍勢ヲ引取、城州山崎表ニテ明智ト合戦ノキ、公ニハ高山右近大夫友祥ト眞先ニ進ミ敵ヲ破ル、公、明智カ物頭江州ノ住人長原安藝守ト鎗ヲ合セ討勝玉フ、其比牧村兵部ト云者、秀吉公ノ御勸氣ヲ蒙ル故、安藝カ首ヲ以免許ヲ得度由、所望ニ依テ首ヲ送ルト云ヘリ、

〔一柳監物武功記〕

一（天正十）同年六月中旬、筑前守殿於播州山崎、明智日向守と御

一戰之刻、市助手（直末）ニ而シ、與力分之士住居助右衛門を始、各鎗下之働、其外

太刀打鎗を合候者有之候、其後敵敗軍之節も、追討之首數三十七八有之候、同六ツハ片野七郎右衛門取候、由也、○史籍集覽本

〔蜂須賀家記〕一 瑞雲公、諱家政、○中天正十年壬午六月、右府爲明智光秀

〔清正記〕

一肥後 於山崎表、明智日向守と合戦の刻、秀吉公御先、一番高山

所弑、公從太閤討光秀、爲先鋒戰山崎、自揮長槍刺敵、我士稻田植元等奮戰多

斬獲、賊平、太閤賞賜公及家士、○寛永諸家系圖傳異事ナシ

〔清正記〕

一肥後 於山崎表、明智日向守と合戦の刻、秀吉公御先、一番高山

右近、二番中川瀨兵衛、三番池田紀伊守、高山慢氣の武士なを、寶寺南門を

うち、我一勢ハ他勢一人もませ、可盡粉骨と相定、合戦をこそ始め、れ、秀

秀吉清正  
ニ命ジテ  
戦況ヲ視  
察セシム

清正進藤  
半助ヲ斬

吉公其趣聞召、歩行之者二三人を參り候へ、召れ、あつと答へし内よ  
り、加藤虎之助も參り、き、い、虎之助、高山ウ寶寺南門をうち、合戦を  
としめ、見る様子見來れと被仰付、歩行衆三人も被仰合たり、虎之助得  
る達者なれと、走りいたし、南門を心あけ、軍の様を見、は、りし處に、日向守  
先勢伊勢與三郎内進藤半助となのり、鐵炮うさ、り、しき體を仕を  
の有、虎之助歩行衆へ申され、る、あ、の氣違物の半助をうち、む、る、し  
とて、二尺九寸の刀をぬき、まつ、く、敵の中へ、り、こ、半助馬上、よ、て、下  
知し、ぬ、り、し、我、前輪のとをり、より、う、し、ぬ、へ、つ、き、と、我、し、ぬ、れ、と、まつ、さ、り、は  
乃、お、ち、よ、り、り、則、首、我、取、腰、又、は、ぬ、る、袋、又、入、を、んとするを、半助、り、家、來  
の士、ま、け、あ、と、せ、虎、之、助、を、き、ら、んと、せ、し、我、虎、之、助、同、道、の、歩、行、の、者、り、け、合  
き、り、あ、ひ、な、れ、と、ま、ぬ、ん、を、し、者、共、も、敗、北、に、虎、之、助、と、し、り、か、へ、り、高、山、合  
戦、を、と、し、ぬ、し、様、子、委、細、言、上、あ、つ、て、せ、り、合、を、仕、取、ぬ、る、首、我、秀、吉、公、へ、御、目  
より、ぬ、ら、れ、ぬ、れ、と、仰、よ、は、ち、ん、ち、武、又、心、我、た、く、故、鳥、取、の、城、冠、乃、城、今、日、の  
と、さ、ら、き、中、々、言、舌、よ、の、へ、か、さ、し、を、被、仰、御、視、取、出、さ、れ、御、自、筆、よ、あ、そ、と、し、  
く、た、さ、ぬ、ける、書、こ、い、と、く、



清正ニ與  
ヘシ秀吉  
ノ感狀

天正十年六月十三日

四六〇

武勇○清正ノ行狀、コノ、あゝろか多きもの、○清正行狀、もてからをの、若者  
とは、なんちたるへし、いよく、武功を誇くすへし、

六月十三日

秀吉御判

加藤虎之助○清正行狀、虎之助ノ三殿、今消息集同シ、

如斯御自筆、あそむされ、御乞きざし、一腰被下たり、夫より、秀吉公一入  
御ねん比、被成、一度大身、可被仰付、この仰なり、○清正行狀、

〔譜牒餘録〕

堀尾可晴、可或作吉、毛、明智光秀返逆ノ信長ヲ弑

ス、秀吉毛利家ト和談シ、光秀ヲ誅罰アラントテ、打テ上リ、諸將ヲ攝州尼崎

ニ會シ、備ヲ定テ進ム、光秀ハ城州山崎ニ陣シ、松田太郎左衛門ニ令メ、汝急

ギ山崎ノ上ナル天王山ニ上リ、敵ヲ下ニ視テ、銃ヲ放テト云、松田即七百餘

人數ヲ率テ進、秀吉モ此山ヲ争地ナリト思ハレケル故、可晴ト堀久太郎秀

政兩人ニ命メ、早ク天王山へ上リテ備ヘヨトアリシカ、兩人馳赴ケルニ、松

田ハ早北ノ路ヨリ上ル、可晴モ馬ヲハヤメテ、南ヨリ馳上リケルカ、從兵纔

ニ十四五騎、銃卒二十餘人ニ、不過、可晴寡ヲ以テ衆ヲ支ヘ、銃ヲ放タセケレ

共、松田ガ前隊寡ヲ侮リ事共セス、弓銃ヲ放テ進登ル、可晴我銃卒ニ令メ、松

堀尾可晴

光秀松田  
門左衛門  
太郎シテ  
天王山ニ  
取カシテ  
△天カシテ  
政ヲトテ  
晴トテ  
秀吉ハ可  
取カシテ  
△天カシテ  
取カシテ

可晴松田  
ト戦フ

兩軍寶寺  
ヲ争フ

田本陣ヲ志メ放シム、松田少シラミテ進カテタル間ニ、可晴ガ人數漸ク驅  
著、弓銃二百餘ヲ以テ打立ケレバ、松田ガ備亂レルヲ、可晴最先ニ進ミテ槍  
ヲ入レ、立ドコロニ敵三人ヲ突伏セ、從兵ニ首ヲ取レト命シケレバ、堤五郎  
兵衛、松田又一郎、梯權八各首一ツ、ヲ獲タリ、家老松田左近モ苦戰ノ岡田  
某ヲ斬ル、秀吉感狀ヲ賜フ、堀久太郎モ善戰ケレバ、松田敗北ノ散ズ、○上下  
秀吉ノ命ニ依リ、高松城將清水宗治等ノ自殺ヲ檢視スルコト、及ヒ光秀ノ  
居城丹波龜山ヲ收ムルコト等ニカ、ル、本月四日及ビ同日ノ條ニ收  
尾家傳異事ナシ、堀

〔別本黒田家譜〕

二 天正十年、孝高三十七歳、長政十五歳

明智日向守ハ、六月二日、信長公を弑シ奉リて後、京都之仕置有増取行ハ、  
同月四日、都を立、翌日江州安土ニ著テ、信長公の城を奪ヒ取、○註略ス、信長  
トニ逃カ、ル、亦畿内を去つめんとて、山城の國洞ヶ嶽ニ至る、八幡山の東ノ  
也、境秀吉攝州江口迄寄來リ給ふと聞ヘシ、ウ、明智おどろた、同十二日、山崎  
の北勝龍寺の城ニ入、明智おもへらく、山崎の寶寺能要害かれハ、敵ニとら  
れてハ、惡ウリ、急キ馳行、先寶寺ニ陣取ヘシトテ、先手の兵を山崎へ遣  
しけリ、秀吉も寶寺を敵ニとられシト、早馬五十騎許急ニ先ニ被遣、其兵共

天正十年六月十三日

四六一



黒田孝高

宮脇長門守

孝高山ノ腰ヲ廻ル

孝高勝龍寺ノ追手ニ向フ

栗山利安

孝高秀吉ニ進言シテ勝龍寺ノ北ノ攻ヲ開クトノ説

天正十年六月十三日

四六二

早く馳著て、寶寺へ馬を乗上見れり、明智ウ兵も早近付ぬ、秀吉の五十騎の武者、あとをうへり、招きつをり、孝高其時相續て先陣を務められし、是を見て馬を急に乗上らる、孝高急を給ふを見て、二三の侍も續て馳行、秀吉も急うせ給ふ、明智方も大勢馳來る事、早う見けれ共、秀吉の物見の兵、寶寺の下、馬を乘並へるを見て、之や敵、山をどられさるとおもひて、責上らぬ、其後合戦、じまりける、秀吉の軍勢、山上よりおしおろして戦ふ、其中、宮脇長門守先陣して、高たうけを馬よて落しけれり、大勢是を見て、續て皆乗おとしける、孝高、秀吉の命よて、山上に上らぬ、山の腰を廻り給ふ、是敵を上下より挟み討んと、の謀也、明智、寶寺の下、陣を取て居さりし、戦、討負て敗北し、亦勝龍寺の城、入し、御方の兵、大勢よて、勝龍寺の城を四方より圍て責る事急也、此時孝高の手も戦有、城の追手の一、城戸口よて、敵の方よる、金の短冊の付る差物しる武者と、栗山善助、鍵を合せ討取ける、是孝高の家人の内、一番首あり、孝高思案して、秀吉よ告給ひける、明智一命を捨て防んと存候共、付從ふ士卒、此大軍よ圍まれ、數千の篝火、氣を落しかり、必逃んと思ふ心出來申はへし、今夜

光秀ノ用意

孝高母ノ一族、桂川邊ニテ孝高ノ家人ヲ饗ス

一方の責口を明候り、士卒大半落失申せへし、然らぬ明智、今夜城を出て落行、若其儘籠城仕候り、敵の人数減し候り、明日の合戦、身方よ勝利を得ん事、輒うるへく候、明智ウ領地、丹波の方の圍みをとれてせめられ可然、由被申けれり、秀吉尤と思召て、北の方の責口を明給ふ、案のことく、其夜城中の士卒、彼明る方より大勢落失、殘る勢、まくなれり、戦、んとせる、よ力かくして、其夜半許、明智日向守從者五六人召連、ひそく城を出て、江州坂本の城へ心さし、本道を、通らぬして、伏見山を過、山中よて物の具ぬを捨、小栗栖山を通りける時、郷人共出、藪の内より鎗よて突ける、光秀手を負り、持る鎗を田の中へ立置、逃さりける、鎗を立置し事、鎗を捨て逃さりといはれじと也、其後終、郷人よ討れける、明智ウ城を出て後、其餘の敵共も落行ける、光秀、此時五十七歳也、主君を殺して天下を奪えんとせし、其天罰、かにく、通るへた、兼て思ひし事も、一つも叶はぬ、我よ、えさした人皆叛、たて、信長公を、今月二日、お殺し奉りし後、つう十三日を経て、同月十四日、お亡ひける、孝高是を追て、桂川を通り給ひける時、孝高の母の一族、桂の里よ在し、孝高の家人の飢を助んとて、酒食を多く持

天正十年六月十三日

四六三



天正十年六月十三日

四六四

孝高ノ智謀

出、桂の邊にて、小寺官兵衛殿の御家人と聲々々呼て、食物を與へける。此時孝高の家人からされ共、飢ゑる者ハ偽て其饗應を請ぎるを聞へし、此度秀吉勝利を得、不日ハ明智を誅し給ふ事、偏ハ孝高の智謀を以、勝龍寺の城一方を明られし故也、又寶寺へ早く馬を乗上、後陣を進めまひし功も、終くよく也とや、凡此頃孝高の武略多き中も、備中高松の城責の時、土手を築止られし事、同所マて毛利家と和睦の才覺、同所を引取、上方へ上り給ひし時、堤を掘、洪水流して後驅せられし事、勝龍寺の城責の時、後一方を明られし事、凡此四度の術、殊更奇妙の智謀也とて、秀吉公甚感し給ふ、

伊東祐兵

〔伊東系譜〕

祐兵從五位下

一 同年六月、惟任日向守光秀爲追討、同九日、秀吉出陣從之、

十日秀吉從ニ著ス

一同十日、秀吉從ニ著、同十三日、於城州山崎挑戰、于時祐兵於秀吉之前鋒、顯拔群之戰功、秀吉感其勇、手自賜熊皮拋鞘之鎗、其長二尺三寸五分、南都住金房兵衛尉政次作、俱利伽羅龍ヲ彫、

光秀阿閉  
貞大ヲ閉  
天王山

〔細川忠興軍功記〕

一 山崎ニ被居候衆、天王山迄山崎へ取可申候、敵ハ被取候てハ惡敷候とて、寶寺より天王山へ人數あがり申候、光秀公ハ阿辻

ヲ取ラム

一番合戦  
ハ高山仕

光秀山崎  
ニテ自害  
ストノ説

萬五郎、百挺之鐵炮召連、天王山を取可申候とて、山八分目程上り申候ニ付、萬五郎鐵炮之者ゑらミ申候、其内ニ秀吉公山崎近邊迄御著被成候注進、彼是疑申候て、山崎之内ハ人數出申候、一番合戦ハ高山仕、敵突崩申候故、殘衆惣掛り被仕候得と、其儘敗軍ニ罷成、光秀公ハ勝龍寺へ御引籠被成候、其夜の未明、光秀公勝龍寺を被成御立、坂本へ御入可被成と思召、御通被成候を、秀吉公御人數見付詰懸申に付、無是非山崎ニて被遊御自害候事、

〔日本耶蘇會年報〕

〔歐文材料第五號譯文〕

一 五八二年八三年及び八四年の日本通信  
一 五八三年二月十三日○天正十一年正月十一日ニ當ル附、口ノ津發、ルイス・フロイスより、耶蘇會の總長に贈りし書翰の一節、

信長の殺害せられし當時、都と隣接せる津ノ國の殿及び貴族等は、毛利に對する戰爭に赴きゐたるが、其城を速に占領せざりしは、明智の過にして、其滅亡の基なりき、蓋し信長の命に依り、諸城は殆んど破壊され、又守兵なかりしを以て、彼若し五百の兵を出さば、順次諸城に至りて、人質を取り、若

攝津ノ諸  
城ヲ占領  
セザリシ  
ハ光秀ノ  
過失

天正十年六月十三日

四六五







光秀ヨリ歸リ  
鳥羽ニ出陣ス

勝龍寺ヲ  
占領ス

池田恒興  
淀河ニ沿ヒテ進ム

長房山崎  
ニ向フ

親切なるべきかは、我等知らず、前に述べし如く、明智は此時安土の攻圍より歸り、都を距る四哩の鳥羽と云ふ所に、一萬人を率ゐて屯し、都より九哩の所に在る、シ(勝龍寺)ヨレジと稱する甚だ重要な一城を攻め落し、諸國の領主等を漸次味方とせんと力め、又羽柴の爲す所を見んと思へり、此遲滯と怠慢とは、前に云へる如く、彼が破滅の原因となり、高槻を攻めんとせし時、此國の重要な領主三人は、既に進軍せる羽柴の援助を頼み、兵を率ゐて出陣せり、彼等は協議の上、一人は其軍隊を率ゐて、山路より明智に向ひ、他の一人池(池田恒興)殿と稱せるは、部下と共に(池田)ジョンド河に添うて進めり、此河は當地方に於て最も大にして、又最も有名なるものなり、第三番のジュストは、ジ(池田)ヤマザチと云ふ所に攻め入ることとなり、此地に入りて、明智既に接近せるを聞き、尙ほ三里餘後方にありし羽柴に急ぎ報知して、其來援を促し、彼は其間に兵士を適宜に配置せり、其數千に満たざりしが、戰の熱に燃え、又神の御助に信賴して、自ら抑ふる能はず、敵に對し進出せんことを望めり、ジュストは羽柴の軍勢の速に來らざるを見、自ら行きて危険の迫れるを告げんとせしが、此時明智の軍城門に著きたり、ジュストは戰に勇にして、

秀吉信孝  
ノ麾下ニ  
合戦ノ間ニ  
ハズ

光秀ノ軍  
敗走ス

士民敗兵  
ヲ掠奪ス

又神に信賴せしを以て、城門を開かしめ、戰の準備をなせる少數の兵を以て敵軍を攻撃し、己が兵士の失はれし者は一人に過ぎずして、忽ち明智軍の貴族二百餘の首級を獲たり、右第一襲の後、他の二侯側面より來會し、同時に羽柴及び三七、二萬餘の兵を率ゐて、既に一里以内に近ける由の報到りぬ、長途の疲勞の爲めに、其來著は間に合はざりしが、是は主なる神が、勝利をキリシタンのものたらしめ、ジュストをして、今日此地方の各君侯中、最も大なる功名を博せしめんことを欲し給ひしに依れり、明智の軍勢は、最初の合戦に勇氣を失ひ、次で他の兵の來襲に怯えて逃げ出し、其醜狀甚しく、戰場は都を距る優に四里なりしに、途中にある、前述の如く明智に占領せられし勝龍寺の城に入らんとせす、列を亂し身輕く歩行せんとて、彼方此方に槍及び長銃を投げ棄て、第二十時頃、我等の眼界内に都の外を通過せり、而して都の町に入らんとする者ありしが、入ることを許されず、因て坂本を指して歩を進めたり、されど諸村及び附近の士民、其他の者、馬及び劍を取らん爲め、出で、彼等を殺したれば、多くは同所に著せざりき、明智は少數の兵士と共に、夕刻勝龍寺に逃げ込みしが、羽



天正十年六月十三日

四七〇

光秀土民  
ニ殺サル

柴の軍勢速に追ひ來りて、八方より取り圍み、兵士と火を以て攻め立てたれば、明智姿を變し、殆んど單身走り出で、或者の話によれば、此時既に負傷し、あたり、翌朝勝龍寺に在りし者は降服せり、明智莫大の黄金を與ふるを約し、坂本に入るまで救助せんことを土民等に頼みしが、彼等は刀及び背に負ひし僅少の品物を奪はんと欲し、彼に一槍を附け、其首を斬りしが、彼等は其首を三七に獻ずる勇氣も惡意もなく、他の一人此務をなしたり、而して城中の諸人、其他多數を熱心に斬首し、都の信長の御殿に差出せしもの、一度に千餘級に達し、供養の爲め、悉く整列せしが、夏の真中なりしかば、臭氣甚だしく、彼の傲慢なりし暴君に相當せりと思はれたり、風同方向より吹寄する毎に、臭氣の爲め、我等の會堂に居る能はざる程なりき、此斬首は可なり長く續き、多くの場所にて行はれたり、其後二日を経て、バードレ・オルガンチノ、他の一人のバードレと共に、右信長の御殿の前を過ぎしが、首級三十餘を、羊か犬の頭にてもあるが如く、一本の繩に貫きて、賣らんとする者を見たり、此憐れむべき人々は、此の如き捧物をなすを以て、最も彼の靈を喜ばすものなりと信せるなり、明智の首も亦、其死骸と共に同所に

光秀ノ遺  
屍ヲ磔ニ  
ス

持ち來れり、是れ日本全國を覆すの野心を抱きし者の、憐れなる最期なり、神の正義は、彼の恐るべき陰謀を企てし後、十二日以上、生命を彼に許し給はざりき、彼の首級は、先づ信長の遺骨の前に捧げられ、其後三七の命に依り、胴と繼ぎ合せ、市外にて十字架に架せられたり、右の勝利聖母訪問の祝日○七月二日ニシテ、天正十年六月十三日ニ當ルに當りたり、三七は、ジュストが此戰に首尾好かりしは、キリシタンなりしが爲なりと云へり、○上下略、信孝、信澄ヲ殺ス、等ニカ、ル、本月五日、及、ビ同、十四日、ノ條ニ收ム、

〔訂正日本西教史〕

上 第八章 (歐文材料第六號譯文)

信長ノ三男阿波ノ國主ハ、其父ノ死ヲ聞キ、仇ヲ復セン爲メ、從兵ト共ニ直ニ出發セリ、羽柴ハ山口ノ國主ト休戰ヲ約シタル後之ニ合セリ、ジュストハ之ヲ豫知シ、都ニ近キ高槻ノ領地ヲ守ラン爲メ、其兵ヲ急進セシム、然レモ明智ハ之ヲシテ己ニ應ゼシメンコトヲ期シ、部下ヲ制シテ之ヲ妨害セシメズ、ジュスト領地ニ到リ、オルガンチノ師ノ書簡ヲ得テ之ヲ讀ミシガ、爲メニ其意ヲ決シ、羽柴及ビ信長ノ子ニ附キ、其父ノ仇ヲ復スルヲ妨ゲズ、

天正十年六月十三日

四七一

○中略、信雄、安土ニ入り、城ヲ燒クコトニカ、ル、本月十五日ノ條ニ收ム、



長房ノ兵  
ハ悉ク基  
督信者

光秀負傷  
シテ勝龍  
寺城ニ退

長房安土  
ノ修學寮  
ヲ高槻ニ  
移ス

天正十年六月十三日

四七二

暴逆者京ニ向ヘル時、ジユスト右近殿ハ、彼ノ由ラサルヲ得サル所ノ道ニ  
居リ、道程三里ニ過キサ、所ニ出陣セル信長ノ子阿波ノ國主、及羽柴ノ許  
ニ通信シ、早ク來リ會センコトヲ促シタリ、然レドモ明智ハ之ニ先ンジ、從  
兵八千ヲ率キテ、ジユストノ軍ノ前ニ現ハレタリ、同軍ノ兵士ハ千人ニ過  
ギザリシガ、悉ク基督信者ニシテ、勝利ヲ獲ザレバ死スベシト決心セリ、此  
時ジユストハ、寡兵ヲ以テ大敵ト戰フベキヤ否ヤ暫ク決セザリシガ、遂ニ  
上帝及正義ニ信賴シ、大ナル決心ヲ以テ奮戰シ、敵ノ先陣ヲ敗リ、我が從兵  
ハ一人モ失ハス、強兵二百人ヲ斬殺セリ、此ノ最初ノ戰鬪ハ、逆徒ヲ恐怖セ  
シメタリ、此時ジユストガ後方ニ殘シタル軍隊、救援ノ爲メ馳セ來リシガ、  
敵兵之ヲ見誤テ、羽柴及ビ阿波ノ國主ノ兵ナリト思ヒ、皆遁逃セリ、明智ハ  
戰爭中ニ創ヲ負ヒ、近傍ノ城砦ニ退キタレドモ、此ニ安居スル能ハズ、人目  
ヲ忍ブ爲メ、從者ナク獨リ此處ヲ出シガ、行程纔カニシテ、所ノ農夫ニ出遇  
シガ、彼輩ハ羽柴ノ恩賞ヲ求メント欲シ、終ニ之ヲ殺害セリ、此叛逆人ハ、其  
恩主ヲ弑逆シタル後、纔カ十二日ヲ經テ死シ、其體ハ都ノ獄門ニ梟セラレ  
タリ、羽柴ハ逆徒ノ殘黨ヲ追撃シ、悉ク之ヲ誅シ、且ツ其ノ家ヲ滅却セシメ

タリ、ジユスト右近殿其軍功ノ祝賀ヲ受ル後、安土ノ修學寮再建ノ事ノミ  
ニ心ヲ勞シタリ、然レモ既ニ燒失シタルヲ見、之ヲ高槻ノ城ニ移轉セリ、其  
父(飛騨守カ)タリオハ信長ノ死後、謫所ヨリ歸リテ之ヲ管理シ、基督教ノ爲メ、大ニ有  
益ナル此事業ニ盡力シテ、光陰ヲ過スコトヲ樂ミタリ、

○光秀若狹ニ至リ、武藤上野介等降者ノ質子ヲ收ムルコト、元龜元年  
五月六日ノ條ニ、信長ニ從ヒテ近江ニ入り、木戸、田中ノ二城ヲ攻ムル  
コト、同三年三月七日ノ條ニ、石山ヲ降シ、今堅田ヲ攻ムルコト、天正元  
年二月二十六日ノ條ニ、木下助左衛門尉ト共ニ、越前ノ庶政ヲ聽クコ  
ト、同年八月二十日ノ條ニ、信長ノ命ニ依リ、第四子ヲ筒井順慶ノ嗣ト  
シ、第三女ヲ細川忠興ニ、第四女ヲ津田信澄ニ嫁スルコト、同二年正月  
十七日、及ビ同六年八月是月ノ條ニ、本願寺衆徒ト河内飯盛ニ戰フコ  
ト、同二年九月十八日ノ條ニ、惟任ノ稱號ヲ賜ハルコト、同三年七月三  
日ノ條ニ、柴田勝家、羽柴秀吉、瀧川一益等ト共ニ、越前ニ入ルコト、同年  
八月十六日ノ條ニ、丹波、丹後ニ入り、小山、八上、園部、宇津、黒井、弓木、八幡  
山ノ諸城ヲ攻陷スルコト、同年十月是月、同四年正月十五日、同五年十

天正十年六月十三日

四七三



月二十八日、同六年四月十日、同七年六月二日、同年七月十九日、同年同  
 月是月、同年八月九日等ノ條ニ、荒木村重等ト攝津石山城ヲ圍ムコト、  
 同四年四月十四日ノ條ニ、瀧川一益ト共ニ、紀伊雜賀ノ徒ヲ攻ムルコ  
 ト、同五年二月二十二日、及ビ同年三月一日ノ條ニ、松永久秀ノ黨ヲ大  
 和片岡ニ攻メテ之ヲ拔クコト、同年十月一日ノ條ニ、織田信忠ノ信貴  
 城攻圍ニ加ハルコト、同年同月三日ノ條ニ、瀧川一益ト共ニ、大和ノ地  
 ヲ檢スルコト、同八年九月二十五日ノ條ニ、軍律ヲ定ムルコト、同九年  
 六月二日ノ條ニ、信長ノ甲州征伐ニ從フコト、本年三月五日ノ條ニ、德  
 川家康、穴山梅雪ノ接待ヲ命ゼラル、コト、同五月十一日ノ條ニ、備中  
 へ出征ヲ命ゼラル、コト、同五月十七日ノ條ニ、信長ヲ本能寺ニ弑ス  
 ルコト、本月二日ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

〔新撰豐臣實錄〕

六 秀吉上洛附伐光秀于山州山崎部

○上略、光秀軍議ヲ定メテ、山崎ニ陣スル、十三日、爽快、光秀整兵於山崎、乃令  
 コト等ニカ、ル、本月十二日ノ條ニ收ム、

松田太郎左衛門云、汝能知山崎之地形、宜蚤登天王山、直下山崎、先以銃射俄

秀吉秀長  
 等ナシテ  
 天王山ヲ  
 攻メシム

切之、然則敵驚迷必也、時馳精騎急挫之、則破之、猶指掌、松田應其旨、拖勇兵七  
 百及矢銃卒三百人、攀天王山、秀吉亦豫遣羽柴小市秀長、秀吉弟上天王山而攻  
 之、堀尾茂助、前野庄右衛門、今按、後、駿、但馬守木下勘右衛門、黑田官兵衛、神子田半左  
 衛門等從之、果高山右近鷄鳴拖兵至寶寺、閉其南門而進、池田勝入父子繼至、  
 然以閉南門兵不能入、池田怒謂、高山既畔、屬惟任、不得止、經南方徑路、出山崎  
 東北、忽遇高山進首魁、池田大喜、始解忿疑、高山閉南門者、深恐佗之先于我也、  
 嗚呼、勇士輕死而重名、耻後而競進之情、最快哉、堀尾吉晴令輕卒二百人、今按、弓、百、  
 百人、鐵、炮曰、我今欲速離衆、登天王山、以魁戰、騎馬相續、莫後、既至山腰、顧後則咸  
 蹉跎、從兵稍十五六騎、而弓銃纔二十人、許、雖值勵、闕聲、攻松田之魁軍、此、今、按、賊以  
 下稱、賊者、皆指、不屑之、吉晴令兵省、賊之先登、擊其腰、今、按、松、田、旗、本、於是賊頗辟、  
 既而秀長俾諸將續、吉晴、前野、木下、黑田、神子田等、亦悔相後、攀躋、與吉晴共攻  
 松田、終敗之、賊將齋藤內藏助、柴田源左衛門等、發兵於山崎、高山右近、中川瀨  
 兵衛、堀久太郎、乃揚策、鳴鼓、荐競戰、光秀先士伊勢與三郎、諷訪、飛驒、津田與三  
 郎、御牧三左衛門、其弟、勘兵衛等、亦銃響轟天、鯨波震地、而厮鬪、時中川清秀登  
 坂、遮其左、池田父子又衝其右、秀吉勇兵加藤作內、木村隼人、常、陸、介、父、中村孫平



藤堂高虎  
渡邊了

天正十年六月十三日

四七六

次一氏暨秀勝言今童按丹波中納前刃藤堂與右衛門高虎今按後經佐渡守號和武譽渡邊勘兵衛後按此時與高虎同僚高田孫十郎今按後號淺井喜八郎大橋茂右衛門今按後事福島正則慶長五年等合擊大破之於是賊兵悉亂走所謂一陣敗而殘黨不完者耶伊勢諏訪怒號曰勇飭先祖之面義潔戰死之屍而遂鬪死御牧三左衛門顧視左右曰我兵既潰而敵乘勝我今不捨命則光秀之危難可立看乃馳使光秀曰我輩兄弟只今可戰死于此以暫支敵請速退之而計後術果與弟勘兵衛共率二百餘兵而奮擊各捨身輕命共戰死其義不耻古代其名不墮後世嗚呼惜哉時光秀卒五千餘兵屯御坊塚見數將之敗亡幾度欲發兵自丁之比田帶刀叩轡諫曰強敵多勢一時不可當且吾兵或死傷或散逃纔殘十之二三不如蚤去是入勝龍寺今按在洛陽以籠城倘否則今夜潛入江州坂本城再聚散兵以決勝負光秀應其議忍赴勝龍寺開田太郎八進士作左衛門等追隨焉本道以敵遮之經田畔竊入勝龍寺壘今日軍功中川清秀尤拔萃三七信孝執其手謝曰今日清秀苦戰吾何忘焉秀吉尚在後高呼曰瀨兵衛瀨兵衛骨折骨折今按本朝俗語謂勞曰骨折清秀聞而大言曰筑前守面貌既有并吞天下之氣矣○コノ大光秀敗亡附殘黨被擒戰部ノ條アリ太閤記ト同シキヲ以テ略ス

京都ノ町  
人光秀ノ  
陣ヲ見舞

松田太郎  
左衛門先  
ヲ取數ク

明智十郎  
右衛門等  
中川高山  
ヲ追散ス

並河掃部  
等堀秀政  
等ヲ擊退  
村山和泉

〔增補筒井家記〕

乾 ○上略光秀京都ノ地子錢ヲ免除スル六月十三日未明

ニ洛中ノ町人三百餘人光秀カ地下錢免許ノ厚恩ヲ思ヒ樽肴菓子ヲ持參テ向州カ陣ニ謝禮ス光秀床机ニ腰掛テ汝等此迄來ル事神妙也今日ノ一戰ニ筑州等ヲ討取天下ヲ太平令メ汝等ニモ厚ク賞セント云然處ニ山崎天王山へ松田太郎左衛門光秀ノ一將昨十二日登テ敵ヲ目ノ下ニ見鐵炮打懸ル秀吉命ニ依テ堀尾帶刀忍登テ互ニセリ合交戰ス堀久太郎モ助來リ戰故松田遂ニ討死ス此軍ノ様ヲ見テ町人等驚キ騷キ向州ニ暇ヲモ不乞我先ニト逃歸ルヲ秀吉ノ本陣ヨリハ光秀カ旗本裏崩ト見テ黒田中村蜂須賀山内寺澤有馬青木石田等勇ミ掛リケレ共先陣中川高山鹽川等指堅メ一人モ不通一番合戰ヲ始メケル明智十郎右衛門奧田宮内同市之介磯野彈正鳥山主殿等中川鹽川高山等ト七八度相戰ヒ五百餘人討取三勢ヲ追散シ勇士七十餘人雜兵三百餘人討死ス山ノ手ハ堀久太郎淺野彈正父子生駒善介其カ大谷慶松等打テ懸ル並河掃部妻木忠左衛門波々伯部權頭酒井孫左衛門同與大夫等大ニ戰ヒ羽柴方ヲ追散シ五百餘人討取三百餘人討死ス中ノ手ハ村上和泉守山本山入伊勢安房守上野筑州庄田權介

天正十年六月十三日

四七七



守等ハ池  
田丹羽ニ  
當ル

筒井順慶  
洞ケ時ナ  
下リテ光  
秀ノ木陣  
ヲ突ケト  
ノ説

柴田源左  
衛門大八  
齋藤大八  
郎

天正十年六月十三日

四七八

松本主膳等、池田、丹羽カ兩勢ト火水ニナル程戰ヒ、二百餘人枕ヲ竝テ討死  
ス、池田、丹羽カ勢モ、手負死人八百餘人ニ及ケレハ、力盡テ引退ク、人馬ノ息  
ヲ休ム、カクテ勝負ツカサル所ニ、筒井順慶ハ、時コソヨケレトテ、小田切宮  
内、小泉四郎、森縫殿介三千餘人、島左近、飯田三郎次郎、井戸十郎三千餘人、本  
陣松倉右近、檜原右衛門等ヲ宗トシ四千餘人、洞カ峠ヲ推下、光秀カ本陣サ  
シテ討テ掛ル、柴田源左衛門、齋藤大八郎、兼テ筒井カ陣ノ備様不審ニ思ヒ、  
二千餘人堤ノ藪カゲニ伏テ待設タルヲナレハ、大和勢ノ先陣ヲ少シ遣過  
シ、一度ニ起リ立テ、弓鐵炮ヲ打掛攻シカハ、思ヒヨラサルヲナレハ、小田切、  
小和泉、森右往左往ニ切崩サレ、手負死人二百餘人ニ及ヒケリ、二陣飯田、井  
土心得タリト、兩人先登ニ進ミ戰シカハ、柴田勢數十人討レヌ、(飯田)眞宗、(井土)國秋、猶  
モ柴田ヲ目掛切込シカハ、源左衛門勝定、手負テ引退ク、齋藤大八郎千餘人  
キヒシクカ、リ、必死ニナリテ戰ヒシカハ、サシモノ飯田、井土カ兵五十餘  
人討レ引退ク、順慶是ヲ見、旗本ヲ崩シテ、掛レノト下知シケレハ、松倉、檜  
原討テ出、齋藤勢ヲ引ツ、ミ、一人モ餘サシト攻タリケル、齋藤今日ヲ限リ  
ト思ヒ定シ事ナレハ、少モ不騒、自ラ太刀打シテ、敵五人切落シ、我身モ二个

島勝猛齋  
藤大八郎  
ヲ討取ル  
トノ説

藤田傳五  
郎等蜂屋  
賴隆ヲ追

神戶信孝

伊勢貞興  
等討死ス

天正十年六月十三日

四七九

所手負、亂レ髮ニナリ、首一ツ提ケ、大和勢ニ紛レテ、順慶ト指違ント忍ヒ入、  
其間三段計ニナリテ、アハヤト思フ所ニ、島左近友之ハ、サノミ不戰シテ、順  
慶ノ不意ノ難ヲ救ハント旁ニヒカヘタリシカ、齋藤ヲ能見知、爰ニ近付ハ  
齋藤大八ト見ヘタリ、角云ハ島左近ナリ、逃サシト、去ル九日ニ秀吉ヨリ給  
ハリシ薙刀ヲ振擧テカ、リシカハ、大八アラハレシト思ヒ、持タル首ヲ捨  
テ、イサ見參ト、大太刀ニテ半時計切結ヒシカ、大八ハツカレ武者、殊ニ手負  
ケレハ、遂ニ左近ニ討レニケリ、生年二十五歳、左近モ三所迄手負ケリ、齋藤  
討死セシカハ、明智方敗北セシヲ、大和勢淀川邊迄追討ニ、敵六百餘人打取、  
首級ヲ島、松倉持參シ、秀吉ノ實檢ニコソ備ヘケレ、光秀右備藤田傳五郎、長  
子傳兵衛、傳五郎弟藤藏、伊勢與三郎、諏訪飛驒守、御牧三左衛門、同勘兵衛、詫  
美隱岐守、櫻井新五左衛門、逸見木工允等、二千五百餘人、蜂屋出羽守カ備ヲ  
追亂シ、百餘人討取、總大將神戶侍從信孝四千餘人走來、藤田方信孝ノ先手  
峰信濃守、平田壹岐守カ千餘人渡シ合戰ヒ、七十餘人討取シカ、神戶ノ勇臣  
國分佐渡守三百餘人、横鎧ニ掛リ相戰テ、互ニ勝負無リケル處ニ、信孝又山  
路將監、鹿伏兔右京等、大勢ニテ責戰シカハ、藤田方遂ニ討負、藤田傳兵衛、同



天正十年六月十三日

四八〇

藤田傳五  
郎自殺ス

齋藤利三  
信孝ト戦フ

利三信孝  
ヲ追フ

秀吉麾下  
ヲ進ム

藤藏、伊勢與三郎、諏訪飛驒守、櫻井新五左衛門、逸見木工允等始メ、四百七十  
餘人討死セリ、藤田傳五郎ハ六ヶ所手負、其場ヲ退キ、同十四日ニ、淀ノ小橋  
ノ下ニテ切腹ス、近士岡本次郎介、則介錯シテ自害ス、齋藤内藏介利三ハ、百  
餘人ニテ備ヘ、透間ヲ見合セ、秀吉ノ旗本ニ切入ント不戦シテ扣居タリシ  
所ニ、舍弟大八郎カ從者來テ、討死ノ由申ケレハ、利三涙ヲ流シ、死ハ一所ト  
約セシカ、先立ケルヨナ、我モ今日ヲ不可過トツフヤキテ見レハ、藤田カ軍、  
三七信孝ノ勢ニ被追立間近クナリヌ、是ソ能敵也、彼ヲ討捕ント、木陰ニ備  
ヘシ五百餘人一同ニ攻懸ル、信孝軍兵、藤田勢ヲ追テ備ハ亂ヌ、殊ニ不思寄  
事ナレハ、東西ニ懸立ラレ敗亡ス、信孝不騷踏留リ、戰事數度ニ及フ、利三元  
來大勇ノ士ナレハ事共セス、信孝ヲ目掛テ切テカハル、既ニ危ク見ヘシ所  
ニ、津田佐内、同喜内、同又藏、同新介、同成藏、矢部源藏、松井新介、柘植喜八郎、同  
喜九郎、平手兵七郎ナト云、近士、驅隔テ討死シケル間ニ、信孝ハ漸々逃レタ  
リ、此時三百餘人討死シ、手負五百餘人ニ及フ、利三、信孝ノ兵ヲ追散シケレ  
ル、其身モ數ヶ所手負、從兵大形討死シ、或ハ落失ヌ、今ハ是迄ト存ル旨ヤ在  
ケン、利三ハ行方不知ナリニケル、利三ハ光秀カ妹ニ、二萬石ヲ領セリ、羽柴秀吉下知シテ曰

光秀モマ  
タ麾下ヲ  
以テ戰フ

敵味方互  
ニ知音

簞瓢ノ馬  
驗ノ水色  
ノ旗

光秀敗軍  
ス、御牧三左  
衛門

ク、味方甚疲レタリト見ヘタリ、旗本ヨリ打テ可掛ト、自ラ馬ヲ進メシカハ、  
舍弟小市郎秀長、姪ノ孫七郎秀次ヲ始メ、黒田父子、淺野父子、堀尾父子、蜂須  
賀、中村、生駒、田中、山内、寺澤、有馬、木村、青木、杉原、石田、増田、大谷、加藤、小西、片桐  
長束等、我先ニト走進ム、向州光秀ハ、味方ノ勇士粉骨ヲ盡シ、或討死、又ハ手  
負ヌ、我秀吉ト戦ヒ、生死ヲ究メント勇ミ掛リケレハ、土岐兵太夫、同半太夫、  
明智兵介、中澤豊後守、比田帶刀、村越三十郎、天野源右衛門、三宅、堀江、隠岐、關  
田等、肩ヲ竝ヘ相進ミ、雙方四萬餘人、相掛懸テ相戦フ、羽柴方ニハ光秀ヲ討  
取、信長公御父子ノ怨ヲ報セント勇ム、惟任方ニハ秀吉ヲ討テ、天下ヲ掌握  
セント進ミケリ、互ニ知音ノ事ナレハ、爰ヲ晴ナル軍ナレハ、屍ハ野外ニ晒  
ストモ、逃テ名ヲ後世ニ穢サシト、主ハ討レテ、郎從ハ乘越ヘ、親ハ手負トモ  
子ハ願ス、瓢簞ノ馬驗ニ、水色ノ旌旗入違ヒ馳違ヒ、六月十三日、草木モ動ヌ  
暑キ日ニ、人馬トモニ火ニナリテ攻戦フ、光秀今日ヲ限リト切廻ル、サシモ  
ノ猛將、羽柴兄弟陣脚ヲ留兼テソ見ヘニケル、斯ル所ニ大和勢一萬餘人、思  
ヒ寄ヌ後ヨリ瞳ト突テ掛シカハ、明智方驚起テ、一同一敗軍ス、(御下向シ)三牧三  
左衛門、光秀ヲ進メテ引取セ、弟勸兵衛二百餘人、羽柴方ノ大勢ヲ追崩シ、八

天正十年六月十三日

四八一



十餘人討取、三牧兄弟共ニ討死ス、秀吉ノ軍勢急ニ光秀ヲ追欠ケレハ、土岐兵太夫、同半太夫、明智兵介光秀子、溝尾五右衛門溝尾庄兵衛子也、進士作之丞作右衛門也、堀口三之丞、堀口美濃守也、真滿カ孫也、隱岐内膳五郎兵衛弟也、光秀ヲ落サント踏留リ、力戰シテ討死ス、光秀モ今ハ討死ノ場ナリト馬ヨリ飛下、床机腰掛テ、一戰ニ勇テ進シテ、比田帶刀、進士作左衛門、溝尾庄兵衛等曰、大將ノ可討死所ニ非ス、我々ニ可被任ト大ニ諫メ、馬ニ昇ノセ、先勝龍寺ニ可被籠トテ、上下七百餘人鳴ヲ静メ引テ行、柴田源左衛門、同忠藏、天野源右衛門、跡ハ我請取タリ、心易カレト、三百餘人群リ懸ル敵ト渡合セ、切結ヒ、十方ニ變化シ戰ヒ、敵二百餘人討取、三百餘人ニ手ヲ負セ、百三十人枕ヲ竝テ討死ス、此間ニ光秀ハ、暫時ノ死ヲ免レ、其日ノ酉ノ下刻ニ、勝龍寺ノ城ニ落籠リ、飢餓ノ難ヲソ休ケリ、日モ暮ケレハ、羽柴方ハ山崎ヨリ南ニカ、リ、各野陣ヲ取テ休息セリ、一日ノ戰ニ、光秀方ノ兵士五百餘人、上下三千餘人討死ス、手課ハ敗軍故其數ヲ不知、秀吉方三千三百餘人討レ、手負四千餘人也、軍ハ時ノ運ニ依、且將ノ心ニ在ナカラ、向州モ齋藤内藏介利三カ、今朝諫ノ如ク、光秀京安土ヲ捨、兩明智ニ手勢五千人計屬テ、坂本城ニ籠、其身丹州龜山

光秀勝龍寺ニ逃ル

光秀重傷ヲ負ヒ自殺ス

ニ籠城シ、一國ヲ領シ、兩城共ニ兵糧玉藥モ丈夫タレハ、三年モ不可落然者百日ノ内ニ、國々大變アラシメ、天下ヲ掌握セストモ、數個國ヲハ可討捕ニ、時運トハ云ナカラ、淺猿カリシ事共也、偕光秀、勝龍寺城内ニ籠居タル從兵ハ百餘人有シカハ、最期ノ一軍ハ快クシ腹切ント思ヒシニ、城代三宅藤兵衛、依諫本國龜山坂本ニ籠城セント、十三夜ノ亥刻計ニ、川端上リニ比淀ト淺草ノ邊リヲ過ニ、一揆大勢起リケレハ、從者等小柄野ノ邊ニテハ、三十餘人ニナリケリ、此時津田與三郎一揆ヲ多切伏討死ス、光秀深手負テ自殺ス、法名明憲、玄智居士進士作左衛門繼テ自害ス、比田帶刀ハ自ラ首ヲカキ落テ死ニケリ、溝尾庄兵衛、光秀カ首ヲ持テ、妙心寺ニ納メント欲ケレト、根谷ニ一揆有ケルニ無爲方、首ヲ北ノ山際ノ田ノ中ニ埋テ自殺ス、私曰、光秀仕信長公、西近江志賀郡領坂本城ニ居住ス、天正三年、丹波國ヲ領シ、龜山ニ在城ス、敍從五位下、惟任日向守ト號、山陰道ノ追捕使ト成、江州ノ諸將、京極高吉、朽木種綱等、宗徒ノ諸士十八人ヲ麾下トスト云々、其後秀吉公、今度筒井順慶戰功尤莫大也、然共兩軍ノ勝負ヲ見合シニ依リ、無二ノ志トハ思ヒ給ハサリケレト、大亂ノ砌ナレハ、感悅不斜トノ感狀、竝



天正十年六月十三日

四八四

ニ太刀駿馬金銀ヲ與ヘ、信長公ノ時ノコトク、大和國ノ可爲太守ト云々、麾下ノ諸士等ニモ、太刀馬金銀ヲ賜ヘリ、殊ニ島左近カ齋藤大八郎ヲ討シ功ヲ感シ玉ヒ、感狀竝金銀衣服ヲ賜リ、世人是ヨリ日和見順慶ト異名ヲ付テ呼合ヘリ、○中略、光秀ノ長子十兵衛病死ノコト、同十四日曉、筒井順慶ヲ爲大將、一萬餘人、蜂屋、中川、高山、鹽川、三千餘人ニテ、勝龍寺ヲ十重二十重ニ取卷攻ニケリ、城代三宅藤兵衛兼テ期シタル事ナレハ、並河八介、中澤豐州等、三百餘人討テ出、必死ニ戰ヒ、八十餘人討取、二百餘人ニ手課セ、味方モ百餘人討レ、城ニ入テ火ヲ掛、三將共ニ自殺セリ、○中略、坂本城攻ノコトニカ、京所司代三宅式部淀ノ城番番頭大炊介、伏見ノ池田織部、宇治ノ奥田庄太夫、其外ノ諸士等思ノニ成ニケリ、

〔明智軍記〕 十 城州山崎合戰事

既ニ明智日向守ハ、帝都ニ旗ヲ舉、勝龍寺ノ城ニ三宅藤兵衛、淀ノ城ニ番頭大炊介、伏見ニ池田織部、宇治ニ奥田庄太夫ヲ指置、洛中洛外ノ仕置等宜ク申付、制法正キ由其沙汰有ケレバ、畿内近國ヨリ急キ馳上リ、附隨ケル輩ニハ、伊勢安房守、同主水、同監物、上野筑後守、同大學、伊藤志摩守、杉原讚岐守、同

伊織、後藤喜三郎、礮野彈正、阿閉淡路守、同萬五郎、大津甚四郎、多賀新左衛門、鳥山主殿助、久徳六左衛門、逸見木工允、香川刑部、畑田主馬助、庄田權助、松本主膳、岡八郎大夫、平田六郎次郎、託美隱岐守、櫻井新五左衛門、高橋虎之助、福岡十大夫、五十嵐源八、其外牧島、岡部、片山、高屋、日下部、鈴木、深澤、竹島、都筑、落合、西澤、近藤、渡部、井上、留嶋、小倉、大沼、清水、高瀧、唐澤、玉繩、神谷、辻村、由良、吉岡、ナド云者共、五十騎三十騎、或ハ百騎二百騎打連テ、雲霞ノ如クゾ來集リケル、然レバ日向守各ニ對面シ、則諸手ノ軍列ヲゾ定メケル、斯テ六月十日、久我宰相吉通卿ニ付、禁中ヘ奏聞申ケルハ、光秀不肖ノ身ナガラ、一度京都ノ執權トシ、利世安民ノ志ノ外、又他事モナク候、去バ何ニテモ相應ノ儀、御座候ハ、可奉隨天意ニテ候トゾ申上ケル、主上御叡感ニ依テ、則參内ヲゾ免サレケル、係ル處ニ、羽柴筑前守秀吉ハ、中國ノ軍和順ニ付、急キ令上洛、神戸三七殿ト相議シテ、信長公弔合戰ヲイタスベシトテ、攝州尼ヶ崎迄著陣ノ旨聞ヘシカバ、光秀其儀ナラハ、領分ノ境山崎ヘ出向、可決雌雄トテ、諸軍勢ノ手分アリ、一番ノ中備ハ、明智十郎左衛門光近、柴田源左衛門、奥田宮内、同市助、齋藤内藏助、溝尾庄兵衛、後藤喜三郎、礮野彈正、阿閉淡路守、多賀新左衛

天正十年六月十三日

四八五



天正十年六月十三日

四八六

左ノ先手

右備

山手

光秀麾下

秀吉ノ陣備

秀吉麾下

門、鳥山主殿助、久徳六左衛門、其勢五千騎、左ノ先手ハ、村上和泉守清國、山本對馬入道山入、津田與三郎進士作左衛門、伊勢安房守、上野筑後守、杉原讚岐守、伊藤志摩守、庄田權之助、松本主膳、其勢二千七百餘騎、右備ハ、藤田傳五行、政、同藤三、伊勢與三郎、諏訪飛驒守、御牧三左衛門、舍弟勘兵衛、詫美隱岐守、櫻井新五左衛門、逸見木工允、香川刑部、其勢二千、又山ノ手ヘ向ヒケルハ、並河掃部易家、同息八助、松田太郎左衛門、妻木忠左衛門、荻野彦兵衛、波々伯部權頭、加治石見守、酒井孫左衛門、和田木工助、其勢三千餘騎、光秀カ旗本ハ、中澤豐後守知綱、三宅孫十郎、比田帶刀、村越三十郎、開田太郎八、堀口三丞、同三太夫、隱岐内膳ヲ先トメ、其勢五千、總人數合テ壹萬八千二百餘騎也、去程ニ攝州ヨリ攻上ル輩ニハ、中川瀨兵衛清秀、高山右近、安部仁右衛門、鹽川伯耆守等千五百騎ヲ一手トス、次ニ堀久太郎秀政千五百、其次池田信輝入道勝入父子三千餘騎、次丹羽五郎左衛門長秀三千、次神戸三七信孝四千騎、次蜂屋出羽守頼隆千騎、其次羽柴筑前守秀吉一萬三千、銳卒都合二萬七千餘騎トカヤ、秀吉ノ内ニハ、舍弟羽柴秀長、姪同秀次、青木勘兵衛秀以、淺野彌兵衛長政、子息左京幸長、家人ニハ、蜂須賀彦右衛門正勝、中村式部一氏、生駒雅樂頭

天王山ヲ争フ

松田太郎左衛門討死ス

近正、大谷刑部吉隆、杉原七郎左衛門家次、黒田官兵衛孝高、同息吉兵衛長政、木村隼人定經、山内對馬守一豊、田中兵部吉政、増田兵大夫長盛、長束大藏正家、寺澤志摩守正成、石田治部三成、有馬玄蕃豊氏、小西攝津守行長以下、一勢々々山崎指テ馳向タリ、其刻秀吉、足輕大將ノ堀尾茂助可晴ト云者ヲ呼テ、明日ノ軍ニハ、山崎ノ上ナル天王山ヲ取敷程ナラハ、勝利可有ト思ナリ、然レハ汝彼地ヘ馳上リ、敵ヲ見下シ可合戦トゾ被申付ケル、去程ニ、明智光秀ハ、十二日ノ夜半計、松田太郎左衛門政近ニ下知シケルハ、汝案内者ナレバ、急ギ天王山ニ登リ、山崎ヲ見下シ備ヲ立、敵寄來ラハ、弓鐵炮ヲ打掛ヨ、必混亂スベシ、サル程ナラバ、此方ノ勝利疑有間敷ナリトゾ云合ケル、松田承リ、其手ノ武者大將並河掃部助ニ相斷リ、弓鐵炮三百挺、都合七百餘騎ヲ率シ、天王山ヘ攀上リ、今一町計ニ成ケル處ニ、南方ヨリ堀尾茂助、鐵炮者二三十人召連、早ク峠ニ登リ、頻リニ鐵炮ヲ放懸ルニ、松田カ軍勢少モ疼マス攻上リ、敵ト刃ヲ打違ル程ニ成ケル時分、敢ナクモ太郎左衛門敵ノ鐵炮ニ中テ、忽チ死タリケレハ、其手ノ者共色ヲ失ヒ騒ギ逢處ニ、敵方ニハ彌鐵炮重リ、其上堀久太郎秀政モ競登リ、堀尾ニカヲ添、鯨波ヲ舉、一操揉シカバ、松田カ

天正十年六月十三日

四八七



京都町人  
光秀ノ去  
陣ヨリ吉  
ノ軍ハ惟  
ル勢ハ裏  
任ノト見

光秀ニ從  
フ足利氏  
ノ舊臣等  
討死ス

妻木忠左  
衛門等モ  
討死ス  
南風吹ク

天正十年六月十三日

四八八

兵崩亂テ、散々ニゾ落行ケル、又其砌リ京都ノ輩、頃明智カ恩惠ヲ喜ヒ、十三日ノ早朝ニ、今日ノ軍祝ハントテ、二三百人同道イタシ、樽肴並色々ノ菓子共持參シ、光秀ガ陣ニ來リケルガ、天王山ノ戰ノ體ヲ見テ、早々都ニ歸リケルヲ、南方ノ敵勢ハ、明智カ備ヘ裏崩レシケル様ニ見成シツ、總軍勢勇進シテ、明智ガ陣ニ攻懸ル、其輩ニハ中川瀨兵衛、池田勝入、丹羽五郎左衛門、蜂須賀彦右衛門、羽柴孫七郎、黒田官兵衛、中村式部、増田兵大夫、青木勘兵衛以下、無二無三ニゾ駆入ケル、山ノ手ヘハ、堀久太郎ヲ始メ、淺野左京、生駒雅樂助、大谷刑部、木村隼人ナド、透間モナク戰シカバ、明智方ニハ、松田討レシヨリ、一陣破レテ殘黨不全習ナレバ、悉ク亂ケルニ付、並河掃部助、易家一足モ不引討死ス、總テ丹波武士並ニ山本山入、諏訪飛驒守ナドハ、公方家ノ士成ガ、將軍滅亡ノ後ハ、明智ニ從ヒ、纔ノ年月ナリシカモ、光秀カ情ヤ深カリケン、加様ニ成果ヌル事、爲君一日恩、誤妾百年身共、斯ル事ヲヤ申ラン、其外妻木忠左衛門、波々伯部權頭、酒井孫左衛門、同與大夫以下、究竟ノ者共五百餘人、枕ヲ竝ヘテゾ討レケル、此折シモ南風吹テ、寄手ノ馬煙夥シク、京勢ノ上ニ覆ヒ難儀シケレモ、痛メル氣色モ無之シテ、敵味方入亂、遭ツ啓ツ挑戰フ、

明智十郎  
左衛門

御牧三左  
衛門尉

藤田傳五

鐵炮、矢叫ノ聲、百千萬ノ雷ノ如シ、是カ爲ニ大山モ崩レ、坤軸モ折ルカト覺タリ、魚鱗ニ進ミ、鶴翼ニ備ヘ、前後ニ當リ、左右ニ支ヘ、義ヲ重シ命ヲ輕シ、安否ヲ一時ニ定メ、剛臆ヲ累代ニ可殘合戰ナレバ、親討ルレモ不扶、子ハ乘越テ前ナル敵ニ懸リ、主射落サルレモ引起サズ、或ハ引組テ勝負ヲスルモアリ、又ハ打違テ共ニ死スルモアリ、去共寄手聊利ニ乘ルニ依テ、上方勢終ニ討負シカバ、明智十郎左衛門、村山和泉守、奥田宮内、諏訪飛驒守、伊勢與三郎、山本山入ナド、口惜思ツ、敗軍ノ味方ヲ勇メ、七八度取テ返シ、所々ニシテ討死ス、御牧三左衛門尉兼顯ハ、大將光秀ガ陣ニ使ヲ馳、今日ノ軍是迄トコソ存候ヘ、我等兄弟討死仕候隙ニ、何方ヘモ御引取可然候トソ申遣シ、舍弟勘兵衛兼景ト相共、手勢二百餘騎、群ル敵ヲ追靡、少時支テ戰ツ、一人モ不殘討死ス、藤田傳五行政ハ、諸軍ヲ下知シ、手強ク防戰ケルガ、深手餘多蒙リシカバ、是非ニ及バス引退ク、其外討死ノ輩ニハ、藤田藤三、同傳兵衛、奥田市之介、溝尾五右衛門、進士作之丞、磯野彈正、鳥山主殿助、伊勢安房守、上野筑後守、庄田權之助、松本主膳、櫻井新五左衛門、逸見木工允、堀口三之丞、隱岐内膳以下、宗徒ノ輩千二百五十餘騎、雜兵モ凡三千餘人、皆々忠死ヲ遂ケルコ

天正十年六月十三日

四八九



光秀死ナ  
ハシテ戦  
ハントス

天正十年六月十三日

四九〇

ソハ無慙ナレ、大將日向守ハ、猶是迄モ、本陣牀机ノ上ニ坐シケルガ、今ハ某  
一戦ノ、萬卒ノ報恩ニ屍ヲ曝スベシトテ、馬挽寄乗ントシケルヲ、比田帶刀  
申ケルハ、此戰場ニ御命ヲ失セ給ハン儀、末代迄モ短慮ノ様ニ相聞候ハ  
ン事口惜覺候間、先々勝龍寺ノ城ニ引入玉ヒ、其上ニテ、如何様ニモ御存分  
ニ任セラルベキニテモヤ候ラント申ケル處ニ、進士作左衛門貞連、溝尾庄  
兵衛茂朝等太刀打折、甲ノ前立モ切落サレタル體ニテ馳參シ、帶刀同前ニ  
諫言申ニ付、其儀ナラバ、兎モ角モ各計ベシトテ、比田ヲ先打ニテ、漸ク七百  
餘騎ヲ相具メ、其日ノ暮程ニ、勝龍寺ニゾ籠リケル、斯テ南方ノ寄手ハ、今日  
ノ合戦思ヒノ儘ニ勝利ヲ得、此上ハ勝過ザルコソ軍法ノ祕傳ナレトテ、羽  
柴筑前守ヨリ、黄色ノ母衣武者ヲ以テ、先手ノ兵ヲ呼留メ、山崎近邊ニ陣ヲ  
取、用心稠クゾ見ヘニケル、

明智日向守最期事附光慶病死事

偕勝龍寺ニ軍立爲何セント評議セシ處ニ、城代三宅藤兵衛申ケルハ、名將  
此小城ニ御坐ン事、武略ノ拙キニ似候ヘハ、急ギ坂本へ御歸城有テ、御計策  
候ハ、然ベク奉存候、御跡ノ儀ハ、並河八助、中澤豊後守モ、唯今山手ノ陣ヨ

光秀勝龍  
寺ニ入ル

三宅藤兵  
衛光秀ニ  
坂本ニ歸  
ラシコト  
ナラシム

光秀勝龍  
寺ヲ出ゾ

光秀名ヲ  
惜ム

光秀ノ辭  
世ト傳フ  
ル語

リ遁來リ、丹波武者三百計相見候間、此勢ト引合セ、某當城ニ相怵ヘ、敵寄來  
ナバ一戦ヲ遂、見苦ク無之様ニ可仕ト申ケレバ、光秀實モトヤ思ヒケン、村  
越三十郎、堀與次郎、進士作左衛門ヲ先打トシ、溝尾庄兵衛、比田帶刀ヲ、後陣  
トメ、其勢五百餘騎、十三日ノ亥刻ニ勝龍寺ヲ出、川端ヲ上リニ、北淀ヨリ深  
草ヲ過ケルニ、家來共終日ノ戦ニ、人馬共ニ草臥ケレバ、或ハ疲伏、又ハ落失  
テ、雜兵共ニ漸ク三十餘騎ニゾ成ニケル、斯テ十四日丑ノ刻計、小栗栖ノ里  
ヲ歷ケル處ニ、郷人共蜂起メ、落人ノ通ルニ、物具剝ト匄ル聲シテ、鎧ヲ以テ  
竹垣ゴシニ無體ニ突タリケル、日向守ハ馬上六騎目ニ通シ處ニ、薄運ニヤ  
有ケン、脇ノ下ヲゾ撞レケル、其時、是ハ何者ナレバ、狼藉ナリト云ケレバ、郷  
人鎧ヲ捨、皆々北去ヌ、斯テ三町計往過タレ、彼鎧疵痛手ナレバ、光秀道ノ  
傍ニ馬ヲ乗寄、鎧ヲ田ノ中ニ立置ケル、是ハ鎧ヲステ、逃タルト、後人ニソ  
シラレジトナリ、授溝尾庄兵衛茂朝ニ申ケルハ、唯今手負タレハ、坂本迄ハ  
行付ガタシ、然レハ爰ニテ自害セント思フナリ、是ハ辭世ナリ、汝ニ與ヘン  
トテ、鎧ノ引合ヨリ一紙ヲ取出スル、溝尾謹テ是ヲ見ルニ、

天正十年六月十三日

逆順無二門、

大道徹心源、

五十五年夢、

覺來歸一元、

四九一



天正十年六月十三日

四九二

明憲玄智禪定門

光秀自殺

進士作左衛門比由  
帶刀光秀  
二殉ス

溝尾庄兵衛

庄兵衛ノ  
從僕與七郎

トゾ書ケル、是ヲ讀ケル間ニ、光秀脇指ヲ拔テ、腹一文字ニ搔切ケレバ、茂朝驚キナガラ、即介錯シケリ、進士作左衛門ハ、半町計往延タリシガ、光秀見ヘザルノ間、ソレヨリ引返シ、伴ノ躰ヲ見テ、偕モ貞連コソ御先ハ可仕者ナルニ、少モ殿レ奉ルベキニアラズトテ、主君自害ノ脇指ヲ取テ、心元ニ突立テコソ伏ニケレ、比田帶刀則家モ、後レ馳ニ出來テ申ケルハ、龍鱗ニ附、此年月身ヲ立、世上ニ名ヲ知レシ事、莫大ノ君恩也、今其恩ヲ不報シテハ、何ヲカ期スベキ、暫ク待セ給ヘ、御供申サント云儘ニ、自ラ首ヲ搔落シ、光秀ノ死骸ニ抱付テゾ、死ニケル、溝尾庄兵衛ハ、何レモ合追腹ケル儀實モナリト感シ、我モ一所ニト思ヒシカモ、敵ニ頸共ヲ捕レン事如何ナレハトテ、比田進士兩人ノ鞞カ面ノ皮ヲ削リ、誰共知ザル様ニシナシツ、偕主君ノ驗ヲ妙心寺ニ納メバヤト存シ、頸ヲ包ミ、山越ニ狼谷ト云所迄至リケルガ、其邊ニ敵充滿テ、通ルベキ様是ナキ由相聞ヘシカバ、北ノ山際ニ首ヲ埋ミ立退シガ、今ハ浮世ニ思置事ナシ、自害ヲ遂、主君ノ恩ヲ報ゼバヤトゾ思ケル、爰ニ溝尾ガ草履取ニ與七郎ト云者、只一人ソレ迄附從ケルニ、筐ノ物ナト、妻子方ヘ

光秀嫡子  
十兵衛

隱岐五郎  
兵衛十兵衛  
二殉ズ

送ルベシト云置テ、腹搔切テゾ失ニケル、是ヤ北條時益ノ六波羅没落ノ砌、匹夫ノ流矢ニ中テ死亡セラレシ刻、家來精谷七郎カ爲體ニモ異ナラズ、其砌リ敵餘多襲來リ、落人ヲ尋ルニ付、與七郎、主君茂朝ノ驗ヲ隱シ兼、其身計漸ク岩根ヲ傳ヒ、山林ヲ凌テ、故郷ヲ指テゾ落行ケル、斯テ敵共溝尾庄兵衛自害ノ様ヲ不審ニ思ヒ、其邊相尋ルニ依テ、日向守ノ頸ヲ掘出シ、羽柴筑前守方ヘ相渡シケル、又無慙ナリシハ、日向守ノ嫡子十兵衛尉光慶ハ、今年十四歳ナレモ、器量モ勝レ才覺モアリシガ、先年ヨリ丹州龜山ノ城ニ被指置ケル處ニ、卯月始比ヨリ假初ニ煩出シ、後ニハ重キ病氣ニ依テ、京都ヨリ名醫餘多呼寄、様々療治ヲ盡シケレモ、快氣ナキ處ニ、當月二日、光秀日來ノ鬱憤ヲ散ジ、殊更都ニ旗ヲ立、天下ノ執權人ト仰ガレシカバ、光慶一入煩ヒラ苦ミ、卻テ病氣重ク成テ、同十三日ノ暮程ニ、終ニ空ク成ニケリ、此十兵衛ガ後見トシテ、附置ケル隱岐五郎兵衛惟恒ハ、主君ノ死去ヲ悲ミ、某儀老臣ノ列ニ加リシ事、厚恩不可勝計、然ルニ今光慶ニ奉離、片時モ存フベキニアラズトテ、其座ニ於テ忽チ自害シケル、此日山崎合戰有テ、味方悉ク打負、世上騒シカリシカバ、妻木七右衛門、内藤三郎右衛門等、漸ク主君十兵衛ガ死骸ヲ

天正十年六月十三日

四九三



天正十年六月十三日

四九四

取隠シ、其後菩提ヲ弔ヒ可申トテ、兩人共ニ髻ヲ切テ、頭陀ノ行ニゾ出ニケル、彼豫讓カ貌ヲ變メ、舊君ノ恩ヲ報ジケルニハ、似モ似ザル事ナレト、是モ責テノ儀ナリト覺ヘタリ、○光秀嫡子十兵衛病死ノコト、本月十四日ノ條ニ見ユ、コ

藤田傳五并明智治右衛門自害事

藤田傳五行政ハ、山崎表右備ノ大將ナリシガ、寄手方ノ蜂屋出羽守ヲ追靡、能敵餘多討捕シ處ニ、神戸三七郎信孝蜂屋ニ入替リ、峯信濃守、平田壹岐守等攻來リケルヲモ、又追退ケ、氣色榮タル處ニ、同神戸内國分佐渡守三百計ニテ、横鍵ニ廻リ撞掛ル故、味方馬ノ足四度路ニ見ヘケル處ヲ、三七殿金ノ杵ノ馬印ニテ、自身團ヲ取テ、山路主水、鹿伏兔右京ヲ左右ニ立、諸軍ヲ勇メ、真先ニ進マレシカバ、藤田モ麾打振、伊勢與三郎、御牧三左衛門、諏訪飛驒守以下相懸リニ懸ツテ、肌膚不撓、眼險不瞬、十文字ニ破テ通り、巴ノ字ニ追廻シ、鎬ヲ削リ、鏑ヲ割、縱橫無盡ニ切テ廻リ、天地ヲ響カシ、攻戰サレテ敵ハ大勢ナレバ、終ニ打負、藤田傳五ハ、痛手薄手ニ六箇所疵ヲ被リ、甲ヲモ打落サル、子息傳兵衛秀行、舍弟藤三行久、伊勢與三郎貞仲、諏訪飛驒守盛直ヲ始、銳卒既ニ四百七十騎、一足モ不引討死ス、傳五ハ、其節額ヲ突レケル疵ヨリ血

藤田傳五等ノ奮闘

金ノ杵ノ馬印

三宅藤兵衛勝龍寺ヲ自殺ス

出テ、兩眼ニ入シカバ、是非ヲ辨兼、敵ハ何クニ在ゾ、今一軍ノ義死ヲ遂ント云ケルヲ、郎等共藤田ガ馬ノ口ヲ引テ、敵方ヘ掛リヌルト偽リテ、淀ノ邊迄引退キ、楮小橋ノ下ヨリ舟ニ乘、彌落ント支度セシヲ、行政大ニ忿リ、事新キ儀ナガラ、武士ノ道ト云ハ、生ベキ所ニテハ生、可死所ニテ死スルヲ以テ忠義トセリ、我手負眼暗ノ、度方ヲ失ヒタレバトテ、爰迄落延ベキ様ナシ、郎等ノ所爲ニ依テ、末代迄嘲リニ逢ン事ノ口惜サヨト、涙ヲ流シ云ケル處ニ、十四日ノ曙、勝龍寺ノ城ニモ軍有テ、三宅藤兵衛綱朝、數度切テ出、艶ナル合戦シ、其後城ニ火ヲカケ自害シタリト沙汰シケレバ、藤田是ヲ聞テ、莞爾ト笑テ、流石氣味ヨキ三宅哉、箇様ノ行跡ハ、聞モ涼シク思ナリ、然ラハ某モ乍延引自害メ、昨日山崎戰場ノ恥辱ヲ少シ雪グベシトテ、劔ヲ拔左ノ脇ニ突立、右ヘキリ、ト引廻シケレバ、家來岡本次郎介ト云者、是非ナク主君ヲ介錯シ、其刀ヲ取直シ、己ガ首ヲ搔落シ死ニケルコソ由々敷ケレ、○下略、明智治右衛門ノコト

〔中興武家盛衰記〕

九

日向守光秀敗軍附齋藤伊豆守利光高名事

○上略、光秀敗軍ノコトニカ、齋藤内藏助利三父子ハ、味方敗スト云ヘトモ、ル、前掲川角太閤記ニ同シ

天正十年六月十三日

四九五



天正十年六月十三日

四九六

齋藤利三  
信孝ヲ狙  
フ  
窠ノ紋ヲ  
畫キタル  
赤旗

齋藤利宗

少モ是ニ氣ヲ屈セス、手勢三千餘ヲ眞丸ニ備ヘ、暫ラク士卒ノ氣ヲヤスメ、  
前ニ怖ルベキ敵ナク、後ヘニ退クヘキ心アリトモ見エス、勇氣凜々トシテ、  
邊リヲ拂ツテ居タリケルカ、自餘ノ敵ニハ目モカケス、向フニ瓜ノ紋カキ  
タル赤旗ハ、敵ノ大將織田三七信孝ヨ、敵ニ取テハ隨一ツ、信孝ト見ルナラ  
ハ、引組テ討取レト士卒ヲ下知シ、馬ノ頭ヲ雁行ニツラネ、山崎ノ總構東ノ  
川ヲ隔テ、ヒカエタリ、此川サシモノ大河ニテハアラサレトモ、頃日雨數  
日フリツ、キタレハ、水カサ増ツテ、白浪岸ヲヒタシタリ、爰ニ信孝ノ中ヨ  
リ、野々掛彦之丞ト名ノツテ、齋藤内藏助ト見ルハ、僻目カ、主君ノ敵コサン  
ナレト、只一騎進ミ寄ル、時ニ内藏助カ次男齋藤伊豆守利光(宗方)生年十六歳ト  
名乗ツテ、馬ヲアユマセ出、川ヘ颯ト打入レタリ、野々掛モ同クス、ンテ河  
中ヘ乗入レ、二ツ三ツ互ニ打合フソト見エシ、寄レ組マン、尤ト、無手ト組テ、  
馬上ニタマラス、河中ヘ岸破ト落テ、上ニナリ下ニナリ、クルリ々ト打返シ  
テ、一段ハカリ流レタリ、内藏助カ勢是ヲ見テ、伊豆守ヲ救ント、多勢河岸ヘ  
馳出、アレヨノト悶著ス、父利三是ヲイカリ、荒ラカナル聲ニテ、凡勇士ノ  
子タル者カ、十六歳ニ及ンテ、敵一人ヲ討得ス、他人ノチカラヲ借ランニハ、

存命ヘテアリトテモ、何ノ用ニカ立ヘキノ、只討死サセヨ、者共見ツクベカ  
ラスト制セシカハ、合力ヲスルモノモナク、見物シテソ居タリケル、然ル處  
ニ、伊豆守ハ彼河ノ水底ニテ、終ニ野々掛ヲ組伏セ、首カキ切テ片手ニ提ケ、  
下ノ瀬ヨリアカリケルカ、大ニ水ヲ飲シトカヤ、宗寛永諸家系圖傳ニハ、利  
波多野氏ヲ伐ツ  
時ノ事ニ作ル其後父子大音アゲ、齋藤内藏助藤原利三、同次男伊豆守利  
光トテ、明智カ家ニテ、第一ノ功臣トタノマレタル者ゾ、我々父子カ首取テ、  
大將ノ恩賞ニアツカレ、左ノミ不足ハアルマシキソト、數萬騎群ツタル敵  
ノ中ヘ一文字ニカケ入り、七顛八倒シテ戰フホトニ、見ル中ニ討ル者數ヲ  
知ラス、屍ハ積テ築カサルニ一堆ノ山ヲナシ、血ハナカレテ新ニ數條ノ川  
トナレリ、寄手モ能敵ヨト見テケレハ、諸隊一手ニナツテ、討取レヨ射取レ  
ヨト、四方ヨリ取カコム、齋藤父子敢テ怖ル、氣色ナク、腕ノ骨ノ怵ヘンホ  
ト、太刀ノ目釘ノツ、カンホト、命ヲ際ノ戰ヒソト、眞幕ニ切入リテ、千變萬  
化ノ術ヲツクシ、前ニアルカトスレハ、忽焉トシテ後ヘニアリ、左ニアルカ  
トスレハ、吃トシテ右ニアリ、去レハ父子三度逢テ三度別ル、其鋒アタリカ  
タク、項王烏江ノ戰ヒモ斯ヤト思フハカリニテ、寄手ノ備アラケナヒキ、漂

天正十年六月十三日

四九七



ヒサハク處ヲ齋藤父子得タリ賢シト一方ヲカケヤブリ行衛モ知ラス落テ行イカメシカリシ舉動ナリ○下略光秀一揆ニ殺サルハコト

〔永源師檀紀年録〕

坤 同十日（六月）屋形父子ハ秀吉ニ從軍ノ陳ヲ山崎ニ張ル

細川忠興  
天王山ニ  
ツテ功ヲ立  
トノ説

忠興主ハ先ツ天王寺（山カ）ノ西尾崎ヲノリトツテ大功ヲ立テリ堀尾吉晴淺野長政加藤嘉明相ヒツ、イテ功ヲ策ス十二日ニ於テ明知（三）ノ陳ハ山崎ニ敗亡ス光秀遁レ去テ並河藤藏ニ謂テ曰ク我首ヲ東坂本ニ送レト云テ（十九）廿三日ヲ以テ戰死ス並河ハ宮部ノ軍ヲ破テ粟田口ニ至ル野賊ヲコツテ圍ム仍テ光秀ノ首ヲ人家後ニ埋テ並河ハ此ニテ戰死ス齋藤内藏介利三ノ息

光秀ノ首  
塚

ハ光秀ノ恩顧ヲ荷フ故ニ後來夫ノ塔ヲ白川橋ノ首ヲ埋メル處ニ建○光孝父子ヲ招ク條及ビ清洲會議ノコトニカ、ル本月九日ノ條及ビ同二十七日ノ條ニ收ム

〔正武將感狀記〕

三 高山右近之從士甘利之功名事

高山長房  
下其臣甘  
利某

山崎合戰ノ時高山右近薙刀ノ鞘ヲ脱シ牀几ニ腰ヲ掛テ未兵刃ヲ接ザルトコロニ高山カ從士甘利ト云者ツテニ寵遇ナクシテ末座ニノミ居タリケルガ高山カ前ニ來リテ跪キ爰ニ兩義ノ決シガタキコトノ候恐ナガラ尊公ノ判斷ヲ承リタキト云高山何事ゾ甘利勇智ノ名アル者ハ遠國他家

近藤四郎  
右衛門

高山勢ノ  
一番鎗

ニアルヲモ傳ヲ求テ招來シ高知ヲタマハリテ恩顧忪カラズ况ヤ本ヨリ御家ノ子ハ尊公ノ干城ニナルベキトダニ御覽付ラレ候ハ人竝ノ御詞ヲモ掛ラレ候ベシ小臣人數ナラヌ體ニテ捨ヲカルハサセル御用ニ立マシキト思召ニヨツテナリ小臣今敵ヲ斬陣ヲ破リ候ハ御目ガ子ニ違フコト是不忠ニテ候ヘシ又蒐ルニヨクレ引ニ先ダテ候ハ武士ノ名ヲ失ヒ父祖ヲ汚サンコト是不孝ニテ候ベシ不忠ト不孝トノ罪二ツノモノイヅレ重カラント按ジワヅラヒ候ト云高山ツラノ見テ應ズ敵合スデニ近クナレハ甘利タトヒ不忠ノ罪アリトモ捨ヒ首ニテモ仕リ手ヲフサギ候ニヨイテハサセル御惡ミモナカラシカ怯弱不孝ノ罪ハ重テ補ガタケレバ彼ヲ捨テ是ヲ取候トテ衆ヲヌキンデ先登シ高山家ノ一番鎗ヲ合セ冑首ヲ獲タリ又明智光秀敗軍スレバ北ルヲ追テ光秀ガ甥明石儀太夫ヲ討取タル剛ノ者ナリ直諫スルノ時ニアワサレバ漫ニ君ノ非ヲ言ズ甘利ガ言ハマコトニ無禮ナリ然レモ其無禮ヲ尤メテ自反セズンバ暗君也

〔武功雜記〕

十二 明智ト秀吉公山崎ニテ一戰ノ時高山右近家來近藤四郎右衛門首ニツトル其外ハ首トリタルモノ無之四郎右衛門五位川ニテ



天正十年六月十三日

五〇〇

首取テ通ル所ヲ、大和<sup>(秀忠)</sup>大納言殿見給ヒ、何者ソト尋ラル、四郎右衛門シカ々々ト答フ、時ニ、大納言殿家來石田小右衛門、木戸口ニテ是ヲ見及候、大納言殿ハ先手ナリ、五位川ノ木戸サシテアルヲ、大納言殿長刀ヲ持テ下知ナサレアケサセラル、四郎右衛門後ニトモ云、時源之丞ト云フ、四郎右衛門初メ荒木ニツカフ、時ニ敵ノ出タル事アリ、トヤカクト手當ノ談合ノ内ニ、四郎右衛門ミヘズ、何方ヘ行タルト尋チサセケレハ、敵出ルトキクトイナヤ、四郎右衛門ハ早徒膚ニテ、敵ニ出會高名セシトナリ、石田小右衛門近藤四郎右衛門兩人トモニ、後ニ藤堂和泉守ニツカフ、五位河ニテ見合タルコトヲカタリアワセシトナリ、

此時ニ味方ヘ首三ツトル、二ツハ四郎右衛門、一ツハ中路彌太夫、四郎右衛門ハ、元來京ノ西院ノ久保カ家人ナリ、地下迫合ニ度々功アリテ侍トナル、高山右近ヘアリツキテ、七度加増トリテ三百石トナル、四郎右衛門、細川越中殿ヘアリツキ、其後伊勢ヘ來ル、功名ヲカクシ居タリ、

〔烈公間話〕

一吉田<sup>(吉)</sup>織部事、中川瀨兵衛清秀殿ノ婿也、利隆<sup>(隆)</sup>様ノ伯母婿也、秀吉公山崎ヘ御ムカヒノ時、秀吉公古田ヲ召シ、中川ト其方爲縁者、中川ヘ

秀吉古田  
重然ヲ遣

シテ中川  
清秀ノ質  
ヲ求ム

清秀ハ短  
氣

堀秀政

行ケ、全ク中川ヲウタカフニテハ無之、世上ノ聞ヘニモ、中川杯モ人質出候由有之ハ、味方一味之爲ニ善シ、誰ニテモ人質被出候様ニ、可申參由仰也、古田畏行ク、秀吉公山上ニ陣取也、古田山下マテ行クヲ又呼歸シ、何ソ遣度思召ケルカ、ハイテ御座候モメン足袋ヲヌキ、是ヤルソ、是ヲハキテ津之國ノハレヲセヨト仰ノ由、授中川ヘ行キ、右ノ通申ス、例ノ中川殿氣ミシカク、ハヤ立腹シテ被申ケルハ、秀吉カ我ニ人質出セト云カト被申候由、古田云、左様ニテハ無シ、能々御思案候エトテ先歸ケリ、夜ニ入り、古田ヲ呼ヒ、中川被申ハ、如何ニモ心得タリ、人質ニ可遣者無シ、家老ノ子ヲ可遣トテ被遣候由、其頃中川殿津國<sup>(桑木)</sup>イハラキニ居住ノ由、  
一山崎合戦ノ時、秀吉公從西國御上リ、先手中川瀨兵衛、堀久太郎、高山右近、池田勝入様杯也、堀久太郎物見トシテ、鐵炮六挺持セ、寶寺ノ上山ニ登ル、同寺ノ出家一人案内トシテ、無理ニ召連出、乍迷惑不及力、跡ニ付行由、然所ニ明智方ヨリ、鐵炮百挺ノ頭松田ノ某山ニ登リ、堀氏ト行合、彼ノ六挺ノ鐵炮ヲ放ツ、四挺ハ火通り、二挺ハ立キヘシテ不通、明智方ノ鐵炮モ、カツラ川ヲ越ス時、水入テ大方火不通由、明智方ノ鐵炮ノ小頭ト見ヘシ一番

天正十年六月十三日

五〇一



天正十年六月十三日

五〇二

ニ進登ル男ヲ鐵炮ニテ打タヲサセ堀氏大勢ノ様ニカケシ所ニ伊木清兵衛是モ又大物見ニ登リ合ヒ寶寺ノ戸(保カ)エシ杯ヲタキ小勢ナカラ鯨波ヲ發ス此聲山ニヒキ大勢ノ様ニキコエ候堀氏六挺ノ鐵炮ニテアタ矢無ク敵ヲ打セ堀氏力戰ニ明智百人ノ足輕一度ニ敗ス其時分中川ハ高山ヨリ跡ニ備フ山崎ノ町口也シカ高山へ度々軍使ヲ遣シ取掛候へト有ケレトモ高山遲々中川タヘカチ山ノ手へ廻リ打出ル所ニ山ノ敵ニケ來ル中川彌々打出ツ本陣ハ齋藤内藏明智光秀臣春日局兄弟長曾我部盛親ノ母也ノ勢ニ追立ラレ從川手池田勢横ニカケ合ヒ勝利也秀吉公ハルカ跡ヨリ乗物ニテ朱唐笠サセ御出テ中川始メ諸大將床机ニ腰ヲ掛居ル定テ念頃ニ禮儀可有ト被思所ニ秀吉公駕ノ内ヨリ瀨兵衛骨折ト被申由瀨兵衛氣ミチカキ人ナレハ推參也ハヤ天下取ノ顔ヲスルカト被申由秀吉公御聞ナキ事ハ有マシケレトモ不聞顔ニテ御通りノ由

〔常山紀談〕

六 山崎合戰の時堀秀政寶寺の山をとる事

山崎合戰の時堀久太郎秀政の士の子何がしといへる者明智がもとに奉公して有しが光秀夜のいまだ明ざる内に寶寺の山に兵をおしあぐべし

と謀りしを父のもとに告やりておもひよらず敵味方となり明日は一戦に及ばん事を歎きける其書狀を則秀政に見せたりければ秀政夜半に寶寺の山にたし上り陣し待かけたりけるをいかで知べき夜明がたに明智が先手押寄たる處を秀政山上より鐵炮を打かけ不意に切てかゝり追崩して一戦に利を得たり○豊臣記堅田ノ猪飼某光秀ニ與シ其子堀秀政

森寺政右衛門武名の事

山崎の合戰は明智が先陣と護(信豐)國公の先陣と戰をいごむ時侍大將森寺政右衛門忠勝眞先うけて敵を追うつる森寺馬印檜木笠なりしを明智が者共見て々ふ檜木笠の馬ぞるし持せざる大剛の者下知せしありさほ目をおごろうし候姓名を承らむやと度々呼りたるを秀吉聞て々ふの軍森寺一人の武名をあかしとて桐の紋付する羽織をあへられたり

〔校合雜記〕

三十一

秀吉明智と山崎天王寺(山カ)の合せんを秀吉地形をよく知

り玉ひしゆへは勝も成なる秀吉兵庫に於て今度の合戰之勝劣ハ山崎乃天王寺山(山カ)をそやく取るととらむるととふりとのふひて堀尾茂介も下知あり茂介(山カ)を急ぎ夜通し一番乗上りて天王寺山を取切

天正十年六月十三日

五〇三



り、明智もすでは山崎へ打出りしり、天王寺山の地形の勝劣をみて、松田太郎左衛門を申付て、天王寺山をさらせられども、堀尾うとくと一時は組さるゆへ、とや天王寺山をさらせて、手をむかしくしたり、茂介鐵炮の打せ様、圖はあさりて、勢ひ堅きを碎く程は、明智の人数敗軍したる也、茂介は數度の働きあつて、大身も成たる也、治國壽夜、異事ナシ

〔常山紀談〕

六 則武三大夫功名の事

山崎の軍は、堀尾帶刀吉晴の士、則武三大夫首を取て、吉晴の前へ來る、吉晴おもひしとりも出りしりと詞をうけらるしり、則武怒て首を提てまゝみとり、あつる時の、大將も目のくらくなる物な候、則武三大夫が取る首とく御覽候へと罵る、吉晴もよくき奴哉といふまゝ、刀を抽て斬られし、吉晴の星を削り、則武眞一文字の敵の中へかけ入り、又首を取て歸る、吉晴の必則武の討死せんと悔おもひれし處は、則武來れば、大は悦んで、汝をさらぬやめたる詞、賞はる餘り、たもひしとりもといへる、剛の者まいふべき詞はあらば、むり過てこそあれ、汝は二度の先づけ、大ききまぐれしよと感せられたり、

則武三大夫

〔竹森家記〕

竹森石見守次貞傳

竹森次貞

同年六月、秀吉與明智戰於山崎、于時孝高公謂次貞曰、汝創左手、知其不便於操刀槍、如此則與敵相接而隕命而已、自今後可職樹旗矣、夫旗者表章於主將之心腑、而一於諸卒之眼目、勝則旗整々、敗則旗擾々、勝敗所係於軍事、以是爲重任矣、汝起於賤夫、得於軍事之樞要者、天生之奇才也、我既爲得人、汝克努力焉、是乃次貞職旗之最初也、然秀吉與明智爭勝敗、如天地已判、專爲大事也、孝高公有首鼠之兩端、爲察其機、暫測見之、令次貞曰、東西之軍、以取天王山爲心、速取於此山者、必勝歟、汝夫無怠也、然樹於旗堤上、見其機微之判、公在堤下憩息矣、已而兩軍進兵於天王山、秀吉之軍、將至於巔、此時其機已現、次貞大言曰、將進旗、公夫圖之、公曰、未也、少焉、次貞曰、今也可進旗、公曰、汝何知乎、次貞罵怒曰、吁爾起座而見之、公起而見之、實得其秋也、既而進旗發兵、奮擊得勝也、後謂次貞曰、汝放言非禮、雖然進退得其度、我得勝、故宥其罪、却足稱美也、自是人皆稱其能幹於武事矣、

孝高兩端ヲ持ス

〔日向記〕

十 秀吉公山崎合戰祐兵主へ鍵ヲ賜事

斯テ祐兵主、秀吉公ノ麾下ニ隨奉テ、備中御陣ヨリ、此方片時モ離レ玉ハス、

伊東祐兵



天正十年六月十三日

五〇六

山崎合戦ニモ戦忠ヲ盡シ玉フ、時惟任日向守カ敗軍ノ中ニ聲華ニ鎧タル武者一騎落行ケリ、秀吉公御覽メ、能敵ナルヲ若キ者共討取高名セヨト仰ケレハ、我打トラント、逞兵四五騎カケ出タリ、祐兵主其中ヲ乗拔テ、返セキタナシト呼リ玉ヒケレハ、敵モノカレ難ヤ思ケン引返所ヲ、スカサス組伏討取玉ヒヌ、秀吉公遙御覽メ、只今大ノ男ノ庵ニ木瓜ノ験付テ敵討タルハ、日向ノ伊東ニテヤ有ラント御意有之所ニ、祐兵主彼首ヲ持參シ、實檢ニ備奉ル、秀吉公御感淺カラス、南都金房左衛門尉政則カウチタル三尺長身ニクリカラ龍ヲホリタル熊ノ皮ノナケサヤノ御鎧ヲ御手ツカラ給リテ、面目ヲ施ス、其鎧今ニ相傳メ家寶トセリ、六月十三日、惟任終ニ討レケレハ、秀吉公凱旋シ玉ヒ、信長公ノ葬事ヲ營ミ、一字ヲ建立ノ惣見院ト號、即大徳寺ノ塔頭也、是ヨリ尾州へ御下向、織田ノ幼主ヲ安土山ニ居奉リ、十一月、江州長濱へ御出陣、濃州一國平均ニ打靡ケ、寶寺御歸城アリ、

〔武功雜記〕

七

シャウリウ寺合戦ノ刻、中川瀨兵衛、高山右近、池田紀伊守、

加藤清正

山崎ノ町中程、攝津國山城ノ境ノ所ニ築地アリ、番兵ヲ爰ニ付置、他ノ者ヲ一人モ不入、三人ニテ明智ヲ打取、手柄成仕様ノ由、此節此時清正無類働キノヨシ、加藤肥後守達テ斷

林龜之助

ヲ申、右ノ所ヲ通り、此者ノ手後ニ加ル、太閤御本陣ハ寶寺也、此地ヲ明智方ヨリ可取事ヲ、無左シテ、秀吉ニ被取候、不審成由人々申候、明智家來林龜之助語候ハ、秀吉急ニ上洛可有ヲ不存、彼地ヲ被取候由申由、  
右ノ龜之助咄ニ、明智負軍ニ成、侍共ニ被申ハ、志有ル者ハ、吾等前ヲ致下馬通り候へト被申候、後龜之助ト、其外今一人兩人ナラテハ下馬イタシ候者無之候、落目ニ成候へハ、人ノ志モ替リ候者也ト、龜之助語リ候由シ、(符カ)龜之助ハ其場ニテフカ手ヲ負退兼候ヲ、ワカタウ兩人シテ八幡へ退ケ、彼地ニ兼々龜之助知音ノ出家有リ、彼坊へ行、龜之助手ヲ負候、兼テ近付ニテ候間、助ケ候へト、若黨兩人彼法師へ申候へハ、明智ハ天下ノ逆臣也、是ニ組スル家人等ヲ誰カ助ケ可申ヤトノ、シリ、イザ出合、此者ヲ打取候へト申故、若黨ハ此詞ニ恐レ、其場ヲ立去ル、龜之助ハフカ手ヲ負候故、退候事不成、其儘居候處へ、彼法師參リ、龜之助手ヲ取引立、例ノ好身ニテ、キドクニ御出候、吾等看病イタシ助ケ可申候、御心安思召候へ、唯今ノ、シリ候ハ、下人ヲ貳人マテ御ツレ候テハ、カクシトゲ候事モ、人數ニテ難成候、其節彼若黨ナト追出シ候ハスハ、却而禍ニ可成ト存態追散シ候ト語、龜之助ヲ引掛メンゾウへ

天正十年六月十三日

五〇七



杉尾左兵衛

入、養生イタシ隠トゲ候由、此法師キドク成志ト、其後龜之助感シ語り候由、此龜之助ハ、後ニ福嶋左衛門太夫殿ニ居申ス、其後松平下總殿(忠明)ニ二千石取居ル、用ニ立ノ由、

〔武功雜記〕

八

明智日向守ガ小扈從杉尾左兵衛、日向守ガ死場マテ附居、ソレヨリ山中ニ隠レ居候、洛陽ニハ、日向守ガ與黨人尋出來候ハ、可有褒美トノ高札立チ候由ユヘ、左兵衛在所ハ、近邊ノ塔ノ森ナリ、忍テ行クベキ手段無之テ、傍ニ有之候案山子ノ簀笠ヲ取テ著シ、脇指ヲ拔テ柴ヲ刈テ、樵ノマネヲシテ、塔ノ森ヘ忍行候ヘバ、吾家ノ戶外ニ人多立居候ユヘ、イカサマ某ヲ搜シ來レルヤト心元ナク、裏ノ方ヨリ忍聞候ヘバ、左兵衛死候トテ、親類トモ寄合、ニコニ口ヲヨセサセ候折節ナリ、左兵衛裏ノ方ヨリ、不圖驅入候ヲ見テ、親類トモ悅無限候、巫ハコレヲ見テ逃候由、左兵衛ハ後ニ肥後ヘ有付候、大坂陣ノ時籠城打死、日向守ハ伏見小栗栖ニテ、數ノ内ヨリ竹鎧ニテ投突ニ逢テ死候、

私云、小栗栖トミサ、キトノ間ヅシノ奥ト云所、

〔明良洪範續篇〕

九

秀吉公山崎ヘ、金ノ瓢ノ印早々上ラレシト也、是ハ兼

天王山  
印上リタ  
ル方ガリ  
勝

山崎合戦  
程見物人  
多キコト  
ハナシト

小栗栖ノ  
作右衛門

テ此山ヘ印上リタル方勝也ト、人々申セシヲ御聞有シ故也トカヤ、諸人は是ヲ見テ、ハヤ秀吉公方ノ勝也ト申セリ、  
筒井順慶、四條河原ニテ、秀吉公ト明智ト合戦ノ時ニ、兩方見合居タリシニ、見物ノ人數モ、順慶ハ大軍也、此人ノ加勢シタルガ、勝ナラント口々ニ申ケル、折節俄ニ夕立シ雷鳴セシガ、程ナク明智カ備崩レシ、此山崎合戦程見物人ノ多キ事ハ無リシト也、

〔明良洪範〕

十八

天正十年六月、明智光秀山崎ニテ敗軍シ、夜ニ入り、ヒソカニ小栗栖ヲ落行シニ、此里ノ百姓凡、落人ヲトラエテ、物ノ具ヲ取ラントテ、鎗ヲ以テ垣ノコナタヨリ突ケルニ、光秀ガ脇腹ニツキ通シケリ、馬上二三町計リハコタエケレバ、痛手ナレバ死シケリ、後日ニ光秀ト云事知レケレバ、ヨキ高名シタリト、諸人譽ウラヤミケルマ、ニ、彼男タチマチ武勇ノ心口出來テ、其後迄、里遠郷ニシレ者アル時ハ、人ヨリ先ニハセ行テカラメ取、或ハ切伏ナドスル程ニ、小栗栖ノ作右衛門トテ聞人オソレシトナリ、誠ニ用時成虎ノタメシニヤ、作右衛門死シテ、其子喜兵衛ツ、イテ武勇ノ名高クゾアリケル、或年、コノ村ニ狼ノアレテ、日暮ヨリハ往來モ絶シホドナ







天正十年六月十三日

五二二

將おれど日向守腹立事も多うるへし然らハ御難よからさるよふよるハ  
 らミをのき候こそ恩を知る人ともいふへき飽までとり立らせかりら  
 情なくおしつめ御父子共ニ討奉りし天罰のウをうさく乳呑子やごにお  
 もひさり秀吉(るカ)よ一戦に討果されし事是非を論するよ及ハさる事なり細  
 川筒井も明智うかさらひよめて人数を出して壹里計りゑさて備へ  
 かりしういうよしても不義の方人不善よくとしりさくさて餘所かりら  
 守り居たる自餘の人ノハ細川筒井さへるの體也我等も他人也殊ヨ日  
 比申合せさる首尾をかし雙方の勝負を見よとて見物して居さりたる此  
 人数くハり大手搦手として引つゝミ戦ふものからハ秀吉何とおもふ  
 とも打負玉ふへきを大惡逆の罪をうむりし光秀よ出合ひ倒るゝ所よ  
 て土をつらむさへのとく羽柴殿の果報の程を類ひもなしと諸人申々  
 る是をさへハ人慮の及ふ所よあらず天下の主と成玉ふへき前表此時よ  
 り兆せりと評しけると也

秀吉ノ果  
報ハ比類  
ナシ

〔花押彙纂〕

部ア之 明智光秀

○以下惟任光秀及ビ其一族家臣ノコト等ニカ、ル、

西教寺文書

光秀

○離宮八幡宮文書(山縣  
元龜四年六月廿一日附、明智十兵  
衛尉光秀外一名連署狀

咲庵

光秀

○西教寺文書(近江  
元龜四年五月廿四日附  
寄進狀

天正十年六月十三日

五二三



天正十年六月十三日

五一四

多賀神社

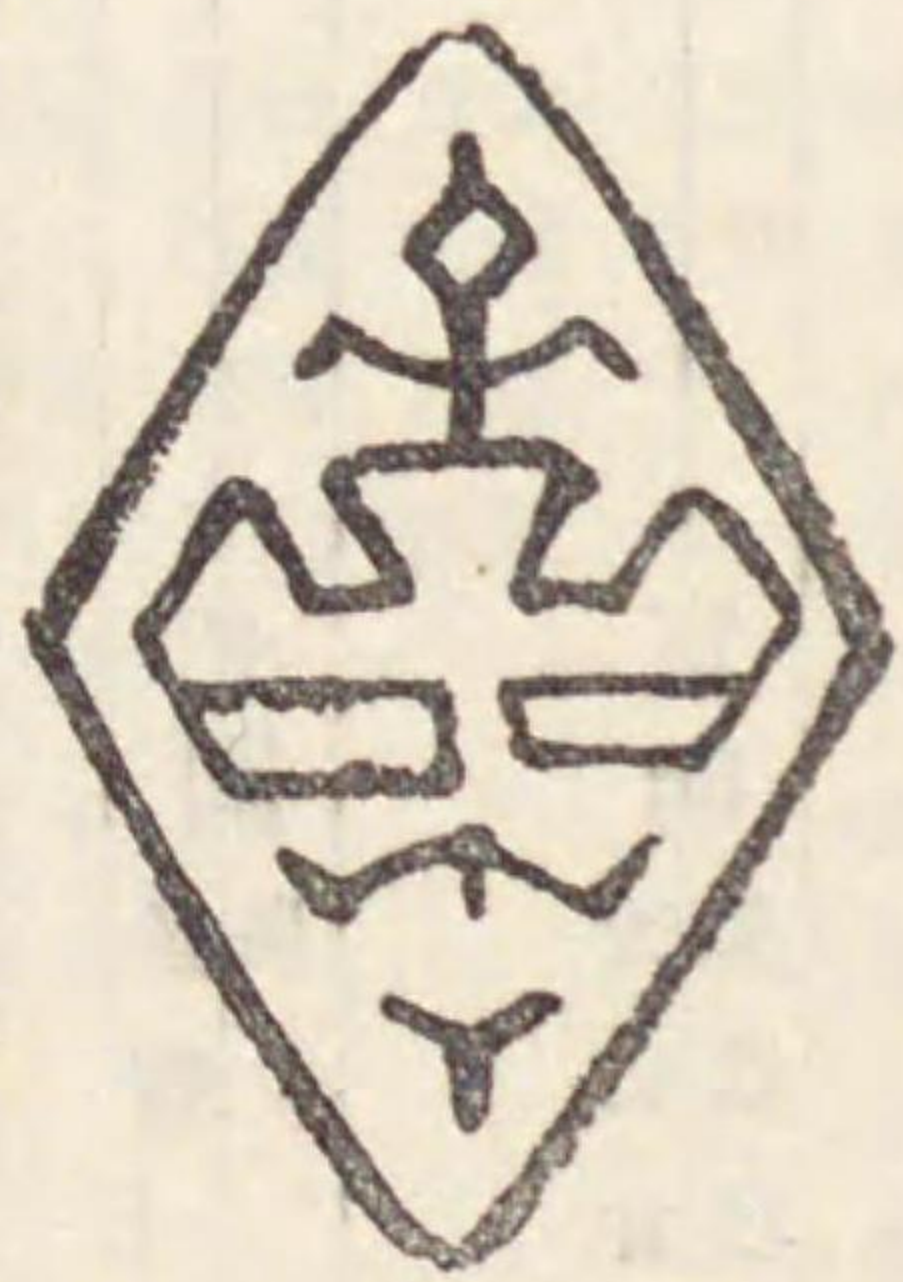
○多賀神社文書(近江)  
天正十年六月六日附禁  
制

ちとくいん宛消息

○寶鏡寺文書(山城)  
ちとくいん宛消息

三つ

〔印章彙纂〕 明智光秀



○妙顯寺文書(山城)  
九月晦日附明智十兵衛  
尉光秀外三名連署狀

〔土岐系圖〕 ○子爵土岐

賴貞 雲石存孝號定林寺殿曆應二年二月廿二日  
卒美乃守護國司孫四郎伯耆守弓馬之上手

賴基 號明智九郎  
法名妙印

賴重 民部太輔少イ  
明智伯耆守

賴忠 下野守法  
名淨皎

賴里 七郎

康綱 繼イ 二郎

賴篤 十郎 國篤 太郎

賴英 賴忠 尙イ 兵部少 輔 十郎

明智氏ノ  
出自

天正十年六月十三日

五一五



天正十年六月十三日

五一六

〔土岐系圖〕

百〇續十八所類從

賴貞

土岐隱岐孫二郎伯耆守歌人弓馬上手母同定親平貞時女也出家法名存孝曆應二年二月二十二日卒號定林寺

賴基

土岐九郎賴女母平宗賴女

賴澄

十郎

賴重

號明智彦九郎

賴助

十郎

賴篤

十郎

賴秋

六郎式部少輔イ作頼重

賴弘

上總

賴尙

介

賴典

兵部少輔

光秀

明智日向守

賴明

上總

定政

菅沼藤三是也

定明 天文廿一年、賴藝美濃没落時討死

光國 監物助

賴秀 七郎

國篤 十郎

賴定

〔明智氏一族宮城家相傳系圖書〕

賴弘

明智十郎太郎、或彦太郎、民部大輔、右京大夫、從四位下、賴弘以前、大抵前掲續群書類從本土岐系圖ニ同シ

光繼

位下、本名賴典、入道一關齋宗善、從五位下、

賴定

少輔、從五位下、

賴敏

石森刑部少輔、或石森、住明智庄、石森、瀨田、住明智庄、石森、

光鎮

明智四郎、號瀧嶋、勘由、住多藝郡瀧嶋、

光綱

童名千代壽丸、彦太郎、十兵衛、本名光隆、明智玄蕃頭、

光秀

光綱子、家ノ定、紋蔭ノ桔梗、替紋丸ノ内ニ橋、明智十兵衛尉、惟任日向守、山陰道追補使、西海道藩鎮、丹波侍從、後昇殿、從三位、左近中將、惟任宣將下、

光安

明智彌次郎、兵庫頭、從五位下、入道宗寂、明智家後見、

女子

加茂郡峰屋堂洞城主進士山岸、勘解由左、右門尉、信周、光之室、

光久

三本名忠、左、右門尉、柴、

光廣

本名光賴、原彌太郎、忠、左、右門、紀伊守、成賴、原伯耆守、賴廣、養子、

女子

右進士山岸、勘解由左、

女子

齋藤山城守秀、

光廉

明智次、入道屋基、助、明智十、

天正十年六月十三日

五一七



天正十年六月十三日

女子 堀田佐渡守紀正元入道道空  
女子 堀田孫左右門尉正種母  
女子 明智家代々長臣隱岐内膳正惟之室

某宮城兵内舍人

女子 中將左近將監家忠室

光俊 名童岩千代三宅彌平次明智左馬助本名光春丹波國柏原城主柴田

女子 源丹波國柏原城主柴田勝定室

光景 明智次郎八號三宅孫十郎

女子 惟任家原利齋藤大八郎藤原次室

女子 明智十郎左右門尉光近室

光秀 享祿元年戊子八月十七日生於石津郡多羅云云多羅ハ進士家ノ居城也或ハ生於明智城共云云母ハ進士長江加賀右衛門尉信連ノ女也名ヲ美佐保ト云傳曰光秀實ハ妹智進士山岸勘解由左右門尉信周之次男也信周ハ長江信連ノ子也光秀實母ハ光綱之妹也進士家ハ於濃州號長江家依領郡上郡長江ノ庄也稱北山之豪家云云明智光綱家督相承而取結妻緣后既經八年之春秋然共生得病身而不設一子齡及四十因テ爲其

光秀ハ進士信周ノ子ナリトノ説

父光繼之賢慮光秀誕生之時其儘取迎之爲養子相讓家督因光秀成光綱之子然而以叔父兵庫頭光安入道宗寂爲後見住其本城弘治二年丙辰九月明智落城後暫浪人仕足利義昭公後仕織田信長天正十年壬午六月十三日夜於城伏見小栗栖生害年五十五歲

明智系圖

賴典 兵部少輔從五位下攝關○賴典以前ハ前攝關賴朝群書類從本土岐系圖ニ同シ

光隆 明智玄蕃頭妻武田義統妹幼名彦太郎天文十一歲到同十四歲乙巳土岐一族敗北之節戰死

光秀 名彦太郎後有謂世呼鬼太郎童簡名坊成養次郎後有謂世呼惡次郎南都

信教 童名井坊成養次郎後有謂世呼和守後改順慶

康秀 宅彌平次後改左馬助妻長閑女

女子 菅沼新八郎改入道長閑女

女子 實三宅大膳改入道長閑女

女子 櫻井監物家次實長閑女

女子 織田澄七兵衛信澄妻

女子 細川與一郎忠興妻

女子 順慶嫡筒井伊賀守定次妻

天正十年六月十三日

僧玄琳ニ依リテ傳ヘラル、明智氏系圖

順慶ハ光秀ノ弟ナリトノ説



玄琳光秀  
ノ男ト稱ス

天正十年六月十三日

女子 波川勝丹

僧玄琳 洛陽妙心寺住持

安古丸 天正十年六月十三日、于山崎合戰討死

僧不立 嵯峨山音羽川邊、居於洛

女子 井戸三郎

十内 改簡井伊賀守、定次養子、後

自然 所於死

内治麻呂

光秀 享祿元歲戊子三月十日、于濃州多羅城誕生、母武田義統妹、彦太郎幼

稚時、齋藤山城入道道三見之、可為萬人將、稱有人相、世人共云、成長後不

遠、常學文道、得射御、劍術、妙、鎗、薙、刀、之、達人、也、雖有多文載之、譽略、

内治麻呂 母伊賀國柘植城主喜多村出羽守保光女、天正十年壬午正月朔

日、於江州坂本城誕生、明智内治麻呂、於園城寺鎮守新羅社、有社參議、當氏

先祖新羅三郎義光、任社參古例、神樂、催馬樂等、叮嚀行之、

明智正統系圖、并當家傳來之舊譜者、去天正壬午季夏、于江州志賀城、因令焚

玄琳傳來  
ノ系圖  
ス、寫下  
ノ、依リテ  
記、數卷  
依、リテ  
編、ノ、系  
フ、圖、ト  
ム、ト、イ

失、吾累葉折枝木、不知華實榮枯、熙也、于茲余適雖生弓馬家、捨家業、欣出離、居  
住洛陽妙心寺塔頭、視彼形勢、寔以當氏之家鑑、於此時永絕事、有悲猶餘、自往  
古傳來系圖之寫、舊書有數卷、予其中粗選之、述略編二卷、其所謂者、慈父光秀  
尊靈五十廻忌、為追福修善、乃至類孫讓與之者也、

于時寬永八辛未六月十有三日

妙心寺塔頭六十五歲

系圖纂要

七十四  
明智

喜多村彌平兵衛殿  
○續詳書類從本  
智系圖同

賴兼七世  
光繼 兵衛尉

光綱 明智安

光安 明智兵衛助、遠山入道宗叔、繼父、兄仕

光久 明智次右衛門、長閑入道、天正十

光忠 二、次右衛門、聞光秀敗死、自殺、四十三、

光近 左衛門、十郎

光春 明智彌平次、左馬助、天正十六

天正十年六月十三日



天正十年六月十三日

五二二

光秀明智十兵衛、惟任日向守、初仕朝倉氏、仍信長公召仕岐阜、封丹波國龜山

女齋藤伊豆守三子、野玄智、諸系

女明智左馬助、春妻

女明智次右衛門、忠妻

女忠後妻、光

女細川越中守忠興室、子殺于大坂

女織田七兵衛、澄室

光慶母妻木勘解由左衛門範照女、明智、十兵衛、天正十年六月十三病死、十四

定頼筒井順慶為子、自然丸、十二郎、諸系圖又古阿古トアリ

乙壽丸

〔保阪潤治氏所藏文書〕

○越後

猶以若從平左衛門尉方、斷之子細も候ハ、其様子可申越候、隨其重而可申付候、返事之趣、能々彌平次ニ可相尋候、已上、來廿二日、山田孫六其地へ被相越付き、森ノ五家之事得其意候、併先度平左

衛門尉方へ、彌平次うさ可相斷之由申候き、其返事如何候哉、無別儀候ハ、彼家可相渡候、此方之儀者無意義候、可成其意候、恐々謹言、

三月十九日

光秀(花押)

兒玉作右衛門尉

兒玉作右衛門尉殿

〔侯爵前田利爲氏所藏文書〕

此書中惡筆ニ候間、他見有間敷候、以上、

何とて爰元不相見由御座候處、煩由無心元候、腹中由候間、いとり百餘遣候、涯分(衆生)精性專用候、普請明隙候條、我々歸陣候家中之者共、殊外(等)身勞存候、相心得可申聞候、御息成人之後、長久ニ奉公候様ニと思候、猶々本腹砌待入候、ウしく、

六月廿九日

光秀(花押)

〔表書〕殿

光秀○本書ハ、光秀ノ自筆ニカ、ル

〔宮坂伊兵衛氏所藏文書〕

○信濃

如來意其以後不遂音問候、手前兎角罷過疎遠之躰、併意外此事候、仍爲御音信、楊梅一籠送給候、遠路寄思召、一入御懇志御禮不得書中候、爲御使丹後國

天正十年六月十三日

五二三



天正十年六月十三日

五二四

へ罷下候頓而可令歸津候條其節可申承候返々折々御音信喜悅候旁期來音候恐々謹言

五月廿一日

惟日

光秀(花押)

嶋左

御返報

○本書ハ、光秀ノ  
自筆ニカ、ル、

〔賜蘆文庫文書〕

五

聖門様より兩種拜領誠過當至候則參上仕雖申上候丹州へ指急候條無其儀候御取成所仰二候毎々忝存候恐々謹言

十月四日

光秀(花押)

里村紹巴

臨江齋

床下

○本書ハ、光秀ノ  
自筆ニカ、ル、

〔竹内文平氏所藏文書〕

勢

伊

尙々生田よて

なごきすいくひむりの木間哉

夏ハ今朝鳴りくれ行かのみ哉

人丸塚のあさりよて口より出候時分とやく候ておうしく候うしく

光秀ノ發句

光秀生田  
須磨明石  
ヲ過リ紹  
巴ヲ思フ

出陣以來不能音問候

一去二日至明石著陣候洪水故一日逗留今日<sup>四</sup>至書寫罷通候敵味方之様

躰最前於京都承同前候如何可成行候哉御本意不可有程候

一及承候生田川同森それより須磨月見松々風村雨の一本つき嶋それよ

り明石うさ人丸塚岡邊の里不依存見物誠御邊誘引申候ハと事

存出候

一御在洛付而其元ふきしき御遊覽共令察候今度者西國与分目之合

戰候條可被詰御氣と令推察候乍去敵陣取二楯籠可及合戰體無之由申

候藤孝御參會候哉御床敷候叱前德雲御言傳申度候恐々謹言

五月四日

光秀(花押)

惟日

光秀 ○本書ハ、光秀ノ  
自筆ニカ、ル、

臨江齋

床下

〔輯古帖〕

○六 伊 勢 河 井 但 馬 藏

坂本之者共山田宿之儀其方へ申付候不可有別儀候恐々謹言

明智十兵衛尉

天正十年六月十三日

五二五

光秀下伊  
勢神宮

細川藤孝



天正十年六月十三日

五二六

卯月六日

光秀(花押)

河井右近助殿 御宿所

〔輯古帖〕

○十三 伊勢 山本平兵衛藏

我等存分之儀、無異儀於相叶者、大神樂可參候、猶以望所於任覺悟者、大々神樂可參候、於神前御祈念所仰候、恐々謹言、

明智十兵衛尉

七月廿六日

光秀(花押)

河井右近丞殿 御宿所

〔兼見卿記〕

一 天正四年丙子二月十六日、庚辰、下向坂本、惟日へ弓二張、奏

者傳内貳十疋、三藏貳拾疋、惟日面會在夕湊之儀、令下向滿千代丸、黑三十郎所へ罷也、三左衛門貳拾疋、三十郎下緒一筋遣之、及晚同前上洛、

五月廿三日、乙卯、惟日以外依所勞歸陣在京也、罷向道三療治云々、

廿四日、丙辰、惟日祈念之夏、自女房衆申來、撫物以下之夏、以一書返答、

廿六日、戊午、○中入夜自惟日女房衆、以大中寺祈念之夏申來、爲惟日御見廻、

自左右方大將殿隼原御使云々、

吉田兼和  
下光秀  
ト交遊

光秀曲直  
瀨道三ノ  
療治ヲ受

信長光秀  
フ疾ヲ問

越後帷

七月十四日、乙巳、○中惟任日向守爲見廻下向坂本、帷一端越後持參、面會、申

刻歸宅、

十月廿四日、惟日女房衆所勞驗氣也、先日祈念祝著之由、以非在<sup>右</sup>折番銀子

一枚到來、

加賀紋

廿七日、惟日在京也、罷向、加賀シホリノ手繩持參、

十一月二日、向村長(村井長門守貞勝)、惟日女房衆所勞見廻罷向、惟日面會、○下

天正五年丁丑九月十四日、戊辰、向村長面會、惟日上洛也、罷向連歌也、○下

十五日、己巳、雨降後刻晴、惟日在京罷向、果子三種持參、於德雲軒面會、

天正六年戊寅九月七日、乙卯、爲惟日見廻下向坂本、連歌也、即罷上、

十一日、己未、爲惟日見舞下向坂本、菓子持參、面會、惟日云、予所持之茶碗所望

之由也、妄聞之由答、令上洛即茶碗持下、早速祝著之返夏、入夜惟日書狀儀

谷小四郎使鮭一到來、直ニ令下向丹州、明後日可返夏之由申歸也、

〔兼見卿記〕

二 天正七年己卯六月廿二日、丙申、爲惟日見廻下向坂本、同道

元右、面會帷一持參、大中寺三十疋、藤介三十疋遣之、○下

十月十一日、癸未、爲惟日見舞、至丹州罷下、今夜本免一宿、於加伊原新城普請

天正十年六月十三日

五二七

加伊原新  
城普請

光秀兼和  
ノ茶碗ヲ  
望ム

光秀ノ連  
歌



云々、明日下著之由申了、

十二日、丙戌、發足本免、申刻至加伊原、普請之最中也、下山之砌、於路次面會、小

袖面唐茶子、持參、則同道城中、有夕湊之義、入夜佐竹羽州小屋二一宿、

十三日、未明上洛、惟日不及暇乞、但自惟日、以使者抑留也、既上洛之處、惟日令

下山懇之義也、令面會上洛、五持來、今夜本免ホシメ一宿、

〔兼見卿記〕

三天正九年辛巳正月六日、辛未、長岡兵部大輔來、百疋持來、今

日於坂本、惟任向州連歌興行之由、雜談羞夕殮、供之者十四五人、各認之事

申付、及深更出京了、

十三日、戊子、天陰、惟任日向守爲禮、下向坂本、同道元右、各乘馬、午刻下著、以礮

谷新介申案内、次細川丹波守爲使來云、早々下向過分也、近日所勞之間、乍

自由不可對面之由云、不及是非歟返事了、御祓百疋遣細丹州、重而細丹使

樽之禮也、即上洛訖、略下

〔兼見卿記〕

四天正十年壬午正月八日、丁卯、早々長岡兵部大輔、同與一郎

來、長兵三十疋、十帖與一郎百疋持來、直下向坂本也、上洛之砌、可來之由約

諾了、略下

坂本ニテ  
連歌興行

光秀病ム

藤孝忠興  
父子坂本  
ニ下向ス

兼和坂本  
ニ光秀ヲ  
訪フテ  
天主ニ於  
テ茶湯ア  
リ

光秀福知  
山ニ城ク

秀吉ハ磊  
落人ニ對  
シ辭傲ル  
光秀ハ謹  
厚ニシテ  
辭懇懃

武士ノウ  
ソハ武略

廿日、己卯、爲命カ惟任日向守爲禮、坂本へ被下、御祓百疋持參、面會於小天主、有茶

湯夕湊之儀、種々雜談、一段機嫌也、奏者彌吉也、及晚上洛了、略下

〔天寧寺文書〕

波〇丹 御領主曆代系圖記 牧常右衛門  
所持之寫

丹波天田郡曾我ノ庄福知山曆代御城主ノ記

明智日向守 八幡山ハ今ノ福智城山ノ間ヘ引ト云、福知山  
ト云名古來有之也、明智公ヨリ始ト云、不分明、

天正年中、受信長殿下之下知而、丹波ニ入り込ミ、所々ノ城館を切り取り、天

正七己卯年、丹波一國ヲ拜領ス、此時繩張りして、天主樓溝洫新タニ築き、初

而福知山城ト改メ號ス、天正八庚辰、家類細カ藤木權兵衛を留主居ニ差置、龜山

城江引ク、此間一年權兵衛留主居、

〔老人雜話〕

乾筑前守ハ、信長レ手之者の様ニて、其上磊落の氣質カレテ、

人ニ對して、辭常おこれり、明智ハ外様のやうにて、其上謹厚の人カレリ、

詞常お懇懃也、或時筑前守、明智といふ様の、二ぬしの周山ニ夜普請をして、

謀反を企つと人皆云、いゝと、明智答て云、やく二ひもあき事を云やとて

笑て止たり、

〔老人雜話〕

坤明智日向守ウ曰、佛のうそをハ方便と云、武士のうそをハ



武略と云、士民百姓のかたもき事也と、名言也、

〔明良洪範續編〕

九 日向守、或時ニ、雀ノ子巢ヨリ下へ落ちタルヲ見テ、座

ヲ立テ庭へ立出ケル故、家來共ハ慈悲ナル人故、定メテ本ノ如クニ巢ノ中へ入ラル、事成ント思ヒシニ、草履ヲハキ乍ラ、足ニテ踏殺サレケリ、士ハ時々ムゴキ事ヲスル者也ト云レシ、

〔細川家記〕

忠興一 或時、忠興君光秀の許にて、御對談の時、側衆座を立候

間、忠興君モ御立被成候、各申々るハ、御前ニモ、其儘被成御座度也、何ぞ御内談有之度御様子ニ見請候つると申上候得共、聳鼻差向て、久しくも居らぬと被仰候とぞ、言葉もなく、涙くまをし事度々也、しう共、終は何共云出さざりしう、叛逆ニ而思ひ當りしと、後ニ御咄被成候と也、

信長公御生害の砌、京の町人丹後へ御見廻申上候ニ、洛中の取沙汰御尋被成可申上と仕候時、暫待候へ、御存分可被仰とて、今度の合戦かくて治るへきよららむ、合戦よからハ光秀負さるへしと有、果して御下墨の如ク也、

光秀ハ城攻ノ上手

慶長五年六月、會津陣御用意の爲、忠興君大坂ハ丹後へ御下候時、青龍寺ニ御泊の夜、御咄も、惣て光秀ハ、常の合戦ハ城責よかし也、合戦ニ二の心得有

光秀ハ身ヲカバフ氣味アリ

り、必死の合戦、必勝の合戦、此二ニ越たるハなしと、家康公も被仰候、光秀も此了簡なし、惣体合戦も、大將の身をかゝるてゑならむ、城責などゑ、人數もこゝても無構故も、能く城を被乗候と被仰、身をかゝる氣味有之と思召、明日御通り被成候節、可被仰聞と有て、翌朝御立の時、山崎もあせ、おんぼう塚も是、前ニ深田迄かゝへ身かまへよし、先手と敵との間ニへさる様ニ高き野畑有り、是夕部の咄も違ひたるうと、米田助右衛門、かゝ山隼人、牧新五ニ被仰候と也、

〔武者物語抄〕

一 明智日向守殿越前國東郷川よて大黒をひろひるゝ物

語乃事

古き侍乃物語ニ曰、明智日向守殿、かせ奉公人よてまはせ時、越前國東郷川を渡り給ふとて、大黒をひろひるゝ、是福神成とて、よはこび宿所よ取てうへり、棚乃まきにそかへ置て、朝夕うやまひゑてまつらるゝ、或人聞て、授も目出度福神をむらへ給ふ物うき、此福神ハ、則千人乃はらさかり、よくゝ信心をなし給へとたしゑられハ、明智大きにおごろき、授ハ此大黒殿ハ、千人のはらさかりや、あら心せむれ大黒殿うき、たとひ福神よてかく、よの



天正十年六月十三日

五三二

つま乃凡夫も千人乃たりさする人多し侍乃出世を縁りひてたのむへ  
 き神よあらばとて頓て捨給ひさると也、  
 明智殿心指尤至極せり、たどへ其身不消<sup>(實)</sup>もあを、又ハ幼少よをあれ、大  
 守と成給のん人も其氣像<sup>(實)</sup>つま乃人よのりるへしをあり、たどへと、永  
 正二年六月十六日、毛利元就十二歳乃時、安藝の吉田より、同國嚴嶋へ  
 社參あり、吉田乃城より下向有て、男女殿原を臨つめ、とひ給ふ、今度宮嶋  
 乃大明神よて、かよ〜と祈誓をせらんと、とひまふ時、いづをも申  
 上たる、第一御家御武運長久、次よはとくし共奉公冥加御座候様よ  
 といのり奉る、かよ〜申、中よも御守り渡邊といふ者申上たる、某ハ少  
 輔<sup>(元就)</sup>太郎様中國を皆御支配有様よと、ふりく祈誓をうけ奉ると申、元就聞  
 給ひて、中國を皆とのおろり也、せめて日本をえさうへよといのりてこ  
 そと仰りれ、皆人申、先中國を納らえてこそぞいひたりれ、元就腹立  
 え給ひて、異國までも手ふいせんと縁がのど、日本のえさうのん、日本を  
 と望み汝懸堂らんよは、るう〜中國まであらん、今中國を縁がふ所益  
 ありと、いかり給ふと也、是光秀乃心と通用の所也、明智殿後の惟任日向

守光秀と改名あり、天下をおさめ給ふ事、十二日と聞えし、

〔武功雜記〕

十二日向守渡り奉公ノ内ニ、三河牛久保牧野右近大夫所ニ  
 ツカヘシ時、知行ハ百石計也、傍輩中野某ニ、日州カタルハ、侍ノ行末ハ、互ニ  
 シレヌモノナリ、モシワレラ一城ノ主トナリタラバ、被官モホシカルベシ、  
 貴殿ハタノモシキ人ニテ候間、我等方へヨビ候テ、城代トスベシ、貴殿立身  
 セバ、我等又被官トナラント約束シタリ、日州後ニ丹波拜領ノ時、中野ヲ呼  
 テ、龜山ノ城代トス、

〔若州觀跡錄〕

或曰、明智光秀ハ、若劾小濱鍛冶冬廣カ次男ナリシカ、幼少ノ  
 時ヨリ、鍛冶職ヲ嫌ヒ、兵法ヲ好、江劾ニ赴キ、佐々木家ニ仕へ、明智十兵衛ト  
 名ツク、或時佐々木ヨリ、尾州織田家へ、使者ニ參リシヲ、信長、彼カ立フルマ  
 イヨク、言語分明ナルヲ見玉ヒ、佐々木家へ所望有テ、是ヨリ後、信長ノ家人  
 トナリ、次第ニ大祿ヲ給リ、明智日向守ト號セシ、光秀ノ素性ヲ人知ラス、丹  
 州龜山ヲ領スルノ時、冬廣ヲ招キ寄、多ク太刀ヲ作ラシメテ、家人ニ與フ、ヨ  
 ッテ丹波ニ冬廣道具今ニ多シ、此時ノ冬廣ハ、光秀ノ甥ナリト云、光秀ノ助  
 カヲ以テ受領シ、若狹大掾藤原冬廣トナリシ、代々五良左衛門、五郎右衛門

天正十年六月十三日

五三三



天正十年六月十三日

五三四

ト名ツク、元ハ鎌倉ノ明廣ヨリ出タリト云々、

〔鹽尻〕

(元禄元年ヨリ)

百三十年以前濃州明智より御門重兵衛と申者、使者に上り候處、器

量者にて、諸事賢しく相勤ける、其聞名高く罷成候を、信長聞召被召出、則明智重兵衛と名を被下、侍役に被仰付相勤處、追々役替致し、度々の立身、程なく信長公の執權役、被仰付日向守と相改、羽柴筑前守秀吉の相役に罷成、誠に其身も晝夜無惰怠相勤ける、

〔甲子夜話〕

七三

相傳、信長の時、明智日向守計ひとして、知行に應じて、人數を定め、行列を極む、その以前は、國入旅立などの時は、行列ありて、常は同

勢打雜りて行たりしと也、世事

〔老人雜話〕

乾

明智坂本に城を築く時、三浦と云者、

浪間よりかさまおけるや雲のとき

と云發句をなす、明智わきの句よ、

いと山はさへしなる杉村(ひか)

と、明智歌學よ達ス、

〔常山紀談〕

五

光秀居城を築く事、附辛崎の松の事

○上略、光秀、周山ニ城ケコト、及ビ光秀、三浦ノ連歌ノコ、又志賀唐崎の松、い  
トニカ、ル、連歌ノコトハ、前掲老人雜話所收ニ同シ、  
つの比にか枯たりしを、光秀植つぎて今の松なり、光秀よめる歌、  
われならて誰かはうゑむひとつ松こゝろしてふけ志賀の浦かせ

一説、青蓮院宮尊朝法親王の、辛崎の松の記にて見れば、大津の城主新庄駿河守直頼、舍弟松庵、(續下同シ)東玉、雜齋、直壽、此雜齋天正十九年卯の秋植られし由、其時のうたに、

たのつから千代も經ぬへし辛崎のまつにひかるゝみそきなりせは

されば今の松は、此新庄の植られしか、

〔兵家茶話〕

四

明智日向守光秀、山崎没落ノ時、ヒソカニ遁レテ、濃州武藝

郡洞戸村佛光山西洞寺ニ隠レ居テ、姓名ヲ替テ、荒澤又五郎ト稱ス、關ヶ原役ニ神君ニ屬シ奉ルヘシトテ、親類ヲ率ヒテ出陣セシカ、路次ニテ、川水ニオホレ死セルト云々、其弟宗三カ子不立トテ禪僧ナリ、中洞ニ住ス、○下略、七月附、光秀宛、信長ノ偽文書ニカ、ル、

〔盈筐錄〕

三三九

明智光秀 名古屋御城下、井筒屋甚右衛門と云藥屋あり、此隱居より接と云者あり、好事ありし、廿年前、○人見雜記ハ、寛政三年頃ノ著ナレバ、安永三年

天正十年六月十三日

五三五



頃、八十餘まで死たり、嘗て語しは、下麻生村より出家壹人、（マコ）來り、藥種をかひ合せけり、後（マコ）の（マコ）なりても、（マコ）何らし、如何なる藥といふ事をいひ、藥屋二三軒あてかひ集め、藥方をまらさらんやうよまざる体あり、然るも、此僧半年計來らば、如何と噂する時、或る人の云、此僧縛られて、御國方へ行るるを、正しく見たりと云ふ付、以接も心を勞し、若かの調合せしは、毒藥かどあて、手前も、其連坐を蒙らんかと、（マコ）あて聞し、左ふり、（マコ）あて、役人よ對し過言あり、戒しめられし、其謂れ如何とあれ、此僧か祖父の、明智日向守まで、日州山崎あて死せし沙汰あせとも、實のまはかあ逃れて、下麻生あ蟄居し住めり、關か原御陣のとき、御身方よ參るとて、墨股川まで、日州の子入水せり、仍て其子の出家させしを、かゝる由緒ある身也へ、御國方役所（マコ）ても、雜言かと申、高ふりの體ありしゆへ、いゝくまを戒しとせ、同日同人話、

泰案よ、六一郎話よく似ゑる事あり、日夏繁高の兵家茶話よ、日向守の京都を逃れ、美濃あ隠れ住し、關か原御陣の節、關東の御方あ參らんとて、墨股川まで入水せり、其時の荒澤又五郎と稱せしと也、（マコ）人見、（マコ）雜記、

光秀下麻生二匿ルトノ説

光秀養女盛姫

〔龍溪小説〕

天 明智日向守光秀養女報父之讐志之事

一日向守養女盛姫、事越中守殿へ引取、介抱あらんと、の事なりしに、存（マコ）る子細も候への參るましたとて、本國濃州の方へ立退被申候也、右盛姫あ付候家老相良源内、道利、といふ者、元來秋山伯耆守家士なりし、後日向守家へ出身奉公也、源内病死して、悴源太夫打續此姫あ奉公也、美濃國うつら尾の城下よ、の者あり、此方あおちゆき、盛姫をも養育して、大切奉仕也、（マコ）下略、盛姫、光秀ノ仇ヲ秀吉ニ報

〔美濃國諸家系譜〕 堀田家譜

正種 堀田孫 左衛門

女子 正種子、或日向守光秀妾、淺野内藏助母也

正久 堀田孫 太郎

正利 堀田勤 左衛門

頼勝 平岡石 見守

某 初名堀田十郎兵衛、後改淺野内藏助

某 天正十年壬午□月、生於江州志賀郡實ハ、明智日向守光秀之子也、母ハ

淺野内藏助



堀田正種

同正久

堀田十郎  
兵衛

堀田道也

道也淺野  
幸長ノ傳  
トナル

道也朝鮮  
役ニ從フ

天正十年六月十三日

五三八

正種娘菊女也。天正十年壬午六月十三日、山崎合戰之時、前日堀田正種ハ、兼テ蒙君命、相伴我娘、并幼君、落行志賀郡大石村、爰ニ蟄居而密々養育之、一説ニ、蟄居於美濃國不破郡大石村共云々(行方諸之)又曰、乳父大石平左衛門与云者、是ヲ介抱而落行古郷江州大石村、養育之共云々、正種嫡子孫太郎正久ハ、受父之命、出陣於山崎表忠死ス、次男正利ハ、移西國、乃正種後ニ此外孫爲吾子讓家名、令名乘堀田十郎兵衛ト、成長之後、仕甲州府中城主淺野左京大夫源幸長、粗有武功、且依正父母之由緒、賜主家之名字、入一門之列、後改淺野内藏助、領壹萬石、慶長六年丑年□月、屬主人移紀州和歌山、

〔紀氏之系圖〕道也堀田助、後改孫左衛門高勝、尾州津嶋之産也、初仕明智光秀、而爲丹波國福地山之城代、光秀爲秀吉公被殺、而後隱其身、不敢出其後、淺野長政慕其德、求而逢之、江州大津矣、長政使男長滿丸屬高勝、高勝亦感其心之切、而不得固辭、教之不倦、終傳仕此君也、天正十八庚寅年、長滿丸已成童、改號左京大夫幸長、而初發向小田原之役、軍門甚有功、所以是高勝之善用兵也、此時賜淺野之姓、可謂長政亦務學英雄之心焉、又奉從高麗、與明兵戰而有大功、此時高勝之孫戰死、在蔚山城中、而相對加藤清正、終夜評議、直言勇氣、未

渡邊糺  
正榮尼

嘗屈其志、清正感伏之、故諸軍出萬死得一生、清正常稱之、又從關原之役、討取南部柏原兩將、其功一歸高勝矣、他日拜謁家康公、公嘆美此事、而自下賜之保昌五郎之刀、或時有將軍召國主之老臣老臣者、家老也、於駿府、此則將軍疑國主之心故也、幸長令高勝住駿府焉、將軍命老臣曰、若有國主叛逆之微意、則速訴達焉、皆各伏其命矣、高勝獨不敢畏伏、將軍怒問其故、高勝對曰、臣顯君之惡者、我大所恥也、將軍亦不能奪其志、甚感賞之、慶長十八癸丑五月二十九日、行年七十六卒、京都葬高野山、法名光照院龜嶽宗卜、初妻尾州川村氏之女也、後妻江州多賀氏之女也、法名養壽院、月澤桂春

〔天正記聞〕光秀公前妻者、江州永原之壘主永原大炊助嫡永原仁左衛門娘也、此腹生女子、母子共歸故郷、此女子成長而秀吉家臣嫁渡部宮内少輔、生渡部内藏助、宮内少輔死後、内藏助母成尼、號渡部正榮、大坂奥方女臚頭云隨一、内藏助儀於大坂冬夏之御軍法砌、御相談之席、軍術槍達人有武功、大坂落城之節、出城外戰處、見掛城火、急歸城中、正榮妻子共入千疊敷、然處正榮云、武士之最後者、後世之評判、先祖爲面目間、内藏助自害之體、見屈度由、内藏助聞之、悅、即席子共刺殺、腹十文字切、正榮大感介錯、内藏助者、山城國一來寺城主、(兼力)

天正十年六月十三日

五三九



天正十年六月十三日

五四〇

石、渡部出雲守孫、同宮内少輔嫡子也、正榮向娘云、其方者田丸城主之息女、我身者天下取之娘、於最後何掛人手乎、尤領掌而、兩人共令自害、飛入燭中、傍人視之、雖爲女身、勇將之子孫者、未後異常人、可爲諸人之手本、甚感之、内藏助妻者、勢州田丸城主四萬五千石、牧村兵部大輔娘也、正榮亦有娘、ルコト、元和元年五月七日ノ條ニ見ユ、正榮尼等自殺ス

伊勢系圖

百〇續群書類從 四十一所收

貞良 虎福丸、兵庫頭、

貞興 童名三郎、小法師、

永祿二年己未四月廿九日誕生、天正十年六月、同于明智於山崎表討死、廿四歲、

別伊勢系圖

百〇續群書類從 四十一所收

伊勢貞興三郎、熊千代、即心院、

明智日向守（山崎）、打死シタリ、寶寺山ニ石堂有、

是池田紀伊守石堂ヲ立タリ、子共多クアレトモ果タリ、娘一人貞景所ニ居合テ助カル、則娘トスル、其後藤堂仁右衛門妻女ニ成テ子孫有、依之、貞興跡絶故、伊勢兵部同名ニ成リタレトモ、幸家ヲツカセンタメ、伊勢兵部貞昌、貞

伊勢貞興

貞昌貞興  
ノ後ヲ襲

與名跡トナス、

美濃國諸家系譜

堀氏系圖

直氏 堀又十郎、將監、

直家 堀與次郎、童名源太、

母ハ同上、女○白檜越中守長張、始仕齋藤義龍、從永祿十二年庚午正月、仕明智光秀、但依有所縁也、成侍大將領三千石、弓達人、天正十年壬午六月十三

日夜、於城州小栗栖、主君一所自害、五十二歲、

美濃國諸家系譜

開田家系

武貞 開田圖善頭、

武章 開田太郎、

母ハ明智頼口女也、大力無雙殊ニ水練達人、永祿十二年己巳正月、より仕明智光秀、一世之武功莫大也、於丹波國口入領三千石、天正十年壬午六月十三日之夜、於山城國小栗栖、主人と俱ニ自害、年三十六、

美濃國諸家系譜

堀口氏之家譜

貞正 堀口三郎、掃部助、

天正十年六月十三日

五四一

堀直家

開田武章